

令和7年第4回定例会

さつま町議会会議録

令和7年11月28日 開会

令和7年12月18日 閉会

さつま町議会

令和7年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
11	28	金	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員長報告 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案審議 ・請願、陳情 		
	29	土	休日			
	30	日	休日			
	1	月	休会			
	2	火	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5人） 		
	3	水	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（1人） 		
	4	木	本会議（4日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑 常任委員会		
	5	金	常任委員会			
	6	土	休日			
	7	日	休日			
	8	月	常任委員会			
	9	火	休会			
	10	水	休会			
	11	木	休会			
	12	金	休会			
	13	土	休日			
	14	日	休日			
	15	月	休会			
	16	火	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	17	水	休会			

月	日	曜	日	程	備	考
	18	木		本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案等審議 ・ 請願、陳情 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続審査、調査の件 ・ 閉会		

令和7年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和7年11月28日

閉会 令和7年12月18日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
56	令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について	R7.11.28	R7.11.28	認定	決算特別
57	令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
58	令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
59	令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について	〃	〃	原案可決	〃
61	さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	〃	R7.12.18	〃	総務厚生
62	さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
63	さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
64	さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
65	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
66	さつま町コミュニティセンター条例の廃止について	〃	〃	〃	文教経済
67	さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
68	さつま町交流館条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
69	さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について	〃	〃	〃	総務厚生
70	さつま町農村広場条例の廃止について	〃	〃	〃	文教経済
71	さつま町きらら公園条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
72	さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
73	さつま町ふるさと創生館条例の廃止について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案74	さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について	R7. 11. 28	R7. 12. 18	原案可決	文教経済
75	さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
76	さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
77	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	可決	〃
78	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
79	さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
80	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
81	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
82	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
83	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
84	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
85	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
86	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
87	さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
88	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
89	北薩広域公園の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
90	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
91	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	〃	〃	原案可決	2委員会
92	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	R7. 12. 18	R7. 12. 18	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
	所管事務調査報告の件	R7. 12. 18	R7. 12. 18	決 定	—
	議員派遣の件	〃	〃	〃	—
	閉会中の継続審査・調査の件	〃	〃	〃	—

令和7年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○11月28日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	4
議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1 1
（提案理由説明）	
議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について	1 1
（提案理由説明）	
議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について	1 1
（提案理由説明）	

議案第 68 号 さつま町交流館条例の廃止について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 69 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 70 号 さつま町農村広場条例の廃止について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 71 号 さつま町きらら公園条例の廃止について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 72 号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 73 号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 74 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について （提案理由説明）	
議案第 75 号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 76 号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 77 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 78 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 79 号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 80 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 81 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 82 号 さつま町薩摩農産加工センターの指定管理者の指定について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 83 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について ……………	1 1
（提案理由説明）	
議案第 84 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について ……………	1 2
（提案理由説明）	
議案第 85 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について ……………	1 2
（提案理由説明）	
議案第 86 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について ……………	1 2
（提案理由説明）	
議案第 87 号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について ……………	1 2
（提案理由説明）	
議案第 88 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理 者の指定について ……………	1 2

(提案理由説明)	
議案第 89 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 90 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 91 号 令和 7 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	1 2
(提案理由説明)	
散 会	1 7
○12月2日 (第2日)	
一般質問表	1 9
会議を開催した年月日及び場所	2 4
出欠席議員氏名	2 4
出席事務局職員	2 4
出席説明員氏名	2 4
本日の会議に付した事件	2 5
開 議	2 6
一 般 質 問	2 6
古田 昌也議員	2 6
防衛施設誘致活動について	
町長の施政方針について	
武 さとみ議員	3 6
町長の描く「住民の安全と安心を守る町の姿」について	
「不登校」の増加に歯止めをかける「学校のありかた」について	
川口 憲男議員	4 6
農林業の振興について	
豎山 秀樹議員	5 4
鳥獣害対策について	
耕作放棄地の対策について	
本町における家畜防疫体制について	
閉校施設の今後の活用策について	
橋之口富雄議員	6 4
民間賃貸住宅補助について	
地域活性化、振興について	
散 会	7 1
○12月3日 (第3日)	
一般質問表	7 3
会議を開催した年月日及び場所	7 5
出欠席議員氏名	7 5
出席事務局職員	7 5
出席説明員氏名	7 5

本日の会議に付した事件	7 6
開 議	7 7
一 般 質 問	7 7
有川 美子議員	7 7
ひとり親家庭等医療費助成について	
新卒者・中途転入者への就労支援について	
保育士の働きやすさの実現について	
公務員の兼業解禁について	
散 会	8 9
○12月4日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	9 0
出欠席議員氏名	9 0
出席事務局職員	9 0
出席説明員氏名	9 0
本日の会議に付した事件	9 1
議案付託表	9 2
開 議	9 4
議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について	9 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人 に対する実費弁償に関する条例の一部改正について	9 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正について	9 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について	9 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について	9 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について	9 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について	9 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について	9 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について	9 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について	9 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について	9 5

(総括質疑・委員会付託)	
議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について	95
(総括質疑・委員会付託)	
議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について	95
(総括質疑・委員会付託)	
議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について	95
(総括質疑・委員会付託)	
議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について	95
(総括質疑・委員会付託)	
議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について	95
(総括質疑・委員会付託)	
議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理 者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	96
(総括質疑・委員会付託)	
議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	97
(総括質疑・委員会付託)	

散 会	99
-----------	----

○12月18日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	101
出欠席議員氏名	101
出席事務局職員	101
出席説明員氏名	101
本日の会議に付した事件	102
開 議	103
議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について	103
（委員長報告・質疑・討論・起立採決）	

議案第76号	さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について	103
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第77号	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	103
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第78号	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	103
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第79号	さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について	103
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第80号	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	103
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第81号	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	103
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第82号	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	103
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第83号	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第84号	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第85号	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第86号	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第87号	さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第88号	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第89号	北薩広域公園の指定管理者の指定について	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第91号	令和7年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	104
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第90号	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	111
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第92号	令和7年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	111
	(提案理由の説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
所管事務調査報告の件		113
	(委員長報告・質疑)	
議員派遣の件		118
	(決定)	
閉会中の継続調査の件		118
	(決定)	
閉 会		118

令和7年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

令和7年11月28日

令和7年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年11月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
川崎里志	ほけん福祉課長	久保田春彦	こども課長
山口良浩	農林課長	上谷川征和	森づくり推進監
山口泰徳	さつまPR課長	原田健二	建設課長
紺屋一幸	代表監査委員	上野加奈子	監査委員事務局長
木場哲志	消防長	藤園育美	教育総務課長
中村英美	社会教育課長		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 第 8 議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について
- 第 9 議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第10 議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第12 議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について
- 第13 議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第14 議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について
- 第15 議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について
- 第16 議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について
- 第17 議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について
- 第18 議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について
- 第19 議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について
- 第20 議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について
- 第21 議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について
- 第22 議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について
- 第23 議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について
- 第24 議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について
- 第25 議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第27 議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について
- 第28 議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第29 議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第30 議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第31 議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第32 議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第33 議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第34 議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第35 議案第87号 さつま町うましききららの楽校の指定管理者の指定について
- 第36 議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第37 議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について

- 第38 議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
第39 議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）

△開 会 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第4回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○新改 秀作議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○新改 秀作議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、桑波田大議員及び8番、武さとみ議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○新改 秀作議長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月18日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○新改 秀作議長

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

なお、監査委員から例月出納検査及び財政援助団体等の監査の結果報告並びに教育委員会から令和6年度教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の提出がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○新改 秀作議長

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、10月17日の鹿児島国際大学との包括連携協定式、11月12日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望、並びに同月16日のさつま町産業祭&JA

農業祭について補足して御報告を申し上げます。

はじめに、10月17日の鹿児島国際大学との包括連携協定式についてでございます。

近年、本町を含む全国の多くの地域で人口減少や少子高齢化の進行、それに伴う人材不足、地域経済の活性化といった様々な課題に直面しているところでございます。

こうした課題を乗り越え、誰もが夢と希望を持ち安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくためには、地方創生の根幹であります、あらゆる分野での協力・協働が不可欠でございます。

このような状況の中、経済・福祉・文化など幅広い分野におきまして、高度な教育研究機能を持ち、地域貢献にも積極的に取り組んでおられる鹿児島国際大学様と包括連携協定を締結し、協力体制を構築したところでございます。

協定の内容としましては、一つに、地域のDX推進、2番目に教育文化スポーツ振興、3番目に産業振興・中小企業支援、4番目に観光・歴史・文化資源の活用に関することなど、そのほか幅広い分野での連携を掲げ、鹿児島国際大学様が持つ専門的な知見や学生の皆様の若い力や柔軟な発想を本町の豊かな自然や歴史・文化といった魅力ある地域資源と掛け合わせることで、新たな価値を創造し、活力ある地域社会を次世代へ継承していくことを目的としたものでございます。

今回の協定により、行政だけでは成し得なかった多角的かつ専門的な視点を取り入れたまちづくりや地域づくりが加速するものと期待しているところであります。

また、本年度におきましては、地方創生交付金を活用した「さつま町創生GD Xセンター」の創設を進めておりますけれども、それに併せまして、さつま町・鹿児島国際大学・株式会社鹿児島銀行・株式会社フォーバルの産官学金の連携によるコンソーシアム、いわゆる共同体でございますけれども、これを形成し、さらに地方創生を進める予定でございます。

次に、11月12日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望についてでございます。

これにつきましては、例年行っている要望でございます、本年は2回目となるところでございます。

この北薩空港幹線道路整備促進期成会を代表して、私と、それから北薩横断道路整備促進議員期成会会長でございます、牟田学阿久根市議会議長とともに要望活動を行ったところでございます。

要望に当たりましては、国土交通省道路局長や財務省主計局主計官をはじめ、関係各部署並びに鹿児島県選出の国会議員に対しまして、北薩横断道路の整備促進及び北薩トンネルの早期復旧、必要な道路予算の確保について、要望を行ったところであります。

この中で、道路局長からは、「重要な連絡道路・輸送路として大きな役割を担う道路である。厳しい財政状況にある中、予算確保のためには、地域からの声が一番効果的であり、今後も御協力をお願いしたい。また、北薩トンネルの災害復旧については、県と連携し、早期復旧に努力したい」との回答をいただいたところでございます。

今後も引き続き、早期の全線開通に向けまして、沿線自治体が一体となり、事業の推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、11月16日のさつま町産業祭&JA農業祭についてでございます。

これにつきましては、20周年記念事業の1つとして、今年は特に力を入れてきたところでございます。

当日は天候にも恵まれ、主催者発表で1万4,600人と多くの来場者で賑わったところであります。

町内産の新鮮な野菜や特産品などの販売はもとより、友好交流町からも御出店いただき、青森県鶴田町のリンゴ、龍郷町の黒糖、それから中種子町の安納芋等を販売されたところでありませす。

また、20周年記念の特別企画として、新たな企画も実施いたしました。

町内産の新米大特売セールと題しまして、米の新品種「あきの舞」、新米5キロを200袋限定で2,000円で販売と、町内産の牛肉・野菜・新米などを手ぶらで楽しめるバーベキューブースも今回初めて設けまして、秋の収穫祭として多くの人に満喫していただいたところでありませす。

しかしながら、多くの来場者に来ていただくことは大変ありがたいこととございませすけれども、駐車場の確保の問題など課題もありませすので、次の開催に向けませすは、今後検討してまいりたいと考えているところでありませす。

今回の産業祭の開催に当たり、実行委員会をはじめ、開催のために御尽力、御協力いただきました全ての関係者の皆様に改めて、心から感謝とお礼を申し上げたいと思っているところでありませす。

以上で、行政報告を終わります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○新改 秀作議長

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」、日程第8「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」

○新改 秀作議長

次は、日程第5「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第8「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」までの議案4件を一括して議題とします。

決算特別委員会の審査の中で、決算書にあわせて提出のありました書類に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。

配布しました正誤表より訂正されたものとして、取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めませす。

〔川口 憲男決算特別委員長登壇〕

○川口 憲男決算特別委員長

それでは、決算特別委員会に付託されました「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、「議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」及び、「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」、審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月24日の第3回定例会最終日において、委員7人で設置され、委員長

に私、川口憲男が、副委員長に柏木幸平委員が選任されました。

審査は9月30日から10月3日までの4日間の日程で行い、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査については既に監査委員が例月出納検査や決算審査等を実施済みで、専門的な立場で照査されていることから、必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところでもあります。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案4件のうち、「議案第56号」、「議案第57号」及び「議案第58号」については、認定すべきもの、「議案第59号」については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

はじめに、農林課の関係では、林業事業体間伐等支援事業における再造林の進捗状況と、広報の強化についてたどりましたところ、令和6年度の伐採届による再造林計画は約21%と、低水準になっている。町としては、零細な事業体に向け、町単独補助事業を創設し、森林所有者に対しては、「持続可能な森づくり交付金」を交付するなど、再造林の推進に努めているとのことでもあります。

この回答を受けて、伐採後に再造林されない森林が増加すれば、災害リスクが高まることから、地球温暖化防止対策や災害防止対策として、再造林の重要性を町民に広く周知し、より積極的な推進を図るよう要請しました。

次に、ほけん福祉課の関係では、給食の配達サービスについて、目標である5万5,000食に対し、実績が4万7,000食にとどまった要因をたどりましたところ、人口減少や施設入所の増加に加え、民間の宅配業者参入による利用者の流出が影響しているとのことでもあります。また、令和7年度は4万5,000食程度となる見込みであるため、今後も利用者の負担がないよう検討していきたいとのことでもあります。

次に、学校給食センターの関係では、学校給食センターの民間委託の検討について、長年協議が続いているにもかかわらず、具体的な目標時期が設定されていない状況をたどりましたところ、現在のところ具体的な年度目標は定めていないが、職員の年齢構成の関係もあり、今後、町長部局と協議を深め、計画性を持った検討を進めていきたいとのことでもあります。

この回答を受けて、民間委託の検討については、目標を持って取り組まなければいつまでも結論が出ないため、ロードマップを作成し計画的に進めるように要請しました。

次に、町民環境課の関係では、住宅新築資金等償還推進事業における収入未済額が9,800万円を超えている状況についてたどりましたところ、債務者の死亡、保証人の死亡、自己破産、生活保護、行方不明など、個々に難しい案件が残っている。現在、弁護士相談を行いながら、債権放棄を含めた対応策を検討しており、あわせて過去の経緯で不明な点の調査も進めているとのことでもあります。

この回答を受けて、長期にわたり未解決となっている債権管理については、早急に方向性を定め、適切な処理を行うよう要請しました。

次に、消防本部の関係では、消防団員の充足率と消防職員の採用計画についてたどりましたところ、消防団員の充足率は95%となっており、報酬や行事の見直しなど処遇改善の効果により、減少が緩やかになり、この2年間は横ばいで推移している。消防職員については、定数53名に対し現在51名であり、定年延長を見据えて計画的に年次採用を実施している。また、男性育休や女性の産休取得を考慮し、将来的には数名の定数増を検討していく予定であるとのこ

とであります。

次に、社会教育課の関係では、交流館管理事業について、指定管理施設である永野交流館・中津川交流館の譲渡に伴う課題と今後の方向性をたどしましたところ、求名交流館については譲渡を受けないが、永野交流館及び中津川交流館については、譲渡決定後に耐震診断で強度不足が判明し、地元協議が振り出しに戻った状態である。今後の方向性については、地元との協議が未着手であり、建物を造る・造らないを含めて、地元がどのような方向性を出すか、町も一緒になって協議を進めていきたいとのことである。

この回答を受けて、地域の自治活動や生涯学習の振興を考慮し、地元の意向を十分に踏まえた上で、集会施設の在り方について多角的に検討するように要請しました。

次に、総務課の関係では、交通安全施設等の整備に関し、町道の白線消失など町民の日常生活に直結する交通安全対策について、予算措置のさらなる充実を求める意見があり、交通安全対策特別交付金による財源だけでなく、一般財源の割合を拡充するなど対応する考えはないかたどしましたところ、今後、新年度の予算編成に向けて、町長と協議しながら検討していきたいとのことである。

次に、こども課の関係では、子ども健康事業における専門スタッフ人員確保についてたどしましたところ、監査意見書において、予防接種・乳幼児健診・相談・予防歯科などの事業が、多くの専門スタッフを要するために、人員確保が課題とされている点に関し、対応方針をたどしましたところ、専門職の確保については、常勤での依頼が困難であることから、資格者で不規則の健診に来ていただける方を募集しているとのことである。また、近隣自治体との情報共有研修会等での在宅専門職の紹介や現在、勤務している職員に紹介を依頼するなどの確保に努めているとのことである。

次は、「議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

水道事業では、法定年数40年を超える水道管が約30%あるが、今後の更新計画及び料金改定の見通しについてたどしましたところ、現在、経営計画の見直しを進めており、今後、4年後から5年後に、15%から20%程度の料金改定が必要となる見込みである。管路更新については、漏水が多い区間や旧式の鋳鉄管など漏水を引き起しやすい箇所を優先し、耐震化を図りながら計画的に進めていきたいとのことである。また、町民負担を考慮した段階的な料金改定については、水道運営委員会からも意見をいただいているため、今後検討していきたいとのことである。

次に、「議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」であります。

農業集落排水事業では、加入戸数は減少しており、人口減少による事業運営への影響が懸念されるが、今後の対応についてたどしましたところ、新築住宅建築時の接続促進などにより減少幅を少なくするよう努めたいとのことである。また、施設の維持管理費は年間500万円程度かかることから、将来的な事業継続の方針についてたどしましたところ、倉内工業団地周辺の外国人従業員の居住促進などを含め、庁内各部署と連携し、町長とも協議しながら今後の方向性について検討していきたいとのことである。

次は、「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」であります。

当年度の未処分利益剰余金1,224万3,635円については、令和6年度決算において資本的支出が資本的収入を上回ったため、その不足分の補填財源として減債積立金856万

8,494円を使用したことから、使用後の未処分利益剰余金を資本金へ組み入れるものであります。

最後に、次の2点については特に町長の出席を求め、見解をただしたところであります。

まず、政策推進について、毎月1回開催の「政策推進会議」が各部署の横断的な問題解決、施策の優先順位付け、成果の検証について実質的な機能を果たしているか。また、この会議の位置づけや運営方法について、より一層の強化、見直しを行う考えはないか。さらに、町独自の財源を最大限に活かし、従来 of 慣例にとらわれない新しい発想に基づく政策的経費の創出・配分に向けた具体的な施策や方針についてただしましたところ、政策推進会議は三役、総合政策課、行革推進室、関係課等と一緒に開催しており、内容によっては庁議に諮りながら重要施策を決定している。これまでも庁内にプロジェクトチームをつくるなど対応してきた。政策推進会議の在り方については、時期を見て見直すべきところは見直しを行っていくべきと考えている。また、会議における前に担当課・係が横断的に協議し、若い職員の意見等を聞きながら議論しているとのことあります。

この回答を受けて、町民の視点に立ち、何が足りないのかを分析し、令和6年度決算の内容を踏まえ、令和8年度の予算編成に反映させること及び単独で投資ができるところは投資をして、住民が安心して暮らせるまちづくりの推進を要請したところであります。

次に、新規就農者の支援について及び担い手の育成について、町長が掲げた農業振興の目標は達成しているのか。また、新規就農者支援の現状と支援終了後の課題、町独自の予算措置が不足している現状と農業施策の各課間の連携の強化の必要性についてただしましたところ、新規就農者の目標30名に対し、令和6年度末で16名、達成率は53%弱となっている。町の単独支援として、認定農業者等支援事業で補助しており、昨年度は4名に補助を行った。支援終了後の課題としては、財政的・人的支援等があるが、担い手支援室にてサポート体制を構築している。限られた財源の中、「選択と集中」により費用対効果を照らし合わせながら行政運営に努めており、真に必要なものについては適切に対応していきたい。また、農業者や新規就農者の会合には積極的に参加して状況把握に努めており、ほかの自治体の取組状況も参考にしながら補助の関係等については、町全体の補助制度の中で検討したいとのことあります。

この回答を受けて、10年後を見据えた新規就農者の獲得が重要であり、近隣自治体の段階的な支援制度を参考にして、本町としても新たな支援を検討するよう要請したところであります。

以上、決算審査の概要等を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても、慎重に審査した次第であります。

今後とも、効率的な行財政運営に努められるとともに、指摘事項等が次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要請して、決算特別委員会の報告を終わります。

〔川口 憲男決算特別委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで決算特別委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第56号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。
この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○新改 秀作議長

起立全員です。よって、「議案第56号 令和6年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○新改 秀作議長

起立全員です。よって、「議案第57号 令和6年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○新改 秀作議長

起立全員です。よって、「議案第58号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第59号について討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第59号 令和6年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金等の処分について」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第9「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第10「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、日程第12「議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について」、日程第13「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第14「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」、日程第15「議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について」、日程第16「議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について」、日程第17「議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について」、日程第18「議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について」、日程第19「議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について」、日程第20「議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について」、日程第21「議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について」、日程第22「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」、日程第23「議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について」、日程第24「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」、日程第25「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第26「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第27「議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について」、日程第28「議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第29「議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第30「議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第31「議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第32「議

案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第33「議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第34「議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第35「議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、日程第36「議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第37「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」、日程第38「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第39「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第9「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第39「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」までの議案31件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第61号から議案第91号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」であります。

これは、全国的な宿泊料相場の上昇及び国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」であります。

これは、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について」であります。

これは、特産品等販売施設を整理することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

これは、今般、全国におきまして、頻繁に発生する林野火災等を踏まえ、林野火災注意法等の発令体制の強化が求められ、消防庁通知による条例準則の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」であります。

これは、神子地区コミュニティセンター及び鶴田地区コミュニティセンターを廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について」であります。

これは、柏原地区集会施設を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について」であります。

これは、求名交流館・永野交流館・中津川交流館・佐志交流館及び山崎交流館を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について」であります。

これは、老人福祉センターいぬまき荘を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について」であります。

これは、紫尾農村広場を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について」であります。

これは、さつま町きらら公園を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について」であります。

これは、さつま町神の湯ふれあい公園を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について」であります。

これは、ふるさと創生館を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」であります。

これは、郷土文化保存伝習館及びふれあい広場を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について」であります。

これは、さつま町紫尾森林総合利用施設を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」であります。

これは公の施設の用途廃止に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。次に、「指定管理者の指定について」であります。

「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、「議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について」、「議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、「議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、「議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、「議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、「議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、「議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の

指定管理者の指定について」、「議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、「議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」、「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、以上14件につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、さつま町が管理するそれぞれの施設について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

これは、河川維持費に要する経費、移住定住促進費、物産振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,319万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,287万4,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○久保田春彦こども課長

それでは、「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○久保田春彦こども課長

「議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○山口 良浩農林課長

それでは、「議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○木場 哲志消防長

それでは、「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○中村 英美社会教育課長

「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○中村 英美社会教育課長

続きまして、「議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○中村 英美社会教育課長

続きまして、「議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○川崎 里志ほけん福祉課長

それでは、「議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

それでは、「議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について」であります。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

次に、「議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」でございます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○垣内 浩隆財政課長

「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○大平 誠総合政策課長

それでは、「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○川崎 里志ほけん福祉課長

それでは、「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

それでは、「議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

続きまして、「議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 泰徳さつまPR課長

それでは、「議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 泰徳さつまPR課長

次に、「議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 泰徳さつまPR課長

次に、「議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」御説

明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 泰徳さつまPR課長

次に、「議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○原田 健二建設課長

それでは、「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○山口 良浩農林課長

それでは、「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○垣内 浩隆財政課長

「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○新改 秀作議長

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、12月4日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月2日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時07分

令和7年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

令和7年12月2日

令和 7 年 第 4 回 定 例 会 一 般 質 問
 令和 7 年 1 2 月 2 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(6) 古 田 昌 也	<p>1 防衛施設誘致活動について</p> <p>改選後の一般質問などにおいて、本町が行ってきた防衛施設誘致活動が、あたかも戦争の準備を行ってきたかのような大きな誤解を与えている。そもそも、この誘致活動は、町民の陳情から始まっており、2度の継続調査を経て請願に至り、議会から町執行部に対して誘致活動を進めるように意見を申入れ、現在に至っている。</p> <p>改選後の一般質問で、町長はその経緯を踏まえた答弁をなぜしないのか。</p> <p>また、本町が誘致活動において一番強く要請している事項は何か問う。</p> <p>2 町長の施政方針について</p> <p>令和7年度施政方針のキーワードは【ひと】と【まち】と【自然】であった。この方針を念頭に置き、予算を計上し、実行されてきている。その取組は鹿児島県内でもトップクラスの内容で、特に子育て世代における高校生までの医療費現物給付や0歳から2歳の保育料無償化、また、こうのとりの支援事業など幅広く行われているが、特徴のある施策はないと感じている。</p> <p>町長の任期中に特徴のある、思い切った予算の編成を行う考えはないか。</p> <p>また、選挙時のマニフェストを実現させるために、思い切った施策を実行する考えはあるのか問う。</p>
2	(8) 武 さ と み	<p>1 町長の描く「住民の安全と安心を守る町の姿」について</p> <p>(1) 2024年12月28日に、まだ適地調査中であるにもかかわらず「弾薬庫決定」と新聞報道されたが、町長は、「決定」と受け止めているのか。</p> <p>(2) 2019年11月27日と2021年12月14日に、町長と議会が防衛大臣に提出した提案書に、弾薬庫以外の施設も提案しているが、それを取り下げつもりはないか。</p> <p>また、町民はこのことを知っているのか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>(3) 有事の際、どれだけの被害と危険が発生すると予想するか数字で示してほしい(周辺国と軍事力の差が歴然である)。リスクと回避策について説明を求める。</p> <p>(4) 6月の一般質問で、町長は「他の地区でも説明会を開催する」と回答されたが、なぜこれまで住民へ何の説明もないのか。</p> <p>防衛省(九州防衛局)が決定した内容の説明会ではなく、町長の描く「安心・安全な町の姿」についての説明はしないのか。</p> <p>(5) 防衛省は市町村に対し住民基本台帳に記載された18歳と22歳の個人情報の提供を求めているが、希望しない場合は提供からの除外を申し出る制度がある。このことを町民に広く周知するつもりはないか。</p> <p>(6) 「弾薬庫」誘致による「交付金」をあてにするのではなく、さつま町の基幹産業である農林畜産を進めた人口増や活性化策を考えていくつもりはないか。</p> <p>2 「不登校」の増加に歯止めをかける「学校のありかた」について</p> <p>(1) 「不登校」になると、誰もが八方ふさがりになり不安で仕方がない状態になってしまう現状を打破するためには、教職員が多様な子どもの思いを大切にし、一人ひとりの人権を尊重する「学校」でなければいけないと思うが、「多様な学校」を受け皿の広がりとして評価する一方、「後追いの支援にとどまる」との指摘もある。今の学校を変える必要はないか。</p> <p>(2) これまでに、教師の指導の後、生徒が自死するなどの事件があったが、多様なニーズに対応できる教職員の育成のために、「子どもの見方と対応」や「子どもの権利条約」等についての職員研修をしているか。</p> <p>(3) 教職員による盗撮や性暴力の事件があり、各学校への教育委員会からの通知はどんなものだったのか。それは管理を目的にしたものになってはいないか。</p> <p>また、それによって学校の教職員が働きにくくなってはいないか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		いか。
3	(12) 川 口 憲 男	<p>1 農林業の振興について</p> <p>農林業の新たな振興策の時期を迎えているが、これまでの計画策定の実施は、順調に推移したと考えているか、経緯と今後の農業政策への取組について問う。</p> <p>(1) 基幹産業の取組・付加価値を高める施策は、目標に達したのか。</p> <p>また、これからのさつま町の農林業には、何が望まれると考えるか。</p> <p>(2) 就農人口の確保・高齢者等の対策等、担い手や後継者対策が喫緊の課題でもあるが、今後の計画等にいかに取り組む考えか。</p> <p>(3) 稲作のプラス振興策として、園芸・果樹の重点品目の推進は、本町の農林業振興には欠かせない施策であると思うが、今後の取組や考え方は。</p> <p>また、この1年、指導員が欠員の状態だったが、今後の考え方は。</p> <p>(4) これまでも、農畜連携で農林業の推進を図られてきたが、今後の取組は。</p>
4	(3) 豎 山 秀 樹	<p>1 鳥獣害対策について</p> <p>全国的に鳥獣被害が深刻化する中、本町においても農作物への被害報告が各地で発生している。特に、山間部における被害は深刻であり、耕作放棄もやむを得ない状況下にある。</p> <p>現在、本町では、有害鳥獣対策事業として、町単独の補助金制度を設け対策を講じている。現況を踏まえ、補助交付金額（防護資材及び捕獲）の増額はできないものか、町長の見解を問う。</p> <p>2 耕作放棄地の対策について</p> <p>本町の農業は、水田をはじめ果樹や園芸など多様な取組みが行われている。しかし、農業就業人口の減少や農業者の高齢化に伴い耕作面積が減少している。さらには鳥獣被害も深刻化しており、それに伴う耕作意欲の低下が耕作放棄地の増加につながっていると考え</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>られる。本町でも約470ha（令和5年現在）の不作付地の水田があるとされており、町の推進作物への誘導や地目変更の指導が必要とされている。町として、今後どのような対策を講じるのか、町長の見解を問う。</p> <p>3 本町における家畜防疫体制について</p> <p>本年9月上旬、県境10キロ圏内で死んだイノシシより豚熱の感染が確認されている。直ちに、隣接する市町では、国・県との連携のもと豚熱経口ワクチンの散布が実施されている。本町では、幸い現時点での感染事例はないが、日常の防疫対策が必要とされる。高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱をはじめとする家畜伝染病の侵入防止策について、町長の見解を問う。</p> <p>4 閉校施設の今後の活用策について</p> <p>町内における閉校施設については、一部、地元企業への売却と貸与及び任意団体への指定管理等が行われている一方、数多くの施設が未だその活用策を見いだせていない状況下にある。町としても、これまで、多方面からの検討を重ねており、現在もその打開策に向けた協議が継続されている。こうした中、一部の地区では、その活用方法について地区を挙げて取り組んでいるところもある。閉校施設の今後の活用策について、町長の見解を問う。</p>
5	(5) 橋之口富雄	<p>1 民間賃貸住宅補助について</p> <p>本町は、人口減対策で令和5年度から3年間の民間賃貸住宅建設等促進事業補助金を実施し、先日の新聞報道や前回の議会でもある程度の成果は得られたとの報告があった。しかしながら、その効果の大半は新築に限られ、既存の集合住宅にはあまり効果が見えていないと感じる。要因として既存の住宅には居住者がおり、思い切った改修工事がやりにくいのが実情である。その事も踏まえたリフォーム補助などを強化し、続けて行く考えはないか。</p> <p>2 地域活性化、振興について</p> <p>昨年の12月議会でも質問をしたが、国道504号線は物流や人流などを考えたとき、重要な高規格道路である。今後の本町の活性化、振興を促進するためには、早期復旧や活用法（道の駅などの整</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>備)を検討して行く必要があると考えるが、町長はどのように感がえているのか、次の点を問う。</p> <p>(1) トンネルの現在の状況や復旧の見込みなどはどうなっているのか。</p> <p>(2) 国道504号線付近に道の駅などを整備する考えはないか。</p> <p>(3) 旧遊技場(パチパチ)購入後、構想や進捗状況はどうなっているのか。</p>

令和7年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和7年12月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
菊野祐二	危機管理監	大平誠	総合政策課長
垣内浩隆	財政課長	久保田春彦	こども課長
山口良浩	農林課長	今村讓	畜産振興監
永江寿好	担い手支援室長	山口泰徳	さつまPR課長
太田竜也	産業・定住支援室長	原田健二	建設課長
松山明浩	農業委員会事務局長	藤園育美	教育総務課長
井手口勉	学校教育課長		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数
の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、6番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

改めまして、おはようございます。

それでは、早速でございますが、通告書のとおり質問のほうを始めさせていただきます。

まず1番、防衛施設誘致活動についてであります。

改選後の一般質問などにおいて、本町が行ってきた防衛施設誘致活動が、あたかも戦争の準備
を行ってきたかのような大きな誤解を与えている。

そもそもこの誘致活動は、町民の陳情から始まっており、二度の継続審査を経て請願に至り、
議会から町執行部に対して誘致活動を進めるように意見を申入れ、現在に至っている。

改選後の一般質問で町長は、その経緯を踏まえた答弁をなぜしないのか。

また、本町が誘致活動において一番強く要請している事項は何かを問います。

続いて2番目になります。

町長の施政方針についてであります。

令和7年度施政方針のキーワードは、「ひと」と「まち」と「自然」であった。この方針を念
頭に置き、予算を計上し実行されてきている。

その取組は、鹿児島県内でもトップクラスの内容で、特に子育て世代における高校生までの医
療費現物給付や0歳から2歳の保育料無償化、また、「このとり支援事業」など幅広く行われ
ているが、特徴のある施策ではないと感じています。

町長は任期中に特徴のある思い切った予算の編成を行う考えはないか、また、選挙時のマニフ
ェストを実現させるために、思い切った施策を実行する考えはないか、お聞かせください。

1回目の質問を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、古田昌也議員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目の防衛施設誘致活動についての件でございます。

本町のこの誘致活動につきましては、議員が御指摘のとおり、もともと町民の陳情からの「地
域の活性化につなげてほしい」という熱い思いから始まったものであると認識しているところで

あります。

そして、平成30年5月に、商工会長から改めて町議会に対しまして請願書が提出され、これを全会一致で採択されたところであります。

これを受けまして、議会から当時の町長に対しまして、「誘致活動を積極的に進めるように」という申入れがなされたところであります。

この経緯につきましては、今年の6月の一般質問におきましても既に御説明させていただいているところであります。

改めて申し上げますけれども、本町の誘致活動は、決してこの戦争の準備などではないと考えているところであり、また、私がこれまで申し上げておりますけれども、「戦争はしない」、「戦争はしていけない」また、「侵略されてもいけない」という考えに変わりはないところでございます。

次に、本町が誘致活動において一番強く要請している事項についてでございます。

この防衛施設の関係等につきましては、現在、適地調査が進められておりますけれども、本町におきましては、防衛省及び九州防衛局に対し、住民の安心・安全を基盤とした地域の持続的な発展に向け、要望を行ってきているところであります。

先月11月18日にも、町議会の議長、それから誘致特別委員会の委員長並びに誘致協議会の会長さんなどと一緒に防衛省を訪問し、整備計画局長、地方協力局長並びに陸上幕僚副長に対しまして、(1番目に)住民の安心安全に資するための情報提供、2番目に、時宜を得た丁寧な説明会の実施、3番目に、施設周辺住民への民生・住環境・生産基盤等に対する環境整備、4番目に地元企業への優先的発注等、5番目に、地域医療体制の拡充に向けた支援、6番目に、均衡ある地域発展への寄与、7番目に、主要幹線道路の整備促進の7項目について強く要望を行ってきたところでございます。

次に、2点目の施政方針についての御質問でございます。

議員御質問の令和7年度施政方針につきましては、第2次総合振興計画の締めくくりの年としまして、将来像とする「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」がしっかりと実現するよう改めて施政方針の中で掲げたところでございます。

特に、少子化が進む社会情勢におきまして、安心して子どもを育てられる環境を整えるため、子ども医療費の高校生までの無償化や保育料の完全無償化など、近隣自治体や県内の自治体と比較しましても一歩進んだ支援を行っているものと認識しているところであります。

また、出産を希望する家庭への不妊治療支援を充実させました「こうのとりの支援事業」をはじめ、安心して子どもを迎えられる環境づくりも整えており、町全体で子どもを産み育てるライフステージごとの切れ目のない支援体制を「子育て応援パッケージ」として構築できたことは、ほかに類を見ない我が町の特色として自分は捉えているところであります。

議員御質問の特徴のある思い切った予算の編成、また、マニフェストを実現するための思い切った施策の実行についての御質問につきましては、私自身、2期目を迎え、「未来への挑戦～さつまの再生～」を掲げ先頭に立ち、行財政改革を加速させることで、前例踏襲や一律カットといった平準な予算編成ではなく、各分野において優先すべき事項、取り組むべき事項を明確化し、真に必要な事業には大胆に財源を配分する選択と集中を徹底するように進めているところであります。

これまでのさつま町の礎となった取組は継承しながらも、DXを推進力とした若年層・女性が活躍する地域環境や人材育成に取組、稼げる農林業・商工業など稼ぐ力の成長を促し、その成長が地域の潤いとなり、元気を与えていく、改革、成長、分配の好循環をしっかりと進めてまいり

たいと考えているところであります。

令和8年度につきましては、「来る次代に向けて～元気なさつま町の再生～」を目標に掲げ、「持続可能なまちづくり」、「人が元気なまちづくり」、「にぎわいのあるまちづくり」、「協働とデジタル化によるまちづくり」を重点とした予算編成を指示したところでございます。

また、現在策定中の第3次総合振興計画や第5次さつま町行政改革大綱など、これにつきましては、令和8年度は新たなスタートとなりますので、先ほど述べました地域の好循環が「地域の元気」として創出されるまちづくり・拠点づくりに注力してまいりたいと考えているところであります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○古田 昌也議員

先ほど回答にもありましたように、僕も（防衛施設等調査特別委員会）委員長として、その同行をさせていただいたところではあります。

すごく丁寧にしていただけたという印象と、あと町長、議長、僕からも説明会とかのいろいろなことは、重々願いをしてきたところではありましたけど。

すいません、確認なんですけど、火薬庫建設調査と決めたのは防衛省だと認識しておりますが、そこはどうなっているのですか。

○菊野 祐二危機管理監

ただいまの御質問にお答えいたします。

町から特定した施設を提案したわけではございません。

町は、国からの説明を踏まえ、町の将来の可能性と、地域の強靱化に資する施設の選択肢の一つとして、複数の施設案を提案書に記載したものであり、最終的に国において決定されたものでございます。

○古田 昌也議員

ですよね。その認識は僕もそういう認識であったはずであります。

火薬庫的には防衛省のはずだったので、そういった形で町が動いているということではなく、防衛省が動いているという認識をしているところであります。

ちょっと話は変わりますが、現在、適地調査のほうが行われていますが、その進捗状況などは本町に報告されているのか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

熊本防衛支局より、現在、造成等に必要な詳細な調査や配置検討を行っていると同っております。

これらの履行期間である令和8年3月に向けて、調査を進めているとの報告を受けているところでございます。

○古田 昌也議員

その程度の報告であれば、ちゃんとした報告があった場合は、いつもどおりホームページのほうに速やかに、こちらのほうに連絡はしてもらえるかどうか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

はい、九州防衛局から新たな報告がございましたら、速やかに周知いたします。

○古田 昌也議員

必ず周知のほうは、よろしくお願ひいたします。我々への共有も必ず、そこはもう速やかによろしくお願ひいたします。

ちょっと話は変わりますが、一部の新聞報道などで「建設決定」と掲載されているが、本町に

対し連絡はどのような連絡だったのか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

九州防衛局からは昨年12月に、「現在、各種調査を実施しているところですが、一定程度進捗した調査結果に加え、部隊運用の利便性などを総合的に検討し、さつま町中岳において火薬庫を整備することは可能であると判断しました」と、説明を受けているところでございます。

○古田 昌也議員

ということは、「決定」という報告は受けてないですね。「決定」ではないんですね。

○菊野 祐二危機管理監

ただいまお答えをしましたとおり、防衛省からも正式決定等の報告はないところでございます。

○古田 昌也議員

僕のところのほうにも「決定したんだね」とかいう町民の声が実際のところあります。そこら辺の誤解を、きっちりとやっぱり説明していかないといけないと思います。

そこら辺は徹底して、そういった誤報、正確な情報を伝えるように必ずしていただきますよう要請をしておきます。

話は変わりますが、先日の新聞報道で本町の3団体連名で、九州防衛局などに要望書の提出をされていたが、その経緯とか、そういうことは把握をしているのか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

地元要望は、自ら声を届けたいと要望があったことから、今年の2月に中津川区と、永野区から要望書を収受しまして、町から九州防衛局長宛てに提出いたしました。

5月には、この3団体に担当職員が同行しまして、九州防衛局及び熊本防衛支局を訪問いたしました。

その際に、施設整備となった場合は、水資源の配慮を強く要望されたところでございます。

この要望に引き続き、再度11月にも要望のための訪問されたところでございます。

○古田 昌也議員

この要望活動には、執行部のほうは同行したのですか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

新聞報道にも記載がありましたとおり、中津川区と永野区の公民館長及び中津川採種生産組合長の3名に担当職員が同行しまして、九州防衛局と熊本防衛支局を訪問したところでございます。

その際に、現在、実施中の適地調査に関する地元説明会の開催を求め、整備する場合は、水資源の配慮に加え交流館施設建設の支援も盛り込んだ九州防衛局長宛ての要望書を提出されました。

九州防衛局及び熊本防衛支局の担当者からは、意見交換のあとに「適切な対応をさせていただく」と、丁寧に回答をいただいたところでございます。

○古田 昌也議員

丁寧に対応していただいたということで、すごくいい感じなのかなという感じで僕はすごく今の回答で捉えたところではありますが、ちょっとこれは僕の考え方ではありますが、誘致活動において、要望活動は最重要だと僕は考えております。

要望をしないことは、「好きにさせていただいていい」と、思わせるからです。ですので、しっかりとした要望を書面に残し、しつこいと思われるぐらい活動を行うようにしていただきたい。その中でも、特に情報の公開、住民説明は最重要です。情報公開、適地者説明会、意見交換は住民の不安解消になりうる最も重要な手段の一つです。

そしてもう一つは、我々議員も議員が住民一人一人に説明し、意見交換をしながら、不安解消をしていくのも議員としての義務だと僕は考えております。

ですので、議員と執行部の正確な情報の共有はしっかりと正確に行っていただきたい。

あくまでも防衛施設誘致活動は、回答がありましたように、企業誘致の延長線であり「戦争」という言葉が僕は余り好きではないんですが、議会の場合はふさわしくないと思っている言葉ですけど、戦争の準備ではないということをしっかりと言い続けてください。

防衛や安全保障に関わることは、国の専権事項で、本町で議論することではないと考えています。本当に議論すべきことは、これからのさつま町をどうしていくかが重要で、自然や温泉・伝統・文化・スポーツなどを生かした振興も重要。本町は様々な誘致や振興活動をやらなければならない現状にあるのです。あくまでもその一つの誘致が防衛施設の誘致活動であり、成功した場合は、関連施設や地域活性化、地域振興などにも拍車がかかると僕は考えております。

この点を踏まえて、町長はどういうふうを考えているのか、お聞かせください。

○上野 俊市町長

この件につきましては、古田議員がおっしゃられることで、私も同様の考えを持っているところではございます。

この誘致活動の関係等につきましては、町の活性化、将来を見据えたまちの在り方をどうしていくかという中での一つのこれは手段であるかと思っていますところでもあります。

住民の安心・安全を守るということはもう最優先としながらも、やはりこの将来、この町のあるべき姿というのを求めていくには、こういう防衛施設の誘致というのも必要であろうということで、これも議会の全会一致を見た、この請願書の採択というところに表れているものと私は理解しているところでもあります。

冒頭申し上げましたけれども、私自身は「戦争しない、してはいけない」、これはもう当然のことだと、改めてやっぱり思っているところでもありますし、これを曲げる考えもございません。

ただし、やはり昨今の国際情勢見ますと、侵略されたところの国とか、いろいろ出ているようでございます。日本が侵略されてはならないというのも一つ私の大きな考えでもございます。そういう中にありまして、この誘致活動が与える影響、また、我々の大きな災害も、二度、三度経験した本町でございます。地震・水害等々、この際におきましては、自衛隊の本当に懸命な救助活動において、多くの命が救われたところでもあります。このような施設が町内にあるということは、町民の方々のこういう危機事象におきまして、安心・安全につながるものと私は思っているところでもあります。

そういうようなことから、この誘致活動につきましては、しっかりと国と連携をとりながら、また、先ほど来ありますように、しっかりと情報提供していただき、住民の方々が安心して誘致については「よろしい」というような判断をいただけるように、しっかりと説明をしていく、これは必要だろうと私も思っているところでもあります。

いろいろと議論はあるかと思いますが、やはり将来のこの今、人口減少がどんどんどんどん進んでいる本町におきましては、やはり自衛隊施設の誘致というのは当然ながら施設ができますと常駐する自衛隊もいます。それによって地域のほうもまたにぎわいも出てくるものと思っております。そういうような観点からも、やはりこの活動につきましては、私自身、しっかりと進めていきたいと思っているところでもあります。

○古田 昌也議員

そうですね。僕も自衛隊の方々には、災害のときに、本当に命をかけていただきながら、毎日の訓練をしていただき、助けていただいたという経験というのは、よく聞いております。その点も踏まえながら、しっかりと誘致活動というのを行っていただきたい。

それとプラスアルファで最後、町長のほうの回答にもありましたが、あくまでも本当に地域振

興のための一環の誘致活動であるということは絶対にぶれないでいただきたい。

そういった形で、しっかりと、本当にものを残し、しつこいぐらい誘致活動をして、こちらの条件をのんでいただけるような、すばらしい活動にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともそこを強く要請して、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問で町長の施政方針についてでございますが、マニフェストの中に掲げる商工業の実現として、スタートアップや推進、強化などがありますが、その中に、継続という文言が出てこないんです。今、本町で必要なのは商売の継続だと思うんですが、どういうふう考えているのか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

商売の継続という点についてでございますけれども、新規参入者対策として、商工業新規参入者支援事業補助によりまして、月額5万円を1年間補助し、創業支援に努めているところでございまして、毎月就業日誌を提出していただき、売上げや経費等を報告していただいているところでございます。

また、小売業等店舗整備支援事業についても、事業を実施された方には、追跡調査として、事業完了後3年間は経営状況を報告していただくよう、本年度要綱を改正したところでございます。この中で、売上げが減少し、経営に支障があると判断した場合には、商工会の経営指導員等と情報を共有し、中小企業や小規模事業者のための無料経営相談場である、よろず支援拠点への相談をあっせんするなど、事業の継続に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

事業の継続や継承については、そのほかにも、国の事業継承、M&A補助金等を活用できる事業もございまして、商工会や町に対し相談があった場合には、速やかに相談対応を図り、事業をあっせんを図りたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

いろいろと支援があるという中ですが、ちょっと特筆すべき点が1点ありまして、何回か、一般質問のほうでも、お伺いしているところなんですけど、国の支援策で、持続化補助金というものがありますが、これを、町単独で継続支援するような形はないか、また、先払い金みたいな農業のといった形で支援する考えは何かお聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

持続化補助金につきましては、創業型や通常型、共同協業型などあり、いずれも商工会が窓口となって事業を実施しているところでございます。

議員提案の町単独の継続支援については、どのような形で支援したほうが効果が上がるかなど、今後検討してまいりたいと思っております。

○古田 昌也議員

ぜひともそうやって、いろんな形、先払い金みたいな感じでも継続をしていただきたいのと、議論していただければと、念頭に置いて議論していただきたいなと思っております。

一旦ちょっとこの資料を見ていただけますかね。

これは、ホームページ、その他もろもろで、いろいろと聞いているのですが、様々な事情で、特に薩摩地区のほうですが、生活必需品の買い物がすごく不便になってきています。

そこで、こういった資料のように、本町とコンビニまたはスーパーチェーンなどと提携し、そこに思い切った補助金や助成、提携をする考えはないか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

薩摩地区のスーパーが先日閉店されたところでございまして、報道等でも取り上げられておりましたが、その周辺地域にお住まいの町民にとっては、生活必需品の買い物など、大変不

便になられていると認識しているところでございます。

今後におきましては、北さつま農協が運行する「笑味ちゃん号」や、株式会社大和が運行する「とくし丸」などの移動販売車や、事前注文制である生協コープ鹿児島が運行する配送車などが、町内を巡回し、生鮮食料品や日用品を販売しているところでございますので、このような社会資源を活用していただきたいと考えているところでございます。

また、買い物困難者対策につきましては、今後、地域や住民の声を聞きながら、ほけん福祉課や総合政策課等、関係課が連携し対応を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そうですね、ほけん福祉課、その他もろもろ買い物支援とかいって、結構な費用がかかっているところも現状であります。

ただ、この資料を見ていただきますと、やはり高齢化・人口減少などでスーパーがやむなく撤退している地域が増えている現状というのは、もう分かり切ったところであって、その中でやはり初期投資するだけで、経営者を見つけていただければ、買い物支援の費用というもの、予算というもの、かなり削減をされると僕は考えるので、これはPR課だけではなくて、総合政策課含めて、町の本当に施策としても考えていただきたいと思っております。

マニフェストで町長が掲げる「住民の安心・安全」にも関わることだと思います。暮らしの買い物ができるっていうものは、安心・安全につながるまちづくりにもなりますので、ぜひとも、そこは強く要請をしたいと思っております。

話は変わりますが、冒頭でも言いましたが、本町は子育てから高齢者支援などに関しても、県内でもトップクラスの内容で施策を実施していると、僕は本当に感じております。

しかし、あまりにもちょっと幅が広過ぎて、あまり町民に知られていないと感じるところがありますが、執行部としてはどう捉えているのか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

ただいま議員御質問の町の制度というところで、知られていないというようなことでございますけれども、情報収集についてでございます。

現在、役場のほうで手続や福祉・医療・子育てなど、ライフステージごとの生活に役立つ総合的なガイドブックとなります「暮らしの便利帳」というものを発刊しようとしているところでございまして、総合的に役場の仕事を紹介しているところでございます。

これは、事業者の協力をいただきまして、平成30年に策定を、第2版を発刊しておりますけれども、本町の20周年を機に、改めて地域の皆様方に、いろんな情報を提供したいということで、そしてまた転入されている方々へ、さつま町の生活に寄り添った総合情報誌として発行するというので、ただいま準備を進めているところでございます。

○古田 昌也議員

総合的な冊子っていうのはすごく理解できるのですが、それを単独で、やはり移住者、全てもろもろ、一目で見て、分かるような冊子を特別につくるっていうことはしないですか。

○大平 誠総合政策課長

今回、全町を挙げて、いろんな情報を分かりやすく努めた冊子を策定しておりますので、それらをもとに、ライフステージに応じた、また大きく見えるような、そういったものは作っていいというふうに考えております。

今作っているものをもとに、作ろうと思えば作れるということで、そういう取組もしていきたいというふうに考えております。

○古田 昌也議員

ぜひとも、やっていただければなと思っております。

あまりにもちょっと本町に関しては、広くやり過ぎて、町長がいつも言われる「選択と集中」ということしながら、ちょっと突出した面白いことをやっていかないと、平均的に見られてしまいますし、せっかくいいことをやっているのに、その対象の方々が知らないということがよくあるのが現状でありますので、一目見ただけで移住された方であったり、高齢者、子育て世代、みんなが、「さつま町ってこういうことをやっているんだ」と一目見てわかるような、そういうガイドブックみたいなのは、必ず僕は必要だと思いますので、せっかく町長の任期もあと3年残っていますので、3年間でこれは絶対やるよっていうような形の施策を、そこにバンと載せていただき、やっていただければなと思っておりますので、そこは強く要望しておきます。

ちょっとまた内容は変わるのですが、関係交流人口による活性化とよく言われますが、その強化として、新聞広告などで四季を通してアピールする考えはないか。

例えばですが、春は永野の桜まつりや、またはホタル舟、また新茶、「新茶ができました」みたいな新聞広告、夏は夏まつりですね。そこにピックアップして、手踊りや五ツ太鼓なんかを新聞広告に載せたり、秋は金吾様踊りや「新米ができました」、またあとは、「新焼酎ができましたよ」というような、冬は温泉で最後の締めくくりで、これが全て、よく言われる「薩摩のさつま」ですよみたいな、ちょっと特記した新聞広告を思い切って押すような考えはないか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

新聞広告などでの四季を通したPR活動についてでございますけれども、現在、年間を通じては、町ホームページやインスタグラム等を活用し、旬のイベント情報や四季折々の景勝地、例えば、クルメツツジ山やイワツツジ山、水田畑とか彼岸花などの情報発信を行っているところでございます。

また本年度におきましては、町制施行20周年の節目の年でございますして、6月議会で御承認いただきました町PR用番組宣伝業務委託については、合併記念式典前後の3月16日から22日にかけて、南日本放送においてテレビ・ラジオ・アプリの広告媒体を利用し、宣伝する予定としております。

さらに、南九州地方メインとしたフリーペーパーに町内の観光地や飲食店等の情報掲載や、県の地域振興推進事業活用し、首都圏でのさつまプロモーション事業を展開しております。

この事業では、11月にソラシドエアとの連携により機内紙コップで「薩摩のさつま」をPRし、また、機内誌において「薩摩のさつま」の取組を紹介するなど、周知啓発に取り組んだところであり、また羽田空港や首都圏の駅でデジタルサイネージを活用した本町の観光や特産品の魅力発信に努めたところでございます。

町外への情報発信につきましては、デジタル化が急速に進む昨今では、多岐にわたる伝達手段が提供されておまして、より伝わりやすい効果的な方法で実施してまいりたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

いろいろとやっていただいているのは、すごく分かっているのですが、やはり、大きく費用をかけたほうが、大きなインパクトが与えられると僕は思っています。

ですから、ちょっとここはもう思い切って、さつま町というのはこういうことをやっているんだよと、例えば、「薩摩のさつま」の事業で、大学生が作ったポスター、すごくいいポスター、あれをやっぱり目の目がみるところがないというのは、とても残念だなというのがあります。

そういったことを、こういうことをやっているんだという新聞広告っていうのは費用がかかり

ますが、かなりインパクトがあることだと思っておりますので、そこを踏まえながらちょっと考えていただきたいと思いますと思っております。

ぜひとも、そこはちょっと僕は強く要望し、関係交流人口を増やしていただきますような施策をとっていただきたいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

話は変わりますが、町民サービスの向上として、現在、町民との会話であったり、通話であったりとか、録音を徹底する考えはないか、お聞かせください。

○垣内 浩隆財政課長

ただいまの御質問でございますが、行政サービスの質を確保するとともに、職員に対する不当な圧力、こういったものを排除するなど通話録音機の設置、こういった部分につきまして必要性につきましては、認識しているところでございます。

○古田 昌也議員

不当な圧力ではなく、町民サービスの向上でちょっとお聞きしたいんですが、どうしてもやっぱり引継ぎとか、そういったもろもろ、配置転換する中で、文字だけでは、その感情というものが伝わりにくい。

やっぱり町民とのそういった会話で、「言った」、「言わなかった」という問題で、伝わってない。これがちょっと伝わり方が間違ってたみたいなの何て言うのですか、ニュアンスとか、そういうことが多々起こっているという形で僕は感じているところなんです。

そこでもう一度ちょっとお伺いしますけど、そういった面で、確実に通話は録音。もう今、民間は全部電話では「この通話は録音させていただきます」という形になっているので、そこを徹底して、引継ぎとか、そういったことを踏まえながら、こういうことをやっていく考えはないか、もう一度お聞かせください。

○垣内 浩隆財政課長

そういった認識は当然、先ほどありましたように認識しているところでございますので、そういった整備につきまして、検討していきたいと考えております。

○古田 昌也議員

ぜひとも、早急な検討をお願いしたいと思っております。

ついでに検討していただきたいのは、町内に関しての防犯カメラというものもぜひとも設置というのを考えていただきたいと思いますと思っております。

本町のホームページに、第1期町長のマニフェスト報告という項目で実績報告がされています。

しかしながら多分このことを、確認している方は、ほとんどおられないのかな、どのぐらいいるのかなというところではあります。せっかくなら町民全てに伝わってほしいと思っておりますし、知っていただきたい。特に、支援・補助金関係に関しては、そういった形で伝わっていただきたいと思っております。

何度も言いますが、本町は、県内でもトップクラスの施策を幅広く実施しています。そこが良い点でもあり、町民伝わりにくい悪い点でもあると僕は考えております。幅広くすることが悪いとは言いませんが、もっと本当に絞って、町長が言われる「選択と集中」をして、そして、インパクトがある施策をして、特徴のあるまちづくりにしていただきたいと考えています。

民間主導で動いている「薩摩のさつま」は、特色のある動き・形になりつつあります。今までにない地域ブランドだという声もお聞きするところではあります。

町長の任期は残り3年であります。いつも町長が言う「やればできる」、「目配り・気配り・思いやり」を重視しながら、面白いまちづくりを、インパクトのあるまちづくりをともにやっていただきたいと思います。そういったことも踏まえながら最後に町長、この3年間どうやって

いくのか、またお聞かせください。

○上野 俊市町長

2期目のまだ1年も経たない中で3年後ということを言われましたけれども、私がこの政治信条としているものについては、先ほどありましたように「なせば成る」ということであります。

やらんことには前に進まんということで、これは若い児童・生徒の方々にも、特に中学校、高校の卒業式によっては、必ず申し上げているところであります。

あらゆることに挑戦してほしいということを伝えながら、これは自分自身にも問いかけ、自分自身にもこの言っている部分でございまして、今議員からもありますように、今本当にこの厳しい時代の中でありまして、何が一番効果的なのか、何が一番この町民にとって、町民の方々にとって何がいいのかというのは、しっかりと「選択」しながら「集中的」にやはりしていく時期が来ているというのは、もう思っているところであります。

令和8年度の予算関係につきましても編成作業を進めておりますけれども、予算編成の説明会の中でも、この「選択と集中」、本当にやっぱりこの将来を見据えて時代をどうしていくか、この町をどうしていくか、というのをしっかりとこの予算の形にあらわせるように取り組んでほしいということも伝えたところであります。

先ほどの録音機能の関係等につきましても、これはやはり住民サービスの向上という大きな観点からもそうですし、やはりこの職員を守るということが一つ私はあると思っております。カスハラ対策ということで、今非常に大きな問題にもなっておりますけれども、そういう対策も必要だろうと思っております、これにつきましても、令和8年度の予算で、どれだけ対応できるかというのは、今後の検討でございまして、そういう取組もしていきたいと思っているところであります。

いずれにしても、やはりこの私の任期のある間は当然ながら、自分の責任を持ってこの町を進めていくというものがああります。これにつきましては私一人だけではできません。やはりこれはもう議会の方々の御理解と御協力を得ながら進めていかなければならない点もございまして、そこあたりはまた引き続き御理解いただきながら、将来のさつま町をしっかりと維持し、存続させて、これをまた元気なまちにしていくという熱い思いを持って、これを進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○古田 昌也議員

そういった形で力強い回答を受けたということで感じております。

先ほども最初のほうに言いましたが、そういった形で正確な情報、それを伝えるのは、執行部のみならず、我々議員一人一人の義務、責任だと僕は本当に感じているところであります。

何度も要請になるかもしれないですが、正確な情報の共有、それと速やかな伝達というものは、必ず行っていただきたいということを締めくくりまして、僕の一般質問のほう終わらせていただきます。

○新改 秀作議長

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時25分とします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、8番、武さとみ議員に発言を許します。

〔武 さとみ議員登壇〕

○武 さとみ議員

私にとって、4月に議員になってから3回目の一般質問ですが、毎回、弾薬庫建設問題について質問しております。

今、古田議員に対しての回答をされましたけれども、疑問点はさらに増えてしまいました。

しかし今日は、まず私が通告しておりました町長の描く「住民の安全と安心を守る町の姿」について質問いたします。

まず一つ目、先ほども出ていましたけれども、2024年6月から2年かけて調査すると報道されてから僅か6か月で、6か月ぐらしか経っていないのに、まだ適地調査中であるにもかかわらず、通告書には27日と書いておりましたが間違いでした。12月28日に、「弾薬庫整備決定」と新聞報道されましたが、それが間違いではないと思いますけれども、町長は今の時点で、このことをどう受け止めていらっしゃるのか、お聞かせください。

二つ目、2019年11月27日と2021年12月14日に町長と議会が、防衛大臣に提出した請願書に、弾薬庫以外の施設も提案してあるのですが、これは添付資料を準備してあります。

そこに、4として誘致を目指す防衛施設等の種別・規模等、まず、(1)地理的特性を生かした候補地3エリアが書いてあるその下に、(2)立地可能と思料される施設として、①から④まで、まず①が、野外訓練場、CQB実弾訓練可能な施設、野外長距離狙撃訓練場含む演習場、②西南方面後方支援備蓄施設(地下)、この下に弾薬を含む保管整備施設が書いてあります。③南日本広域警戒防衛施設、地上型スタンドオフユニット(IRBM)、これが中距離弾道ミサイルのようなんですけれども、広域監視、電子専門部隊、④多目的軌道運用地、C2等固定翼やV22含む回転翼機等の運用可能発着場、これはオスプレイもさつま町の空を飛ぶ、日常的に飛ぶということになります。そのほか、防衛省との調整により、希望される項目として、下2行目に「目的により連携しながらも分散して活用可能な土地でもあり、防衛施設に十分資する候補地であると感じております。」その下4行目、次のページになりますけれども、2行目に、「施設により保安距離等を考慮すべき場合は、対象施設等の移転等の視野に対応を進めてまいります」と書いてあります。中岳周辺で住みなれたところを離れなければならない人もいるということになりますが、これらの具体的な立地可能施設の提案を取り下げるつもりはありませんか。

また、町民はこのことを知っているのか、お答えください。

三つ目です。

防衛省が戦争準備の施設増設に多額の税金を使うということは、戦争があることを前提にしているということだと思うのですが、「絶対にあってはならない。」先ほど町長も言われましたけれども、しかし、もし戦争になったら一番に攻撃されるのは弾薬庫です。

そうなったら、どれだけの被害が発生すると予想しているのか数字で示してほしいです。そういう声が町民の方々から聞かれます。周辺国との軍事力の差は歴然であると思いますが、攻撃されたときのリスクと回避策について説明を求めます。

四つ目、6月の一般質問で町長は、「ほかの地区でも説明会を開催する」と回答されましたが、なぜこれまで中岳周辺以外の住民への説明がないのか。防衛省または九州防衛局が決定した内容の説明するような会ではなく、町長の描く「安心・安全なまちの姿について」の説明はしないのか、お聞かせください。

五つ目、防衛省は、市町村に対し、住民基本台帳に記載された18歳と22歳の個人情報の提供を求めています。希望しない場合は、提供からの除外を申し出る制度があります。

このことを町民に広く周知するつもりはないかと、9月議会の決算特別委員会でしたが、そのときに質問したときに「検討する」と言われたのですが、もし検討されたのであれば、その周知方法をお聞かせください。

六つ目、弾薬庫建設によって交付される可能性がある「基地交付金等」を当てにするのではなくて、さつま町の基幹産業である農林畜産業を進めた人口増や活性化策を考えていくつもりはないか、お聞かせください。

次に、いわゆる不登校の増加に歯止めをかける学校の在り方について、教育長に質問いたします。

不登校になると、誰もが八方塞がりになり、不安で仕方がない状態になってしまいます。

その状況を打破するためには、教職員が多様な子どもの思いを大切にし、一人一人の人権を尊重する学校でなければいけないと思いますが、現在進められている学びの多様な学校分教室を受け皿の広がりとして評価する一方、後追いの支援に留まるとの指摘もあります。

教育長は、今の学校を変えなければいけないという、そういう思いはないでしょうか。そういうお考えはないでしょうか、お聞かせください。

二つ目、これまでに教師の指導のあと、生徒が自死したなどの事件がありました。

多様なニーズに対応できる教職員の育成のために、「子どもの見方と対応」とか、「子どもの権利条約」などについての職員研修をしているのか、お聞かせください。

三つ目、昨今あつてはならない教職員による盗撮や性暴力等の事件の報道がありました。そのことで、各学校へは、教育委員会からの通知はどんなものだったのか。それは管理を目的にしたものにはなっていないか。

また、それによって学校の教職員が働きにくくなってはいないか、お聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔武 さとみ議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、武さとみ議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の住民の安全と安心を守るまちの姿についての項目のうち、1項目めの関係でございます。

先ほど古田議員の質問でもお答えしておりますけれども、当時、九州防衛局からは「令和7年度予算に関しまして、現在、各種調査を実施しているところであるが、一定程度進捗した調査結果に加え、部隊運用の利便性などを総合的に検討し、さつま町中岳において火薬庫を整備することが可能であると判断した」と、説明を受けたところでありまして、私もそのように理解しているところであります。

次に、2項目めの提案施設の関係についてであります。

2019年と2021年に議長と連名で提出いたしました請願書に、「誘致を目指す防衛施設等の種別」といたしまして、防衛関係の専門的知見は持ち合わせてなかったことから、国防防衛施設等に関する各種報道等情報を整理し、提案をしているところであります。

この防衛施設の誘致の関係等につきましては、先ほど来言いますように、議会からの要請を受けて行ってきたものでございまして、これらの提案を取り下げる予定はないところであります。町としましては、防衛施設誘致の可能性を探る中で、地域の防災機能の強化、広域的な災害時に

おける自衛隊との連携拠点としての機能、そして、地域経済への貢献といった幅広い可能性を防衛省に検討してもらうよう求めているところでもあります。

また、この要望内容につきましては、これまで議会に対しまして報告がなされているものと理解しているところでもあります。

次に、3項目めの有事の際の被害とリスク回避策についての御質問でございます。

有事の際の被害を数字で示してほしいとの御質問でございますけれども、被害の数値や危険度の予測は、国の責任のもとにおいて、防衛省が専門的に行うものであると理解しているところでございます。そのような観点から、1自治体で独自にこの数字を示すことはできないものと考えており、御理解をいただきたいと思っております。重要なのは、施設整備が国全体の安全保障に資する抑止力として機能し、有事を未然に防ぐ役割を果たす点であると考えているところでもあります。

次に、4項目めの住民説明会の関係についての御質問でございます。

今年6月の一般質問におきまして、住民説明会について、町民の皆様から関心や御意見が寄せられていることは承知しており、最終的な調査結果を含め、適切なタイミングで他の地域も含めて説明の場を設けられるよう、防衛省及び九州防衛局へ要望していると御説明をいたしましたところでもあります。

この件に関しましては、今年3月議会の行政報告でも御説明しましたけれども、防衛省及び九州防衛局からも説明会の実施につきましては、「最終的な調査結果を含め、適切なタイミングで説明の場を設ける」と回答いただいているところであり、今年7月と11月の防衛省訪問の際にも繰り返し要望をいたしているところでもあります。

なお、私自身としましては、さつま町の将来を見据えたまちづくりを進めていくためにも、この当該施設誘致を含めまして、町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら進めていく必要があるということから、毎年、施政方針及び所信表明におきましても、議会で説明し、広報紙へも掲載をして周知を図っているところでもあります。

次に、5項目めの防衛省への個人情報提供に関する御質問であります。

防衛省からの自衛官募集に関する事務依頼に伴い、住民基本台帳の個人情報を提供しておりますけれども、これは自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、地方自治体が処理すべき法定受託事務として実施しているものであり、現在、提供する情報は、18歳と22歳の方の氏名、住所、生年月日、性別に限定されているところでもあります。

しかしながら、町民の皆様の自己情報コントロール権を尊重する観点から、提供からの除外を希望する場合には、その申出により提供しない除外申出を導入し、広く周知徹底を図ることを進めているところでもあります。

周知方法につきましては、お知らせ版や町のホームページにて、申出方法や期間について分かりやすく周知してまいりたいと考えております。

次に、6項目めの基幹産業を進めた活性化策に関する質問でございます。

これも6月議会の一般質問でもお答えいたしましたけれども、基幹産業や農林業についても支援推進するのはもう当然であります。観光資源の活用や地域ブランド化も進めていく必要があります。地域振興につきましては、住民と意見交換を行いながら推進していくべき重要な課題でもあるところでもあります。

町政の最重要課題につきましては、さつま町が持つ本来の力、すなわちこの農林畜産業の潜在能力を最大限に引き出すことであると考えているところでもあります。私の描く安全で安心なまちの姿は、国の安全保障への貢献の可能性を探る一方で、町の自立的な

経済基盤を確立し、自信を持ってこの地で暮らし続けられる未来を確保することにあると考えております。

農林畜産業の振興こそがこの基盤であると確信し、これにつきましても全力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

〔上野 俊市町長降壇〕

〔中山 春年教育長登壇〕

○中山 春年教育長

武さとみ議員の御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、「学びの多様化学校宮之城中学校分教室」は、不登校生徒にとって学びの場、進路選択拡大の場、社会的自立に向けた場という意味で重要な受け皿であり、教育委員会としましても、設置に向け準備を進めているところであります。

不登校の未然防止につきましては、各学校が魅力ある学校づくりを目指し、児童生徒が「明日も学校に行きたい」、「学校が楽しいな」と思えるような取組を進める必要があります。

一方、「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によりますと、不登校の理由につきましては、「学校生活にやる気が出ない」、「生活リズムの不調」、「不安・抑うつ」、「学業の不振」などが主な理由とされております。

学校生活の大半を占めるのは授業であり、児童生徒が「夢中になれた」、「分かった」、「楽しい」と実感できる授業を行うことが、魅力ある学校づくりにおいては不可欠であると考えます。

そのためには、授業において学習者である児童生徒が主体となって、自ら学びを取りに行くような手だてが求められます。旧態依然とした教師が一方的に話す一斉授業から、各児童生徒に合った個別最適な学びと児童生徒が協力し合い、解決していく協働的な学びの一体的な充実が図られた授業への転換ができるよう本町独自のSMIP（スミップ）の取組を通し、学校間を超えた職員による相互研修に取り組んでいるところであります。

あわせて、夢中になって取り組むような主体的な学習態度を育成するために、町内全ての学校で個人探求学習を導入しているところであります。

また、令和5年度から全ての学校で「自己理解」・「他者理解」・「自己肯定感の育成」などを目的とした構成的グループエンカウターの計画的実施をスタートさせました。

あわせて、中学校入学後も円滑に学校生活をスタートできるよう、いわゆる不登校の原因とされます「中1ギャップ」への対策の一つとして、小学校間の小小連携と小中連携を積極的に進めております。

具体的には、国語や外国語、道徳、行事等に置いて、学校間をICTでつなぐオンライン授業や町の英語スキットコンテスト、陸上記録会等におきまして、参加者全員での交流や複数校での合同修学旅行なども進めてきているところであります。

さらに、令和8年度からは合同水泳学習の実施に向け検討を重ねているところです。

次に、多様なニーズに対応できる教員の育成研修についてであります。

本町では、児童生徒及びその取り巻く環境が複雑化・多様化することを捉え、教育相談体制の組織的な整備を全校で推進しております。

具体的には、宮之城中学校に教育相談員1名、スクールソーシャルワーカーを宮之城中学校、盈進小学校に各1名をそれぞれ拠点校として配置し、他の学校についても必要に応じて派遣させ、管理職や関係教職員と連携した適切な対応ができるよう進めております。

また、児童生徒自身の日々の心の状態を記すアプリの「Good Morning Color」の活用や、各自の端末のデスクトップ上に、「かごしま子供SNS相談・通報窓口」などの

アイコンを設定するなど、相談しやすい環境整備にも努めているところです。

また、議員の御質問の研修につきましては、県が実施するゲートキーパー研修会に、各校の教育相談担当者を参加させ、その内容を各学校の職員研修等で共有させることで、教職員が児童生徒のSOSのサインを的確に受け止めるためのスキルを身につけられるよう取り組んでいるところです。

また、町の取組としましては、管理職研修会や生徒指導担当者会において、指導する際は、人権尊重を一番に視点として置いて、児童生徒の立場や背景を捉え、思いを受け止め、寄り添う気持ちを大切にする「恕の精神」を持って指導するよう繰り返し伝えております。

また、町の教育講演会におきましては、令和5年度は、県の教育庁高校教育課スクールカウンセラースーパーバイザーをお招きし、「SOSをキャッチし、必要な支援につなげる」について、また今年度は、文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官、堀田氏をお招きし、「道徳科の特質を生かした学校経営や学習指導の充実」をテーマにした講演を実施しました。多様な場面における、多様な児童生徒や保護者、多様なニーズに対応するための指導方法に関する研修を行ったところです。

来年度以降は、学びの多様学校分教室での取組や指導の在り方を他の町内小中学校とも共有し合う場を準備したいと考えているところです。

現在、県や県総合教育センター、教育事務所等が主催する様々な研修の提供もなされており、町教委としましては、教職員の負担軽減や子どもに向き合う時間等の確保等も考えながら、今後も適宜適切に準備したいと考えております。

三つ目の教職員による盗撮や性暴力事件につきましては、令和7年7月に文部科学省から「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」の通知が出され、教職員個人の端末で児童生徒等を撮影しないこと、学校所有等の端末で撮影する場合であっても、児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さないこと等が示されたところです。

本町教育委員会では、これに先立ち7月1日に臨時校長研修会を行い、毎月の安全点検時にカメラ等の設置等がなされていないか、全職員で確認するとともに、カメラ等の設置を物理的にしにくいよう各部屋の整理整頓を全職員で取り組むことで、自分たちごととして意識を高めさせる指導と、あわせて児童生徒の困りごとや悩みごとを伝えられる校内目安箱の設置、その周知を児童生徒・保護者に行うよう指導したところであります。

この指導は、「文部科学省生徒指導提要」にあります生徒指導の実践上の視点の項にありますように、教職員の高い倫理感と使命感に基づく行動を促すためのものであり、管理のみを目的としたものではございません。

また、議員御指摘の働きづらさにつきましては、働きにくくなるという視点より、児童生徒の安心安全な学校生活を最優先に考える必要があると考えております。現場の一部職員で個人所有のスマートフォンが使えないのは、不便になるかなと話が出たのは聞いております。画像がより鮮明になるスマートフォンの出現により、常時携帯しているだろうと思われるスマートフォンで簡単に撮影している現在の便利さよりは、不便になっていくことは承知します。常時撮影に備えておく必要は、昔と同様、今もないものと考えているところです。

現在、幾つかの学校では、デジタルカメラを追加購入するなどの対応をしているところもあるようです。今後も教職員が過度に萎縮することなく、児童生徒との適切な信頼関係を築きながら働けるよう、風通しのいい環境づくりも進めてまいります。

〔中山 春年教育長降壇〕

○武 さとみ議員

では1点目の弾薬庫建設問題についてなんですけれども、新聞で報道されました「決定」という文言を、「可能である」と、理解されたということで私も理解しました。

あと2点目ですが、防衛施設等の種別・規模等について取り下げる予定はないという回答でしたが、これを取下げないとさつま町はどんどん、この言葉は嫌だと言われるかもしれませんけれども、軍事強化されてしまう恐れがあります。利害にとらわれずに議論を尽くして提案されたことなのでしょうか、お答えください。

○上野 俊市町長

先ほど申し上げましたけれども、この提案について基本的には、もう取り下げる予定はないと申し上げたところであります。

提案の関係等については、先ほど1回目の回答でも申し上げさせていただきましたけれども、危機管理体制の強化、地域インフラの整備、地域経営への波及効果という観点からも、広いこの可能性を探るための提案としてしたものでございます。

町の将来を見据えまして、この選択肢を広く持つことが、町民の皆様の最終的には利益につながっていくものと考えているところでございます。

このようなことから、今のところといたしますか、この提案については取り下げる予定はないところであります。

○武 さとみ議員

では今の回答で、地元との信頼関係が築けるか、とても疑問です。

国防の名のもとに住民に犠牲を強いる、これは80年前の戦前と国の本質は変わっていないと思います。武力による脅しで、平和が保てるのでしょうか。これは国の決定事項だと言われますが、町長の見解を問います。

○上野 俊市町長

戦争はもう絶対してはならないということは、先ほど来もう再三申し上げているところでございまして、今この国際情勢を見えますと、本当に弱い立場といたしますか、そういう国につきましては、ああいう侵略をされているような状況等も見うけられてきているところであります。

そういう中にありまして、やはり日本がしっかりとこの日本という国を守っていくためには、やはりこの防衛力の強化じゃなくて防衛力の均衡、均衡ある防衛力、他の国から攻められない、やっぱりこの防衛力の均衡ある力の在り方というのは、当然必要だろうと思っています。

しかしながら、やっぱり一番大事なのは、この外交努力によってこの戦争を引き起こさない、これが一番大事かと思っておりますけれども、なかなかそれを相いれない為政者の方々がたくさんいる現状の中では、非常にやっぱりそれも難しいと私は思っているところであります。

均衡ある防衛力のこのバランスの強化、バランスのとり方というのは、当然、国防上必要であろうと思っているところであります。

○武 さとみ議員

今、弱い立場の国が攻められるとか、均衡ある防衛力が必要だと言われましたけれども、まず外交ではないのでしょうか。

防衛力よりもまず、平和を望むこの日本国憲法を大事にする日本の立場を示すことが大事なのではないのでしょうか。

絶対に私は武力による脅しで平和が築けるとは思っていません。

あと3点目のことなんですけれども、攻撃されたリスクの回避策についてですが、今、高市首相が11月7日の衆議院予算委員会で、「台湾有事が集団的自衛権の存立危機事態になり得る」と、答弁したことを踏まえて、日中関係は急速に悪化しました。

このまま政府の言うとおりに防衛費を増額して、軍事力・防衛力と言われてはいますが、それを強化し、米軍とともに、台湾を守るために中国と戦うことがあってはならないと思います。まず、私たちの国の立場、日本は攻められる理由なんかはないはずです。

それから四つ目の点では、11月17日にあった議員研修で自衛隊鹿児島地方協力本部の説明がありましたけれども、「弾薬庫は防衛力強化の強靱化のためである」と、「防衛力を強化することが必要である」と、町長と同じ答弁をされました答弁というか、そういう研修がありましたけれども、その説明で私たち住民の不安はそっちのけなのではないでしょうか、その説明は。

地元住民には、リスクと回避策について十分な説明を受けた上で、受け入れるかどうか決める権利があります。

一番に標的にされる確率がどれぐらいなのか、どこまでやれば国を守れると算定しているのかが分からないと、私たち住民は受入れの判断はできません。

町長の描く「安心・安全なまちの姿」について、いつ防衛省の方に来てもらって説明を聞くのではなくて、町長の描くさつま町の姿について、いつ説明をするか、予定をお聞かせください。

○上野 俊市町長

先ほど来申し上げておりますけれども、高市総理が参議院の質疑の中でそういう答弁をされたことは私も承知しているところでありまして、それが今、中国との外交上の問題になってきているようでございますけれども、これは一国の総理が話された、答弁されたことでございます。

また国防上に関して、我々一自治体の首長が、これに関してお答えすることは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、来年、令和8年度におきましては、町内の全地区を町政座談会を実施していくようでございます。私の将来を描くこの将来像、それから、第3次の総合振興計画の関係等についても、町民の方々に説明させていただきながら、これを進めていきたいと考えているところであります。

○武 さとみ議員

では、令和8年度は行われるということですが、本年度はもうされないということですか。

○上野 俊市町長

防衛省のほうからの状況等の報告等を踏まえて、これは判断したいと思っておりますけれども、今のところ令和7年度におきましては、そういうことは予定しておりません。

令和8年度に実施するのは、町政座談会ということで幅広く町政について、それぞれ町民の方々、各地域の方々から御意見をいただきたいということをやるということでございます。

○武 さとみ議員

町長の言葉を、この弾薬庫問題についての説明をしっかりと私は聞きたいと思っておりますので、また、できるだけ早い時期に座談会とかもしていただけたらなと思っております。

あと、五つ目の周知方法についてなんですけれども、除外申出制度を導入して丁寧に周知をしていただけるということで、よろしく願いいたしたいと思っております。

今年の日米合同演習で自衛隊とアメリカ海兵隊は「台湾支援のため展開した米軍が中国軍と交戦し、存立危機事態に陥った」との想定で、演習や訓練を実施しています。

集団的自衛権に基づき、航空自衛隊のF2戦闘機が中国戦艦にミサイルを発射するとのシミュレーション演習もあったといえます。

このまま国民が何も知らされないでいると、自衛隊の人たちが軍人となって他国と戦う国になってしまいます。私は戦争準備反対の声を上げ続けたいと思っております。

あと、農林畜産進めた人口増についてなんですけれども、県外から農業をするために帰ってきた方が、「県外の前の職場でも農業をしたいと思っている人はたくさんいるよ」って話してい

ました。私はこの言葉を信じて、さつま町で農業をやってみたいと思う人が増えるために、安心・安全なさつま町でありたいと願っています。このあと、農林畜産業についての一般質問もあるようですので、私もこれからしっかり基幹産業を守り、安心・安全なまちづくりのために、町民の皆さんとともに考えていきたいと思えます。

次、2点目です。

一つ目の今の学校を変える必要ないと教育長はお考えのようなんですけれども、文科省は、学びの多様化学校について、成果は出つつあると言っていますが、不登校の理由や背景は調査していません。原因がつかみ切れていないのです。

教育長も多様化学校を希望するお子さんや保護者の声を9月以降、面接等で聞かれたと思いますが、どんなことを面接等のお子さんや保護者の話から感じられたのか。それでも今の学校のままでいいとお考えなのか、お聞かせください。

○井手口 勉学校教育課長

多様化学校分教室の開設に向けて、現在、面接を個別に進めているところでございます。

まず、11月末現在、7名の生徒さん、計32回の面談を行ってきております。

その中、面談で出てきている御意見としましては、具体的に学校に対して、「こうしてほしい」という直接的な要望というのは今のところ出ておりません。

ただ、生徒さんのお話の中では、「大人数の中ではとても緊張をするんだ」ということとか、「家庭内での悩みがある」とか、あと「学習に対して不安が大変ある」というようなこと等は多く出されております。

ただ、家庭の問題につきましても、その面談を通じる中で、それぞれのお気持ちを十分聞く中で、家庭でのお互いの気持ちの理解というのも進んできているのが現状でございます。それは改善に向かっているという感想も複数聞いているところでございます。

○中山 春年教育長

議員御指摘の学校変えるつもりはないかということで、先ほど「学校は変えるつもりはない」というふうなことを、私は申し上げているつもりではなくですね、現在の学校で取り組んでいたこと、教育委員会で進めていること等を申し上げさせていただきました。

ただ、「学校を変える気はないか」という「学校を変える」という意味の言葉を私が十分、議員のおっしゃっているところが、まだ理解できておりません。

どのような視点で「学校を変える」とおっしゃっているのか、それをまた伺いしながらお答えさせていただければと思います。

○武 さとみ議員

私が準備した添付チラシを御覧ください。

「みんなの学校」という、これは大阪市立大空小学校の映画上映のチラシなんですけれども、初代校長は木村泰子さんで、左側の女性の方です。真ん中より下に、「不登校も特別支援学級もない 同じ教室で一緒に学ぶふつうの公立小学校のみんなが笑顔になる挑戦」と書いてあります。

この大空小学校は、2012年度の児童数約220人のうち、特別支援の対象となる数は30人を超えていました。通常の学校であれば、通常学級が6クラス、特別支援学級7クラスという、そういう学校体系になると思いますけれども、この大空小学校では、全ての子どもたちが同じ教室で学びます。教職員は通常のルールに沿って加配されていますが、それだけでは不十分ですので、地域の住民や学生のボランティアだけでなく、保護者らの支援も積極的に受入れた地域に開かれた学校として、多くの大人たちで見守れる体制をつくっています。

学校の理念は、「全ての子どもの学習権を保障する学校をつくる」であり、不登校はゼロ、児

童と教職員だけでなく、保護者や地域の人と一緒に、誰もが通い続けることができる学校をつくり上げてきています。そもそも学びとは何でしょう。あるべき公教育の姿とはどんなものなのでしょうか。学校が変われば地域が変わる、そして社会が変わっていく。いえ、変えていかなければいけないと私は思っています。教育長の見解をお聞かせください。

○中山 春年教育長

示していただきました資料につきまして、大阪市立大空小学校の木村校長先生が進めてこられた取組というのは、我々も当時から勉強させていただいているところでありました。

そこにシフトを大きく変えるということを、今のところ私は考えておりません。

なぜならば、保護者の思いというのがあります。それから、地域の思いというのがあります。

特別支援学級の開設というのは、支援学級を望むお子さんたち、そして、保護者の方たちがあらわれて特別支援学級というのが開設されます。町としては、支援委員会でいろいろと判断し、そして、保護者の意思をしっかりと受け止めてしているところでありました。

ただし、先生がおっしゃるようにインクルーシブ教育というのは大事だと思っておりますので、本町でも、「授業時数の特別支援学級の半分までは交流してよい」という国のルールがありますので、それに従って今現在、各学校が取り組んでいるところでありました。

大きなこちらの小学校みたいに、全体として取り組んでおりませんが、本町の学校でも、このような取組というのはなされているところでありました。

○武 さとみ議員

具体的な例をまた上げて、また教育長と一緒に考えていけたらいいなと今考えているところです。

2点目についてですが、教師の指導の後、生徒が自死したなどの事件では、大声で個別指導をするとか、机・椅子を叩くとか蹴るとか、そういうことをされていたようです。

真剣に向き合う姿を見せる毅然とした指導である。そうすることが毅然とした指導であると思っている教員が、まだ現在、各学校にもいるという事実は残念ながら、私はまだそういう学校があるということを感じています。

数十年前、初任の頃の私もそういう教員でした。

社会では通用しないことが、また理不尽な対処が子どもを育てる学校で起こっている事実があります。

また一般的に、夏休み明けには自死が多いということは注意喚起されていたことです。

だから学校全体で、子どもの権利条約をしっかりと学んで、子ども一人一人のつぶやきに対応できる教員であるためには、まず教員にゆとりがあって、そして、ゆとりを持って研修会ができるということが不可欠だと思いますが、今の学校教職員はゆとりのある働き方ができていると思われるか、お聞かせください。

○中山 春年教育長

今の御質問の前半の部分で、不適切な指導がなされている。各校にそれぞれいる。私は各校にそれぞれいるとは思わないです。そういう職員が今もいるのかもしれませんが。ただ、各それぞれの学校に、本町の学校にそういう職員がどこにもいるようなこととは思っておらず、そしてそういうことの指導されないように、先ほど申し上げましたけども、「恕の精神」、先ほどの大空小学校の例と一緒に、「本当に相手の気持ち、子どもたちの気持ちをしっかりと受け止め、背景を受け止め、それで、なぜそういう行為に至ったか。そういったところから指導に入るようにしてくれ」ということをお願いしているところでありました。

そして、最後の御質問が、教員のゆとりのことでありました。

おっしゃるとおり、ここにつきましては、全国的にこういうことが話題になっておりまして、もう今、給特法の一部改正に伴いながら、いろいろと国全体で各学校、是正をしていくように指導が入っております。

私どもも先んじて進めてきているところであると考えておりますので、ここについては、これからのそういった取組というのを進めてまいりたいと考えます。

○武 さとみ議員

教職員にゆとりが必要っていうことは、なぜそうであればいいかという、子ども一人一人の生育環境とか、個別の特性などに配慮して対応する。そういうことができるためには、とてもゆとりが大事なんです。研修や学習の機会が少なくなっている学校である事実は否めません。

今の学校の実情は、学力向上、いわゆるテストの点数を上げることを重視して、お互いを理解してともに生きていく力を育てるということが、ちょっと私は軽視されているのではないかなと感じています。

しかも学校の中で教職員一人一人が対応できる範囲は限られています。南日本新聞の記事でも、市内全校や校長裁量で通知表を廃止した学校の記事がありました。

また、岐阜の小児神経外科医で岐阜大大学院の加藤教授が、不登校の改善には、子どもの特性といった内的環境と、学校風土や周囲の理解などの外的環境の両方を整えることが重要で、理不尽なルールをなくせばいいと強調されていました。

私はそのとおりでと思いました。その件について教育長はどうお考えですか。

○中山 春年教育長

まず最初におっしゃいましたテスト、学力、これに重視し過ぎじゃないかという御指摘がありました。

これにつきましては、以前も議員からそういう御指摘を受けておりますが、私どもは以前のそういうところから脱皮しようとしているところです。本町では。

そこはどんな取組をしているかと、個別最適な学び合わせて、先ほど申し上げた協働的な学びというのは、生徒さん同士、児童同士で分からない子どもさんたちが一緒になって考えよう。分かっている子どもが、分からない子どもさんに手を差しのべる。先生が一方向的にやる方法ではなく、そういう子どもたち同士の力を信じながらやっていく、そういう方法に変えていっていただきたい。

また、学力のほうについて、テストというのは、認知能力の一つの数値として表れる数字でしょうけども、我々は、非認知能力を導入するために探究学習も入れたわけですけど、これには先生がおっしゃる「一部の学力」っていう学力感、それとは捉えていないんですね。

昨年から申し上げている、その他の非認知能力のいろいろな取組というのを身につけてもらうためにしているというふうに思っています。

例えば、「情報収集力」、「判断力」、「表現力」、「やり抜く力」、「決断力」、「他者への配慮」、例えば、「自分がされて嫌なことは人にしない、言わない」当時の木村校長先生が先ほどの校長先生がおっしゃってた、そういった部分も含めて、我々は子どもたちに身につけていっていただきたいというふうに考えているところであります。

いろいろな視点から、私たちは子どもたちの力というのをどう支えていけるか、そういうところを考えて今取り組んでいるところであります。御理解いただければと思います。

○武 さとみ議員

教育長のお気持ちがとてもよく分かりました。

学びの多様な学校と同時進行で、教育長のおっしゃる「誰一人取り残さない」ために、さつま

町に「あんな学校だったら行きたい」と思えるような学校をつくって、さつま町に移住される人を増やしていけたらいいなと思っています。

これからも学校づくりのために、子どもたちの声、保護者の声を反映できるよう、たくさんの方々の思いをこの場でお伝えしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、武さとみ議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前11時25分とします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、12番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先に通告しました農林業の振興について、質問いたします。

町の基幹産業である一次産業の振興計画、いきいき農林プランの新たな計画策定の時期を迎えております。

これからの本町の農業の在り方をどのようにお考えなのか、町長のお考えをお伺いいたします。

5年先、10年先の農業の取組は、非常に大事だと思いますけれども、今日の質問でもありましたように、補助的な使い方を農林業に使ったらどうかということがありましたけれども、そこを踏まえてお聞きしたいと思います。

まず1点目の基幹産業の取組・付加価値を高める政策はどのように取り組むか。

2番目に、就農人口の確保、高齢者対策、農業担い手、後継者対策は喫緊の課題と捉えているが、今後の取組をどうされるか。

3番目に、園芸果樹等、重点品目の推進で稲作プラス振興策の考えはこれまでも推進されてきましたが、さつま町の農林業振興には欠かせない取組の考えはあるのか、今後どうされるのか。

それと、今期も後半になりますけれども、営農指導員が欠員でしたが、将来の設置の考え方はどのように考えていらっしゃるか。

4番目に、農畜連携を推進して図られたさつま町の基幹産業としての農林業のさらなる振興に、さつま町のリーダーとして取り組む姿勢をお伺いいたします。

1問目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、川口憲男議員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目の基幹産業の取組・付加価値を高める施策に関する質問でございます。

本町の農林業振興の推進に当たりましては、町・JA・県などを組織しております、さつま町農林業技術協会を中心に、推進を図ってきているところであります。

この中で、令和3年度から令和7年度の5年間を計画年度としまして、第4次のさつま町農業いきいきプランを策定し、各施策の推進を進めてきているところであります。

この中で、各項目ごとに目標面積や目標数値等の目標値を設定しております。

例えば、園芸や果樹の栽培面積で見えますと、目標を達成しているものもあれば、目標に届いていないものもあり、その部分は認識しているところであります。

次に、水田の耕作面積を例にしてみますと、町の農業再生協議会のデータによりますと、令和2年度が1,896ヘクタール、令和6年度が1,693ヘクタールとなっており、この5年間で203ヘクタール減少をしてきているところであります。

今後、人口が減少していく中で、どのような対策が必要かとなりますと、農業機械の自動運転や土壌や気象データの収集と管理、ドローン等による農薬散布等のスマート農業を活用して、作業の省力化と効率化、生産性の向上と高品質生産、それからコストの削減を図っていく必要があると考えているところであります。

しかしながら、これらの施策効果を最大限生かすためには、田・畑の大区画化等の農業生産基盤の整備が必要であると考えているところであります。

国におきましては、新たな土地改良長期計画によりまして、この田んぼにつきましても、1ヘクタール以上の区画化を図っていきたいというようなことを示しているところであります。

先ほど申しましたように、こういうスマート農業等を最大限効果出していくには、やはり土地基盤の生産基盤の拡大等が必要になると私は考えているところであります。

これからのさつま町の農林業には、町の農林業を持続的に支え、次世代に引き継ぐために、それぞれの地域の実情に即した施策の推進が必要になると考えているところであります。

次に、2点目の就農人口の確保を高齢者等の対策等、担い手や後継者対策が喫緊の課題であるということでございます。

就農人口の減少に伴い、担い手や後継者不足、高齢化による中山間・棚田地域の農地の維持が厳しい状況になってきているところであります。

そのような課題解決に向けまして、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、昨年度末19の地域で地域計画、いわゆるこの地域農業経営基盤強化促進計画でございますけれども、これを作成いたしまして、それぞれの地域での課題や次世代に引き継いで守るべき農地を位置づけ、農業を考える会を開催しながら、その実現に向けて取り組んでいるところであります。

また、さつま町担い手育成総合支援協議会アクションサポートでは、地域の中心的な担い手の育成に向けまして、これは認定農業者等でございますけれども、この育成に向けまして、農業経営改善計画の作成支援や新たに就農を希望する方からの就農の相談を、県・町・JAと連携を図り、さらにサポートする体制を構築して支援をしているところであります。

今後、町としましては、基幹産業であります農業を担う方々へ継続的な支援を行いながら、これを推進してまいります。

次に、3点目の稲作のプラス振興策等についての御質問でございます。

園芸・果樹の重点品目の推進につきましては、これまでも、さつま町農林業技術協会を中心に、各品目ごとに現地での栽培技術研修会や市場関係者も含めた、出荷協議会や販売反省会等を実施してきているところであります。

今後におきましても、引き続き、さつま町農林業技術協会を中心に、重点作物等の推進を図り、国・県の有利な補助事業と町単独補助事業の経営改善対策事業や地域園芸活性化事業と併せまして、省力化や高収益作物への更新や導入を検討してまいります。

また、営農専門指導員についてでございますけれども、これにつきましては、昨年度、園芸と

先ほど答弁にもありましたように、スマート農業の推進、機械化の推進ということも申されました。ぜひそこあたりも、今度の計画にも入れていただきたい。

3次の要望書も持っていますけど、それからすればいろんなことが流れが速くなってますので、そこ辺りを含めた、取組をしていただきたいと思います。

それから2番目の就農人口の確保とか、高齢者対策とか、後継者対策とか、いろんな課題がありますけれども、やっぱりこれも、先ほど申し上げましたスマート農業、コスト削減の農業をどうしていくか。あるいは、中山間地の基盤整備、畑地等もおっしゃいましたけれども、ぜひそれを計画的に、「どこどこをどうしていつて推進に持っていく」ということが、明記されたいんじゃないかと思うし、またそれを実行に移すような対策を練ってほしいと思うんですが、そこあたりの考え方っていうのはどうなんですかね。

○上野 俊市町長

先ほども申し上げましたけれども、やはりこの農業者人口、人口減少もそうですけども、特に農業の従事者が減ってきている状況というのは、非常に危機感を覚えているところであります。

そういう中で、効率ある農業を進めていくには、やはりこの農地の集約化、それから大規模化をし、また機械化を進めていくと、ドローン等の活用等々も必要であろうかと思っているところであります。

私自身、やはりここ辺りをしっかりとやっぱり捉えていく必要があるということでありまして、今この圃場整備等が進んだ圃場もありますけれども、これ自体もやはりこの区画が狭いというようなところが多数見受けられるところであります。

このような状況から、新年度におきましては、そういう畔等を外して、畔外使用ができるような簡単な土地改良等々も進めながら、やはりこの効率のある農業にしていけないことには、先ほど議員からもありましたように、若い世代がここに帰ってきて、また若い世代が継いでいくとなりますと、やはりどうしてもやっぱり効率化を図っていくことには、これには従事していただけないものと思っているところであります。

国が進めております、先ほど申しました新たな土地改良の長期計画という中で、大規模化の区画整理を進めるということ強く打ち出しているところであります。

こういうような事業等も活用しながら、やっぱりこの農地等の大規模化を図りながら、しっかりと、この農業ができる体制をつくっていく必要があると考えているところであります。

○川口 憲男議員

答弁いただきましたとおり、これをいきいきプランの中で、どういうふうに取り組んでいかれるか、町長言われたように、コスト削減や作業の効率化、省力化等を考えていくと、やっぱり田んぼ、畑の簡単な耕地整備、それをしていく。特に、柘野、それから求名の下手、ここあたりが進んでいて、見本というか、いいところできておりますので、ここあたりの農業も確立されて、ここあたりができたから今度は次に控えるところをどうしようかとか、特に中山間地を抱える町ですから、そこあたりのところで畔を外したりとか、何かとおっしゃいましたけど、そういうような農業体制をつくっていくこと、そして機械化を進めていくこと。これは若い人たちも帰ってくる一つの糸口になるんじゃないかと思えます。

例えば今年の米作にしても、やっぱりどうしているかという思いは、コンバインの価格が高い、価格が高いというのはおかしいですね。コンバインを購入して、農業を始めていこうかと私がしようとしても、とてもじゃないけど、それに追いつく度合いがないと。そこあたりの対策をどうしていくかということとは、やっぱり今後のこの計画の中に進めていかれる項目じゃないかと思えます。

先ほど申し上げた耕地整備のこともあります。水路等のこともあります。このことを、このいきいきプランの中でどういうふうに取り組んでいかれるか。そして、5年後、10年後のさつま町の基幹産業に、どういうふうな形を示していくかということが、今の時期に大事だと思います。そこを町長として、どう考えていらっしゃいますか。

○上野 俊市町長

今いろいろと御指摘もございましたけれども、やはり農業をやるとなると、非常に最初の投資的な経費が必要となります。大型機械の整備等々もそうですけれども、やはりここには、やっぱりこれまでやってこられた方々の事業継承というのが、やっぱりきちんとできるような形の仕組みづくりをしていく必要があると思っていますところでもあります。

コンバインも新しく買えば1,000万円ぐらいいたします。それを揃えるとなると相当な投資が必要となりますので、やはりこれを使っていらっしゃらない、農業をもう辞めたいと、廃業としたいという方がいらっしゃれば、それを上手く次の世代の方々、これは身内であろうが、それ以外であろうが、何かその事業継承がうまくできるような仕組みづくりというのをしていけば、おのずと、こういう過度な投資というのはなくなっていくんじゃないかと思っていますところでもあります。

そのような観点から、担当課のほうには、次期いきいきプランもそうですけれども、やはりそこあたりの対策も含めて検討するように、指示もいたしているところでございます。

○川口 憲男議員

ぜひ、これはあくまでも振興計画の中にどう織り込むかということと、それを実行していくかということですので、今町長が進める中で、それをぜひ取り組む形の中で計画に入れていかれたらいいと思います。

それと、以前も私は一般質問等でこの農林業の振興の中で、あるいは担い手の中で、農業の後継者というか、振興対策の中で提案したことがあるんですが、以前の町長るときですから、もう覚えにないかもしれないですが、里親制度というのをつくって、そこでいろんな農業とか、いろんな勉強をさせて、農業に移っていただくと、そういう方を進める考えはないかということだったんですけど、私が承知しているところによれば、若干名しかなかったんじゃないかと思っております。

だからやっぱりこの里親制度なるものも良い方法だと思うんですけど、やはりそれじゃ今は、寄ってこない。

先ほど武議員の中に、「農業をしたい人はたくさんいるんだよ」ということをおっしゃいましたけど、さつま町独自で、農業の地域おこし協力隊を募集して、今の地域おこし協力隊というのは、国からの補助金でしていますけど、さつま町で、これは今からの話ですから、町長がそういうことはないのか、私は教えてほしいんですけど、地域おこし協力隊の農業版をして、町で雇ってやるというような、これから先考えを持つべきじゃないかと私は考えます。町長、どうですかね。

○永江 寿好担い手支援室長

ただいま農の里親事業について質問があったと思いますけども、農の里親制度に関しましては、御承知のとおり里親のほうの支援を行うということでございまして、その中で1日当たり3,000円ということと、あと月額5万円ということで、24か月支払いができるというようなものでございます。

本町におきましては、実績としましては、平成29年度制度が開始されてから、令和2年度1件あった以降、事業の採択がないところでございます。

基本的には、農家とのマッチングというところやら課題がありまして、なかなかできてないというところと、あと基本的に里親ではなくて、農業法人それから農業会社、それから、もう農大を出てからそのまま就農するということが、一つの原因となっているというところがございます。

次に地域づくり支援員については、ちょっと私のほうでは、はっきり情報として捉えていないんですけども、農村RMOというのがあるって、その中での事業としてあるというのは認識しております。

そういうところを活用ができればというふうには考えております。

○川口 憲男議員

担い手支援室長にお答えいただきましたけども、やはり農業の担い手、次を増やしていこうかとしたら、どんなのがあるかと。

今、参考的にそういう制度があるよということだったんですけど、これをここで今どこじゃなくして、これからのいきいきプランの中にどういうふうに取り入れて、3年計画とか、あるいは5年計画の中で取り組んでいけば、農業人口が、農業就農者人口、若い人たちがそれに取り組む気持ちが増えてくるんじゃないかと、私はそういうふうには思うんですが、そういうことをこの計画の中に入れる考えがないかということをお町長申し上げているのですが、どうなんですかね。

○山口 良浩農林課長

先ほど説明がありました里親制度とか、あるところは農業公社ということで具体的に、農協と市・町が資金を出して、新規就農者、そういうのを2年、3年勉強して、農業を行うというところもあります。

しかしながら本町におきましては、議員御存じのとおり、農業公社の設立はちょっと困難というところで頓挫した経緯もございます。

今後においては、議員のほうで言われました、地域おこし協力隊、今、商工観光PR、そしてまた教育委員会等々あるようですから、勉強して農業分野のほうにも、ぜひそういうのを取り入れられたらなというふうには、今後、いきいきプランの中でも、検討していきたいというふうには考えております。

○川口 憲男議員

町長、今、農林課長のほうのお答えがありましたように、これをどういうふうに取り組んでいくか、町長が関係部局というか、担当課に投げかけられたときに、担当課がそれについてどうして取り組んでいくか。これが振興策というか、いきいきプランの考え方だと思います。私は提案はしますけれども、提案をして、ぜひ就農人口を増やしたいというようなこういう方法もありますよということで、今提案しているところなんですけど、そこ辺りを計画の中で織り込んでいて、1人でも2人でも農業就農人口を増やしたいと。

さっき武議員の話の中には、都会には農業をしたいという人はいっぱいいるんだよと、いっぱいという言葉おかしいですね。たくさんいるんだよということもありましたから、そこあたりをどう工夫したら、さつま町の農業にそういうことを取り入れられるかという考え方の提案ですので、ぜひ町長、希望として、計画の段階として、何も入れない、何もしないというのはあれでしょうから、そこに取り入れる考え方の方向性はないのか。

○上野 俊市町長

この農林業いきいきプランにつきましては、先ほど申し上げましたけど、町とJAと県と一体となって、この組織をつくっているところであります。

それぞれが課題を持ち寄って、そこで検討しながらこの計画というのはつくってきているところであります。

当然ながら、私の考え方等については、担当課を通じてこの協議会の中で出されていくものと思っているところでございますけれども、やはり農業をしたい人ができるようなそういう体制づくりというのは、非常に重要だろうとは思っているところであります。

しかしながら、先ほど来申し上げますけども、この農業を初めて従事するとなりますと、相当投資、大変な労力が必要となってきます。そこ辺りを先ほど言いました、やってこられた方、廃業される方々からの事業継承とか、そういうのを活用しながら、新しい担い手として、育てていくというのは当然必要だろうと思っているところであります。

どういう形でこのプランの中に、この計画で入れられるかというのは、今後また担当課のほうとも、私としましても協議をしていきたいとは思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ町長、このいきいきプランの策定の中での一応計画ですから、そこに織り込んでいく、そして、各町民の人たちにも進めていく。

先般、農業センサスがありまして、発表があったのを新聞で私もちょうど見たところなんですけれども、鹿児島県なんかでも65歳以上の方が約65%を超えている状況でありますよね。それだけ高齢者の方たち、言葉はおかしいですけど、年配の方もまだ農業をするぞとか、何かするという意気込みがあるんじゃないかと思えます。そういう人たちを含んだ今の計画等進めていく。大型農業化というには、先ほどありましたように、田んぼ・畑を土地改良して、大規模化して進めていくということもありましたけれども、ぜひそれもしてほしいんですけども、そういう中で、こういう農業センサスにでてきている高齢者の方たちが取り組む、こういうところもあるんじゃないかと思えます。そういうところで耕作対策をしていただきたいと思えます。

私もちょっと仕入れたところによると、中山間地でも始まる要素があるよという圃場整備がですね。話を聞きましたので、ぜひ今後の計画の中にも、そういうことを織り込んでいただいて、やるというところがあれば、どんどんそういうところを進めていく。

私どもの決算（特別委員会）のところでも、積立金とかなんかでも、町でできる補助で何かできることは取り組んでくださいよという案も出ましたけれども、まさに、国・県に頼らず、さつま町でどうにかしていきたいということは、まず私は、基幹産業である農業から、そういうことを起こしてほしいと思っておりますが、そこはもう答弁はいたしません。

それと、以前町長も十分御存じだと思いますけれども、この所得の向上対策として、町の特産品、農業の特産物、今は、かぼちゃ、以前はごぼう、そして以前は、私はいつも頭に残るのが甫立スイカですね。甫立スイカが出る頃は、今はもう時期は過ぎましたけど、非常に品切れというぐらいに賑わっていましたが、生産者がいなくなっただろうと思うんですけど、こういうような町の特産の推進に何か目玉商品というのを取り組んでいただける、そういうのを重点品目の中で、より進める考え方はないのか。今のところでいきますと、トマト・いちご・ハウスきんかん・うめ・ごぼう、そして重点品目がさといも・かぼちゃ・温州みかん・ぶどう・なし・マンゴーになっていますけど、生産戸数がどうしても、かぼちゃにすれば110戸ぐらいありますけど、これをさつものメインとした拡大品目でもいいし、もうちょっと増やしていこうという、そこあたりの考え方をこの推進計画により強く入れるような考え方はないですか。私は、さつま町で地産地消を非常に盛り上げていったら所得向上にもつながるんじゃないかと思うんですけど、町長の考え方どうなんですかね。

○上野 俊市町長

ここまで含めてプランの策定をしていきたいと思っているところであります。

所得向上と簡単にいろいろこう申し上げますと、非常に難しいところもあるんですけど、や

はりこの町としての特産品、重点品目というのは、しっかりとしていって生産を拡大していきたいと思っております。

農業生産額を本町で約150億円を超えておりますけれども、やはりその約8割を占めているのは、畜産業であります。それ以外の品目についても、収益が上がるような形で進めていきたいと思っております。

これには、先ほど営農専門指導員の関係等について、今不在となっておりますけれども、また、ここについては、来年度から2名、果樹それから園芸等については招いて、しっかりとまたそこあたりの指導もしながら、これも生産拡大また所得向上に向けて取り組んでいくように、プランの中でも、ここあたりは計画の位置づけをしていければと思っております。

○川口 憲男議員

私も指導員が欠員だったから、そこあたりも念を押して、ここのある中で平常5年間は勤めていただける。あるいは継続して、そういう指導者がおるようなことを導くような方向性に持っていけないかということもお願いしたんですけども、町長の答弁の中に、今後、そういう方をお願いをするところがあるということですので、ぜひして、農家の方々がやっぱりどこに指導を仰ぐか、どうしてあれするか。

私は、町長のほうがベテランですから、農政課長でしたから、その頃の今の人が違うということじゃないですけど、職員の人たちが非常にそこあたりの勉強をしていて、いろんなことを聞いても受け答えが私たちにもきていたんですけど、今、若い人たちにこういうことを言えばいけないですけど、逆に私たちが教えてあげないといけないのがあったりするんですけども、やっぱり営農指導員がいて、そこ辺りを職員とも一緒になってしていただきたい。

先ほど申し上げました、どうしても地産地消。今はテレビなんかで、国産の何とかというようですが、私は地産地消だと思っております。まず地元で使うものは地元で生産し、訴えていく。こういう流れを、いきいきプランの中でも、ものすごくうたってほしいと思っております。

先ほど申し上げました重点品目の中の数値もここにも来ていますけれども、より1テンポ上に行った計画を進められる体制を、この計画の中でも取り組んでいただきたいと思うんですが、先ほど答弁は何回もおっしゃいましたから、再度聞きますけれども、そこあたりのところの園芸・果樹品目に応じた重点作物をどう考えていらっしゃるのか、再度お聞きいたします。

○上野 俊市町長

ここにも先ほど来お答えいたしておりますけれども、これについては、いきいきプラン等も策定をする中でも、しっかりとそこは織り込んでいければと思っているところであります。

○川口 憲男議員

これをどうしても、いきいきプランの策定の状況の中で、先ほどから申し上げたとおりに、どういうふうに取り組んでいくか、それを基幹産業である農業でどうして生かされていくか、先ほども町長の答弁にもありましたように、農畜連携あるいは、牛いろんなところでこれも一緒になって盛り上げていくんだと。

いきいきプランというのは、どうしても3年につくられたのが、私もここに持っていますけど、そのものずばりですから、今後のさつま町の基幹産業として、どうしてこのいきいきプランをより盛り上げていくか。町長のほうから担当課のほうにも、指示とか、流れを自分の思いをされて、盛り上げていただきたいという言葉はおかしいですけど、これの農業プランのどういうふうにすればさつま町としていくのか。そこんところは重々考えていただきたいと思います。

私も5年前のを持っているんですけど、農業関係がこんなにあるもんですから、非常に見づらくところもあるんですけど、取組をされる中で、先ほどから申し上げるように、今後も農林業が

順調に伸びるように要請をしたいんですけど、最後の言葉をもう1回お聞きしたいと思います。

○上野 俊市町長

これについては、私もしっかりと取り組んでまいります。

○川口 憲男議員

推進に取り組むということでしたので、次期のいきいきプランができると思いますので、私もそれを期待しておりますけれども、ぜひ町の基幹産業ですから、町長の考え方を十分担当課にもお示しいただきたいと思います。

質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

休憩 午前12時02分

再開 午後 1時05分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、堅山秀樹議員に発言を許します。

[堅山 秀樹議員登壇]

○堅山 秀樹議員

議席番号3番、堅山秀樹です。本日4人目の質問者でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

早いもので、12月になりました。今年の稲の出来栄は、一部8月の豪雨被害があったものの病害虫の被害も少なく、総じて良好ではなかったかと思われまふ。買入れ価格も史上最高の価格となり、稲作農家にとっては笑顔が見られる年ではなかったかというふうと思われまふ。

また、畜産においても子牛価格が高騰に転じ、11月せり市では、前月より総平均で6万8,490円高い72万9,706円となり、明るい兆しが見え始めていると考えられます。

また、お茶・果樹等についても、実入りの多い年ではなかったかと思われまふ。

しかしながら、この状況がいつまで続くか全く見通せない状況にあるのは変わりはなく、今後とも予断は許されないと考えまふ。

さて今回、私は農業に関連する質問3項目、閉校施設に関連する質問を1項目、計4項目について質問をさせていただきます。

はじめに、「1. 鳥獣害対策について」、全国的に鳥獣害が深刻化する中、本町においても農作物への被害報告が各地で発生している。特に山間部における被害は深刻であり、耕作放棄もやむを得ない状況下にある。

現在、本町では有害鳥獣対策事業として、町単独の補助金制度を設け対策を講じている現況を踏まえ、補助・交付金額、防護資材及び捕獲の増額はできないものか、町長の見解をお聞かせください。

「2. 耕作放棄地の対策について」、本町の農業は水田をはじめ、果樹や園芸など多様な取組が行われている。しかし、農業就業人口の減少や農業者の高齢化に伴い、耕作面積が減少している。さらには鳥獣被害も深刻化しており、それに伴う耕作意欲の低下が、耕作放棄地の増加につ

ながっていると考えられる。本町でも約470ヘクタール、これは令和5年度現在でございますが、作付地の水田があるとされており、町の推進作物への誘導や地目変更の指導が必要とされている。町としては今後どのような対策を講じるのか、町長の見解をお聞かせください。

「3. 本町における家畜防疫体制について」、本年9月上旬、県境10キロ圏内で死んだイノシシより豚熱の感染が確認されている。直ちに隣接する市町では、国・県との連携のもと、豚熱経口ワクチンの散布が実施されている。本町では幸い現時点での感染事例はないが、日常の防疫対策が必要とされる。高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱をはじめとする家畜伝染病の侵入防止策について、町長の見解をお聞かせください。

「4. 閉校施設の今後の活用策について」、町内における閉校施設については一部地元企業への売却と貸与及び任意団体への指定管理等が行われている一方、数多くの施設がまだその活用策を見いだせない状況下にあります。町としても、これまで多方面から検討を重ねており、現在もその打開策に向けた協議が継続されている。こうした中、一部の地区ではその活用方法について、地区を挙げて取り組んでいるところもあります。閉校施設の今後の活用策について、町長の見解をお聞かせください。

以上4項目について、町長の見解をお聞かせください。

〔堅山 秀樹議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、堅山秀樹議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の鳥獣害対策についてでございます。

現在、町内の有害鳥獣の捕獲対策には各地区の猟友会員を中心に御尽力いただいている状況であります。

有害鳥獣対策における主な補助事業につきましては、国がワイヤーメッシュ柵の整備事業、町がイノシシ・シカ用の電気柵の設置に係る補助事業があります。町の補助事業は個人設置ができるのに対し、国は3戸以上の共同設置が必要であり、受益者による直営施工になり、町が設置しております「さつま町鳥獣害被害防止対策協議会」が事業主体となり、受益者との管理委託契約を締結するという点が大きな違いであります。

また、捕獲につきましては、これまでも猟友者登録時の講習会の受講料補助や、捕獲とめ刺し機の購入補助、有害鳥獣捕獲に対する報奨金などで支援を行っているところであります。報奨金につきましては、国の交付金では、成獣のみでございますけれども1頭当たりイノシシとシカが7,000円、サルは8,000円となっているところであります。

また、ジビエ処理加工施設に搬入した場合におきましては、イノシシとシカはそれぞれ2,000円の増額と、施設側が買取り料として1キログラム当たり50円の支援も行っているところであります。

国の報償金ではイノシシが6,000円、シカが7,000円、サルが3万円となっており、国と町の合計ではイノシシが1万3,000円、シカが1万4,000円、サルが3万8,000円となっているところであります。

このように補償金につきましては、近隣市町と比較しましても、高い金額になっているところであります。

また、他の捕獲事業に係る補助については、現状を踏まえつつ近隣市町の状況を参考にして検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の耕作放棄地の対策についてお答えいたします。

中山間地域等直接支払い制度におきましては、町内に81地区ある中山間集落協定におきまして、新たな第6期対策の1年目がスタートしており、協定農用地につきましては、各集落協定により、耕作や耕うんするなど、適切に管理されているところであります。

また、協定農用地以外の農地につきましては、高齢化や後継者不足による農業者の減少、農業機械の大型等により、特にこの農業機械の立ち入れない山間迫田につきましては、農地を引き受ける農業者もおらず、遊休農地や耕作放棄地が増えてきている現状にあるところでございます。

過去には、町におきましても「さつま町耕作放棄地対策協議会」を立ち上げまして、県の事業を活用し、農地利用集積円滑化団体を事業主体としまして、耕作放棄地を畑地へと解消しておりましたが、この事業につきましては、令和元年度をもって、県の事業そのものが廃止となった経緯もあるところであります。

御質問の耕作放棄地の対策についてでございますけれども、まず、農業振興地域における農振農用地や圃場整備地区を優先的に農地が遊休農地化しないよう、また、これ以上発生しないよう、「中山間地域等直接支払制度」を活用した圃場の周辺整備や環境整備の推進をし、今後、地域計画に基づく10年後の目標地区の区域を認定農業者や担い手農家を中心に管理していただくことになっているところであります。

また、推進作物への誘導につきましては、特用林産物の検討や有害鳥獣対策などが考えられますことから、今後も現場に即した必要な対策を検討してまいりたいと考えているところであります。

農業委員会におきましては、農地の有効利用の促進を図るため、毎年「農地パトロール」を実施しており、農地の利用状況の把握及び利用意向を踏まえて、農地中間管理事業の活用、農地のあっせんなど農地の利用調整と有効利用を推進し、発生防止と解消に向けて努めてまいりたいと考えているところであります。

また農地への復元が困難な農地につきましては、適正管理の観点からも地目変更の指導に努めてまいります。

次に、3点目の本町における家畜防疫体制についてでございます。

家畜伝染病に対する防疫体制は、県内で様々な感染が発生した場合、国の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、鹿児島県が主体となり、市町村、関係団体と一体となり実施されることになっております。

家畜伝染病予防法第2条に掲げる、家畜伝染病が本町で発生した場合は、鹿児島県家畜伝染病対策本部が設置され、それに伴いまして、町の家畜伝染病対策本部を、また近隣市町で発生した場合は、さつま町家畜伝染病警戒本部を設置し、県と連携をとりながら、防疫措置、消毒ポイントの設置、運営を実施しているところであります。

令和3年以来、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、毎年、近隣市町で発生しているため、さつま町家畜伝染病警戒本部を侵入防止対策として設置しているところであります。

養鶏農家への防疫対策支援としましては、消毒用消石灰または消毒液を、その他の鳥類を飼育されている家庭には、消毒液を配布しております。さらに、養鶏農家へは防鳥ネット、動力噴霧器、車両消毒装置などを設置購入する経費への補助も行っているところであります。また、野鳥対策としましては、渡り鳥の飛来時期に入る前に、ため池の管理者に水抜の協力をお願いしているところであります。

豚熱につきましては、令和元年度に野生イノシシが農場内に侵入しないよう国庫補助事業で、町内全農家がワイヤーメッシュ柵を整備済みであります。また令和5年8月、佐賀県での豚熱発生後、町内で飼養されている豚全頭に対し、豚熱ワクチンを接種しており、感染状況把握のため

地元猟友会に委託しまして、野生イノシシの血液を採取し、豚熱抗体検査も実施しているところ
であります。今年の8月29日、県豚熱防疫演習が本町で行われまして、豚熱が発生した場合の
防疫措置や野生イノシシに対する経口ワクチン散布の実演があり、養豚関係者をはじめ、町職員
も参加しまして、共通理解や技術の向上が図られたところでございます。

次に、4点目の廃校施設の今後の活用策についてであります。

学校再編により閉校となった施設は11施設ございます。そのうち、活用されていないもの、
また活用の方向性が決まっていない施設は、旧紫尾小を含め、旧柵野小、旧泊野小、旧求名小、
旧山崎中の5施設であります。他の5施設につきましては、企業等への譲渡や貸付け、地元団体
への指定管理、町による直接活用がされているところであり、また旧永野小につきましては、地
元企業へ譲渡する予定であります。

閉校後の跡地の利活用につきましては、さつま町学校跡地利活用基本方針に、学校跡地利活用
の基本的な考え方として、3つの基本方針を掲げているところであります。

一つ目は、「まちづくりの視点に沿った活用」です。

町総合振興計画等との整合を図りながら、本町のまちづくりの視点に沿った、公共的または公
益的の事業につながる活用を優先するものであります。

二つ目は、「主体的な地域の意向をもとに、地域の活性化につながる活用」であります。

学校が地域で担ってきた役割を十分考慮し、地域活動を支えるコミュニティ等の場としまして、
地域が主体的に活動し、地域活性化に資する活用策を検討するものであります。

三つ目は、「地域の理解を得られる民間事業者等による活用」であります。

公共的公益的な活用が見込まれない跡地は譲渡を基本に、貸付けを含め、民間事業者等による
活用を検討するものであります。この場合、町の施策や課題解消に寄与することに加えまして、
町や地域に与える影響を十分に考慮した上での活用としていくものであります。

町や地域を含め跡地活用の方向性が決まっていない閉校施設につきましては、引き続き令和
6年4月に創設された「学校跡地利活用制度」の優遇制度による譲渡や貸付け等による活用策も
含め検討していきたいと考えているところであります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○豎山 秀樹議員

町長より4項目についての答弁見解をいただきました。

現在の状況を踏まえ、今後の対策あるいは方針等について、それぞれの答弁がありました。

それでは、ただいまの答弁を受けまして、関連した内容について、1項目めから順次、再度質
問をさせていただきます。

まず1項目めの鳥獣対策について2点ほど質問をさせていただきます。

1点目、さつま町における鳥獣害対策については、町長の答弁にありましたとおり、防護柵に
対する支援制度をはじめ、捕獲個体に対する報奨金制度のほか、昨年よりジビエ処理加工施設、
「さつまのジビエファクトリー」の開設による有害鳥獣の処理及び肉の販売までと、手厚い対策
がとられております。

しかしながら、電気柵の助成については、補助率は事業費の3分の1以内において、上限がそ
れぞれ決められており、シカ用とイノシシ用とでは上限に開きがあります。

イノシシ用とシカ用と比較しますと、イノシシ用が最低で4万円から最高で15万円ほどの少
ない設定となっております。

実際、設置された方の意見としましては、「イノシシ用として設置したいが補助金が低いため
申請を取りやめ、中山間事業による助成を集落にお願いした」とのこともありました。

シカ用とイノシシ用では、機材動線の必要本数等に違いがありますがけれども、シカ用と同等の上限額まで引き上げることはできないか。見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

ただいまの御質問について、お答えいたします。

電気柵の設置では2段張り、もしくは3段張りをイノシシ用、4段張り以上をシカ用としており、当然、柵線の延長が異なることから、電気柵、本体の規格や柵線等の資材の量の違いにより、事業料及び事業費も異なってくるため、イノシシ用とシカ用で上限額の差が出てくることを御理解いただきたいというふうに考えております。

そしてまた、先ほど町長答弁にもございました。補助率3分の1ということでございますが、今後、その補助率については、答弁のとおり検討するというところで御理解ください。

○堅山 秀樹議員

補助率の3分の1、事業費の3分の1ですね。ここについては、一応私もここでは申し上げておりませんでしたけれども、ここを変えていただければ、自然との上限額が変わってくるわけですから、ぜひそこは検討していただければ、それが一番本当は肝心なんですけど、そうおっしゃっていただきましたので、そこはぜひ要請をしたいと思えます。

国庫補助金においては、ワイヤーメッシュ柵の設置や、捕獲個体への交付金はございますけれども電気柵についてはないのが現状でございます。電気柵についても、県あるいは国に対して補助金の交付を働きかけていただくように、要請をしたいと、そのように考えます。

2点目でございます。

以前、サル被害の対策として、おどし専用花火、動物駆逐用花火の使用についての講習会を開催してほしい旨の要望を行ったところであります。回答としましては、個人、団体などの主催で開催されることを提案し、町としては開催しない方向で決定したとの回答をいただきました。理由としては、「個人の資格でもあり、毎年の更新も必要である。また参加人数等不明なことから町の主催では難しい、さらには事故が起こった場合、町が講習会を主催した経緯をもとに責任を問われかねない可能性も考えられる。」とのことでございました。

消防法の規制もあり、取扱いが厳しくなっていることは当然でございますが、厳しい規制であるからこそ、町に対策を講じてほしい要望だったと私は記憶をしております。

ある農家さんからは、「庭先までサルが出てきて困っている。市販のおどし用花火では効果がなく、専用花火を使用したい」との声が上がっております。

今後も講習会は開催しない方向なのか、またサルの駆除対策等も含め見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

今年度、さつま町農林技術協会農政部会の中で、サルの追い払いに使用する花火に係る講習会の開催を計画いたしました。計画はいたしましたが、費用と資格の更新頻度の関係から、今年度は開催が見込めないと断念した経緯がございます。

今後においては、近隣市町の動向を注視しながら、希望者がある程度の定員を見込めれば、来年度の実施に向けた検討を行いたいというふうに考えております。

次に、サルの駆除対策についてでございます。

国の交付金を活用し、有害鳥獣生息状況等調査員、調査員も1名雇用しており、サルの行動域を把握した上で、現在、求名地区と永野地区にサルの捕獲用囲いわなを1か所ずつ設置しているところでございます。

来年度においては、佐志新生地区にも同じ規格の囲いわなを1か所、国へ現在要望しているところでございます。

○堅山 秀樹議員

計画をしたが断念をしたということ、今お聞きしました。

隣接の伊佐市では市民の要望により、4名の受講者があったと聞いております。また、手帳取得後の、手帳が講習会を受けると発行されるということは聞いておまして、毎年更新手続きが必要なことから、更新のための講習会を本年度計画中のことでもございました。これは伊佐市の話です。

町内にも、希望者がいらっしゃるのではないかと私は推測をしますが、単独の開催が無理であれば、隣接の市町の開催に参加をお願いするなり、対策を講じていただきたいです。少しでも要望に応える対策を要請いたします。

続きまして、2項目めに入ります。

2項目めの耕作放棄地の対策について1点ほど再度、質問をいたします。

町長の答弁では、「中山間地域等直接支払制度による集落協定により協定農用地は適切に管理されている」とありました。

確かに制度を維持するために、集落を挙げて維持管理がなされていると考えます。

しかし、協定を維持するために耕作をしなくなった水田、もしくは維持管理を放棄した水田を協定から外しているのも事実であります。

いわゆる、かかりつけの悪い水田は取り残されて、作業しやすい水田へシフトしているからだと考えます。

このように作業困難な田畑が、耕作放棄地の増加になっている要因の一つでもあります。

根本的な改修なしには、さらに放棄地は増え続けると考えます。その解消策としまして、例えば、農地の集約ができるように未整備地区への基盤整備の推進や果樹栽培の導入、あるいは、シイタケ栽培の原木となるクヌギの植付けを推奨するなど、行政からの仕掛けも必要かと考えます。そのためには、町単独ではなかなか解決しない問題ですので、県・国及び関係機関へ働きかけが必要と思われませんが、その点についてどう考えていらっしゃるのか、見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

議員が言われるように、耕作放棄地の解消については、なかなか難しい問題でございます。

何年も荒れている放置された土地をすぐに活用できるわけではなく、土壌改良とコンディションを整えるだけで3年から5年かかる。

そして、現在の状況を考えますと、農業者の平均年齢70歳前後と高齢化によるマンパワー不足があり、生産現場にはその余力は残されていないのが現状でございます。

町長の答弁にもございました。昨年度制定されました地域計画において、10年後の目標地図の中で、地域内の認定農業者や担い手農業者の方々が協力し合い、これ以上、耕作放棄地を増やさない方向で国としても動いているところでございます。

今後においては、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金制度」、「農地バンク」での農地集約等の事業活用して、対策を講じていかいかなければならないというふうに考えているところでございます。

そのほか、畦畔除去による大規模化、効率化、そして中山間地での小規模の区画整理やパイプラインの設置、スマート農業での省力化、耕作放棄地との境については、メッシュ柵・電気柵の設置と国・県への事業の要望を行い、それらの助成制度を活用しながら、10年後に現在の目標地図の中で、耕作放棄地をこれ以上増やさない、現在の耕作地を守るといった施策を図っていきたいというふうに考えております。

もちろん議員のほうが言われましたシイタケ等、先ほど町長の答弁にもありました特産物、

そういうのも方策の一つというふうに理解しているところでございます。

○豎山 秀樹議員

私も再生協議会に勤務をしている折、転作の確認とかWC Sの確認に回ったときでございますけれども、表地は広い区画整理、耕作をされているんですけど、一方裏地に入って荒れている。その荒れているのが基盤整備をされた地区が荒れていると。これを見るに、本当にワイヤーメッシュ柵もされているのに荒れている。こういう地をたくさん見てきたわけでございます、こういう耕作放棄地、ここが耕作放棄地だというふうに考えますけれども、そういう地区を少しでもこうして耕作ができるように仕向ける方法をやっぱり仕掛けていただければというふうに先ほど申し上げました。そのように考えます。

今ありましたように、農業委員会における農地パトロールにおいては、令和4年から令和6年の3年間で農地判断の実績が2,748筆で、234.9ヘクタールもあるということでございます。

今申し上げられたとおり、これが増えていかないということは、非常に大変なことだと思いますけれども、何かしら対策を講じなければ、ただ増えていくだけだというふうに思います。

農業委員会も含めまして、県・国及び関係機関と連携しながら、本当に対策を講じていただきたいと、そのように考えます。

続きまして、3項目めの本町における家畜防疫体制について、3点ほど再度質問をさせていただきます。

1点目、本年9月上旬、県域10キロ圏内で死んだイノシシより豚熱CSFの感染が確認され、先月19日には、隣接する霧島市でイノシシの感染個体が確認されており、25日には4例目が確認されています。「ついに鹿児島でも」との新聞報道もありましたが、本町の養豚農家は、非常に警戒されていると考えます。

県内では、豚熱確認は豚コレラと呼ばれていた1985年に旧大口市の養豚場で発生して以降40年ぶりで、イノシシの感染は初めてであるとのことでございます。

本町の防疫体制について町長の答弁では、「近隣市町で発生した場合は、家畜伝染病警戒本部を設置し、県や関係機関と連携し対策を講じている」との答弁でございました。

現在、警戒本部を設置されているのか、また警戒本部の体制状況はどうなっているのか、お聞かせをお願いします。

○山口 良浩農林課長

家畜伝染病予防法第2条に掲げる家畜伝染病が本町並びに近隣市町に発生した場合には、本部の設置がなされ、県や関係機関と連携し、事態に応じた迅速な意思決定と対応を行う体制を整えることとなっているところでございます。

組織体制については、対策本部は本部長及び副本部長並びに構成員11名で組織されております。本部長は町長、副本部長は副町長、構成員は農林課長、畜産振興監、総務課長ほか関係課長で組織され、事務局は農林課畜産係でございます。

○豎山 秀樹議員

そういう臨戦体制ということで今お伺いしました。

幸いに冒頭申し上げましたように、管内には入ってはきていませんが、「感染については、もう時間の問題かな」ということをおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、日常における防疫に関する危機管理体制、実際に発生した場合の被害を最小限にとどめる重要な役割を担うと考えますので、警戒を怠らないように努めていただきたいと、「これでいい」ということはないというふうに思いますので、警戒をお願いいたします。

次に2点目としまして、町内の養豚農家については、管内は飼養農家6戸で約4万頭余りの飼育があるということで、この全頭にワクチン接種が行われているほか、イノシシの侵入防護柵、ワイヤーメッシュの設置や、消毒用石灰の散布等を実施されているとのことでございます。

しかし、近隣の市町では鳥インフルエンザの感染防止としまして、行政の委託を受け、地元の建設会社がローリーによる消毒液の散布を行っております。

また隣接する豚熱発生地区の確認地区の農家からは、広範囲かつ頻繁な経口ワクチンの散布を願う声も上がっております。

本町においても、県と協力して何らかの予防策を実施すべきではないかと考えます。

また町の支所や施設に、消毒用石灰の散布を実施すべきだと考えておりますけれども、その点について見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

野生イノシシ用の経口ワクチン散布は、県の指示のもと行われるので、予防的な散布については、現在、本町においては行えないところでございます。

また本町及び近隣市町で、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、予防的に本庁舎や両支所入り口に消石灰散布を行っております。

出水市については、死亡野鳥やツルのねぐらの水から鳥インフルエンザウイルスが検出されているため、予防措置としてツルの渡来地域の消石灰散布が実施されているものであり、出水市のような消石灰散布は、今のところ行っていない状況でございます。

○豎山 秀樹議員

防除の一つの一環として、消毒用の消石灰というふうに申し上げました。行っていないというふうにおっしゃいましたけど、薩摩支所に関しては散布をしてあります。

ですから、そこを「支所は散布しているけど、本庁はしていない」とか、「他の施設はない」これがどうしても私はいけないことだというふうに思いまして、そこを統一した形でやっていただけるということは、どうお考えでしょうか。

○山口 良浩農林課長

今後、検討してまいりたいと思います。

○豎山 秀樹議員

実際、行っているところがあって、こっちは行ってない。それがあっては、防疫体制はなっていないというふうに思いますから、そこは町長、どのようにお考えですか。

○上野 俊市町長

もう統一した取扱いをするのも当然でございまして、私もそこについては、確認していなかったところでありまして。もうすぐ確認をして、対応させていただきます。

○豎山 秀樹議員

そのとおりだと思います。本当にこのことに関しては、「あっちはして、こっちはしない」じゃなくて、統一した見解で指導していただきたいと、行動していただきたいと思います。

相手がウイルスだけに、非常に困難を極めることは分かっております。日常の防疫体制や危機意識が非常に大切だと思います。引き続き、防疫体制強化に努めていただきたいと思います。

次に3点目であります。

畜産農家における感染防止策の状況については、畜舎入り口の消石灰散布や踏み込み槽の設置が行われております。特に夏場における畜舎の消毒は家畜伝染病を防ぐために、非常に大切な作業だと、そのように考えております。

以前は、共済組合による散布、動噴を使った消毒が行われていたと聞いております。

現在は、専用の散布機を振興会でそろえている地区もありますけれども、振興会を中心にした消毒作業を行っている地区もあります。

しかし、臨機応変に行うためには個人で取得したいとの意向もあります。

現在、町では薬剤に対する助成はありますが、機械購入に対する助成がないのが現状です。

散布機の取得に対する補助金は創設できないものか、創設できないか、見解をお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

本年度より煙霧消毒器については、北さつま牛伝染病リンパ腫特別対策金というところより4基導入し、宮之城畜産振興会で2基、鶴田・薩摩の両振興会へ各1基ずつ管理をお願いし、各振興会ごとに、牛舎の消毒を行っているところでございます。

個人で煙霧機を購入される場合の助成は、町の肉用牛重要疾病等防疫対策事業で対応していますので、係のほうへ御相談願いたいと思います。

○堅山 秀樹議員

対応をしているということですのでよろしいのでしょうか。それで、補助率とか上限額とか、そういうのもあるのでしょうか。

○今村 讓畜産振興監

ただいま煙霧消毒器の補助率についての御質問があったわけですがけれども、一応、補助率は50%以内で20万円を上限として行っているところでございます。

○堅山 秀樹議員

1台当たりが40万円から50万円するということですので今、50%以内の20万円の上限となれば、半分ほどの助成があるということで、すいません。畜産農家の方には、まだそれが分かっていらっしゃらない方が多いと思いますので、こういうのは、どんどん言っていただいて私も含めてですけど、啓蒙していきたいというふうに考えます。分かりました。

それでは、最後に4項目め、閉校施設の今後の活用策について2点ほど再度質問をさせていただきます。

まず1点目、学校跡地利活用の考え方については、町長の答弁にもありました。

さつま町学校跡地利活用基本方針が定められ、3項目にわたり明確に明記されており、ほか利活用に当たっての配慮等事項として4つの項目が細目としてございます。

①地域防災拠点、②社会教育活動及び地域コミュニティへの配慮、③全体的な活用の促進、④建物は現状で売払いまた貸付けの4項目です。

この基本方針や配慮等事項については、町の指針として必要かつ重要であることは間違いございませんけれども、この基本方針や配慮等事項にあくまでも合致しなければ貸出しや活用は認められないものか、見解をお聞かせください。

○垣内 浩隆財政課長

ただいま利活用方針に当たっての配慮等事項ということで4項目、堅山議員のほうからありましたけれども、まず一つ目の「地域防災拠点の配慮」、こちらにつきましては、学校跡地や災害の危険から緊急的に避難し身の安全を守るために利用される施設、こういったことから防災拠点としての機能への配慮を行うというものでございます。

二つ目の「社会教育活動及び地域コミュニティへの配慮」ということでございますが、学校施設につきましては、スポーツ振興や地域活動の場としての役割も果たしてきたことから、必要に応じて体育館の社会体育施設の位置づけや、地域による暫定的なグラウンドの利用ができるよう検討するものでございます。

三つ目に「全体的な活用」でございますが、部分的な譲渡または貸付けでは、残りの部分が活用しにくくなります。そういうことから、一体的に譲渡または貸付けをしようとするものでございます。

四つ目の「建物は現状で貸し付ける」こちらでございますが、建物については優先順位として、売払いによる処分を基本とするものでございます。また施設の老朽化により安全性の観点から、貸付け譲渡ができない場合もあるかと考えております。

また貸付けの場合は、基本的に改修等をせず、現状のままで利用してもらうものでございます。修繕や用途により消防設備など、必要となる場合につきましては、貸付けを受けている方の負担をしていただくというものでございます。

なお、貸付け期間につきましては、最長5年間としまして基本的に建物の状況を見極めながら、期間の延長を判断していくというものでございます。

こういったことで、基本的には先ほど町長からありました学校跡地利活用基本方針、また、ただいまありました利活用に当たっての配慮等事項、こちらに沿った利活用が望ましいと考えているところでございます。

○豎山 秀樹議員

先ほど来、町長の答弁もございました、「さつま町学校跡地利活用基本方針」今申し上げられましたとおり、この中で②としまして、今言われたとおり「主体的な地域の意向をもとに地域の活性化につながる活用」とありまして、言われたとおりでございます。

その見解として、申し上げられたとおり「学校が地域で担ってきた役割を十分考慮し、地域活動を支えるコミュニティ等の場として、地域が主体的に活動し、地域活性化に資する活用策を検討する」と定義をされております。

そこで2点目の質問でございますけれども、なぜこのようなことを申し上げたかと申しますと、冒頭私の質問の中で、「一部の地区では、閉校施設の活用方法について地区を挙げて取り組んでいるところがある」というふうに申し上げました。その一つが求名区でございます。

求名区におきましては、区の交流館の代替施設として、旧求名小学校校舎の利用できないか話し合いを続けており、先月、町長に要望書を求名区館長をはじめとする地区役員で提出したところであります。

まだ正式な回答はいただいておりませんが、活用可能なものか、また可能であれば、その条件はいかなるものか、見解をお聞かせください。

○垣内 浩隆財政課長

11月21日に求名区より、要望書が提出をされております。

これまで地元として活用策を検討していただいていることに感謝申し上げます。

旧求名小につきましては現在、町の避難所として活用しているところでございます。

また、ほかの活用策を検討している部分もございます。そういったことから、地元の御要望を含めまして、総合的に協議・検討をさせていただきたいと考えております。

○豎山 秀樹議員

ただいまの答弁では、「地元の意向を含め総合的に協議をさせていただきたい」とのことです。

この件につきましては、求名区の総意であり、民意であり、願いでもございます。

小学校・中学校が閉校となりまして、子どもたちの声が町から消え、非常に寂しく閉塞感がございます。

この上、交流館施設までなくなればさらに疲弊すると考えます。閉店するスーパーや統廃合で

閉校となる小学校、地域で親しまれてきた存在が、その歴史に区切りをつけることが目立つ山間部でございます。何とかこれを、町長、何とか願いを聞き届けていただけないものか。どうか一つ、まとめをお願い申し上げます。

○上野 俊市町長

先般、求名区から要望書をいただいたところでありまして、その折にも、ちょっとお答えさせていただきましてけれども、区を挙げて、これを取組たいということでございまして、何とか地域の活性化に使用したいということでございましたので、ここにつきましては、柔軟な対応をしていきたいと思っております。

また、この使い方に当たりましては、今後、地元としっかりと協議をさせていただいて、一番いい方法で活用ができればと思っておりますので、これは今後、また、区のほうと担当のほうと、しっかりと協議をさせていただきたいと思っております。

使っていただくということでありますので、非常に有効活用していただければ我々も本当にありがたいと思っておりますので、ここは柔軟な対応をしていければと思っております。

○堅山 秀樹議員

そのように今お聞きしました。

実は、この前の30日でございました。小学校の清掃作業ということで、区長さんはじめ、40人ぐらい集まったんじゃないかなと思うんですけども、朝8時からでした。草払いなり、そういう作業を行いまして、地元から、こうして一生懸命取り組むんですよという姿を見せたいという狙いでございます。

また、クリスマスマーケット、今月にはそういうのも開催したいと、グラウンドですね。そういうふうに発信をしています。「何とかこうして使わせてください」、「活用していますよ」、「地域としては、こうして諦めてはいませんよ」ということを、一生懸命知恵を出しながらやっておりますから、どうかひとつ、聞き届けをくださるようお願い申し上げます。

諦めずに知恵を出し合い工夫すれば、終わりは必ず新たな始まりに変わっていくというふうに私は信じております。

今後も行政の強い支援を要請したいと申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

○新改 秀作議長

以上で、堅山秀樹議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後2時00分とします。

休憩 午後1時49分

再開 午後2時00分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、5番、橋之口富雄議員に発言を許します。

[橋之口富雄議員登壇]

○橋之口富雄議員

お疲れ様でございます。初日最後の質問者になりますが、よろしく申し上げます。

住民の方々が、今さつま町はこれだけ人口がどんどん減っていく状態で、新築のアパートが今

どんどんできています。できつつあります。皆さんも御存じだと思うんですが、まだ今新築中の棟があがったばかりの棟もたくさんありますが、入居者がこれだけできているのか、また自衛隊を当てにしているのか、そこら辺の関連でできているのか、一般の方は、民間賃貸住宅補助の内容はあまり知らないと思うのですが、この際、知らせるために費用対効果について。

最初に民間賃貸住宅補助について、本町は人口減対策で令和5年度から3年間の民間賃貸住宅建設等促進事業補助金を実施し、先日の新聞報道や前回の議会でも、「ある程度の成果を得られた」との報告があった。

しかしながら、その効果の大半は新築に限られ、既存の集合住宅にあまり効果が見えていないと感じます。要因として、既存の住宅には居住者がおり、思い切った改修工事がしにくいのが実情である。そのことも踏まえてリフォーム補助などを強化し、続けていく考えはないか聞きたいと思います。

大きな2番目でございますが、地域活性化振興について。

昨年の12月議会でも質問いたしました。国道504号線は物流や人流などを考えたとき、重要な高規格道路である。

また、このあとも川内宮之城道路なんかもできますし、この本町には国道が3本も通っています。今後の本町の活性化・振興を促進するためには、早期復旧や活用方法、道の駅などの整備を検討していく必要があると考えるが、町長はどのように考えているのか、次の点を問います。

前も質問いたしました。が、(1) トンネルの現在の状況や復旧の見込みなどはどうなっているのか、現在分かっているならば教えてください。

(2) として、先ほど言いましたが、国道504号付近に、道の駅などの整備をする考えはないか。これは私が議員になったときからずっと申し上げているんですが、その考えはないか聞きたいと思います。

それと3番目でございますが、宮之城屋地にあります旧遊技場「パチパチ」のパチンコ店の購入後の構想や進捗状況はどうなっているのか、また、どういうメンバーで、いつ頃からどういう構想でやっていかれるのか、お聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、橋之口富雄議員からの御質問についてお答えをいたします。

まず1点目の民間賃貸住宅の補助の関係であります。

本町が令和5年度から3年間の時限事業として実施しております「民間賃貸住宅建設等促進事業補助」につきましては、これまで一定の成果があったものと考えているところであり、先日の南日本新聞社の取材でも、先進的な取組として報道されたところであります。

制度開始以降、これまでに16件181戸の事業承認を行っておりまして、本年10月末現在の新築に係る補助金の交付決定件数は9件、建設戸数の110戸に対しまして、入居戸数が87戸、入居率が79.1%と、なっているところであります。

特に、入居世帯のうち67.8%が転入世帯でございまして、加えて20代から30代の若者子育て世代の入居が全体の約76%に上るなど、移住定住人口の増加という事業の趣旨をおおむね達成しているのではないかと考えているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、既存の民間賃貸住宅に対する効果が、新築ほどあらわれていないという点も課題として認識しているところであります。

現行制度においても、このリフォームなどの改修費用も補助対象としておりますけれども、議員からもございましたが、居住者できる中での大規模改修に踏み切れないという実情、それから、補助対象事業費であります1戸当たり100万円以上という最低限の設定もありますことから、実績については2件、11戸の活用見込みと今のところなっているところであります。

老朽化した既存の賃貸住宅を改修しまして、機能と居住性を向上することは、多様な住替え需要に対応するため、さらなる若年層の移住定住者の増加と、持続可能なまちづくりにおいて不可欠であると考えているところであります。

このため、現行の制度が今年度まででございますので、この事業が終了後、良質な既存住宅の維持、再生を後押しするため、令和8年度からのまた3年間新たな期間とします改修に特化した補助制度の導入に向けて、既に検討に入っているところであります。

本事業の新たなこの制度を通じまして、さらなる移住定住を促進しまして、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に2点目の地域活性化・振興について、1項目めの504号のトンネルの状況等についての御質問でございます。

北薩トンネルに関しましては、県から令和7年10月末現在の工事の報告等を受けているところでございます。

安全性確保のため、水抜き工事を優先して実施し、全長180メートルの導坑のうち132メートルまで掘削が完了しております、進捗率は約73%となっているところであります。

また、導坑の両側にそれぞれ110メートルの水抜きボーリングを施工済みで、被災箇所からの湧水は現在、減少してきているところであります。

復旧の見込みにつきましては、令和7年度内に空洞調査及び空洞充填を行い、その結果を踏まえまして、技術検討委員会で復旧工法を決定する予定となっているようであります。

令和8年度には本体復旧工事に着手する見込みであり、復旧事業は、公共土木施設災害復旧事業を活用しまして、国庫負担を受けながら、早期復旧を図る計画となっております。

一般の行政報告でも報告させていただきましたが、11月12日に、国土交通省の道路局長、それから財務省の主計官並びに地元選出国会議員に対しましても、このトンネルの早期復旧について強く要望を行ってきたところであります。

次に504号付近に道の駅の整備の関係等についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、国道504号北薩横断道路の整備が進みますことは、本町の物流・人流における利便性を飛躍的にも向上させ、交流人口の増加が見込まれる大きなチャンスでございます。これまでも申し上げてきましたが、道路等が整備されることにより、単なる通過点とならないように整備を図っていく必要があると、これに変わりはないところでございます。

御質問の道の駅についてでございますけれども、これが単なる休憩室にとどまらず、地域特産品の販売や観光案内、地域交流拠点としての機能、災害時の物資供給拠点や一時避難場としての防災機能など複合的な役割が期待されるところでございます。

一方で、整備に当たりましては、多くの課題があることも認識しているところであります。

本年3月議会でも同様の御質問いただきましたけれども、本町には5つの物産館がございまして、新たな道の駅を整備する場合、これら既存施設との機能分担や集約、あるいは連携をどう図っていくのか、また、国の登録要件を満たすための交通動線や施設機能の確保、そして何より将来にわたって安定した経営ができる持続可能性を慎重に見極めていく必要があると考えているところであります。

近隣には出水市にも、この防災拠点を複合的に整備しております道の駅の構想も進んでいるところでありまして、また阿久根におきましても同様の計画があるようでございます。

こういったことから、北薩横断道の整備が進む中、近い将来形成される広域的な道路ネットワークの効果や、交通流動の変化を捉えつつ、1番目に「利便性向上を生かした産業振興と観光振興」、二つ目には「災害時に命を守る防災機能の確保」、3番目に「既存施設を含めた公共施設の在り方」など、多角的なこの視点を持ちまして、第3次総合振興計画などとの整合性を図りながら、道の駅の整備を含めた新たな拠点づくりについては、研究・検討を深めていきたいと考えているところであります。

最後に、旧遊技場購入後の構想や進捗状況についての御質問でございます。

議員御指摘のこの旧遊技場跡地につきましては、中心市街地、あるいはまちづくりの拠点発信地として、重要であるということから、本年3月に町で購入したものでございます。

土地購入後の動向としましては、主に庁舎内での協議を進めておりますけれども、現在策定中の第3次総合振興計画におきましても、ワークグループによる発案や協議などの議論を進めているところであります。

現在、国が進めております地方創生の中でも拠点整備の事例としまして、イベントスペース、シェアキッチン、コワーキングスペースを兼ねたまちづくりの拠点の整備や、テレワークスペース、交流スペースの整備による女性や若者が活躍できる雇用や働く場の環境整備、全天候型の子育て施設の整備による子育て支援など、多岐にわたる事業が採択されておきまして、多くの可能性があると考えているところであります。

本町におきましても、こういった地方創生の実例をもとに新たなまちづくり、地域づくりを進めるため、令和8年度におきましては、地方創生交付金、いわゆる第2世代交付金でございますけれども、これを活用しまして、御指摘の遊技場等の活用を含め、これからのまちづくり拠点づくりのビジョンを策定するよう指示をいたしているところであります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○橋之口富雄議員

今説明してもらいましたが、まず最初の入居率79.1%になっていると報告されましたが、人数がもし分かれば教えてください。

○太田 竜也産業・定住支援室長

事業者からいただきました報告をもとに、10月末現在におきます入居率は、先ほどありましたとおり79.1%となっておりますけれども、その人数につきましては114人となっております。

○橋之口富雄議員

今、お示しいただきましたが、そのうち町内が何%か、また町外が何%か、分かれば教えてください。

○太田 竜也産業・定住支援室長

ただいまありました入居率79.1%のうち、町内または町外からの割合につきましては、町内の方が44人、率で言いますと38.6%、町外の方が70人、61.4%となっております。

○橋之口富雄議員

181戸の申請の内訳でございますが、単身用がいくら、所帯用がいくらか、もし数が分かれば教えてください。

○太田 竜也産業・定住支援室長

181戸の内訳としましては、まず新築が170戸、リフォームが11戸となっております。

新築170戸のうち、単身向けが142戸、家族世帯向けが28戸であります。

リフォーム11戸分につきましては、全て単身向けとなっているところでございます。

○橋之口富雄議員

分かりました。

それでは今までの町のほうで、補助金の額が分かれば土地でいくら、建物でいくらかが、もし分かれば教えてください。

○太田 竜也産業・定住支援室長

本年10月末現在になりますけれども、10件、118戸に対する補助金、金額で言いますと1億1,654万3,000円を交付したところでございます。

今回の補正予算に計上しております物件を含めまして、残りの6件、63戸に対する補助金、額としましては7,824万3,000円の交付が見込まれているところでございまして、これを合わせますと総額で2億2,446万6,000円の補助金交付額となる見込みでございます。

なお、この2億2,446万6,000円の内訳としましては、建設等に対する補助が1億7,318万6,000円。用地購入に対する補助が5,128万円となっております。

○橋之口富雄議員

建物のほうはいくらか分かりますか。

○太田 竜也産業・定住支援室長

建物のほうが1億7,318万6,000円でございます。

○橋之口富雄議員

一応、令和7年度の3月で終わる、令和8年3月で終わるのですが、それまでには最終的にいくらぐらいになるんでしょうか。

○太田 竜也産業・定住支援室長

ただいま申し上げました金額につきましては、既に事業申請をいただいているものも含めましての金額になっておりまして、総額でいきますと、先ほどありました2億2,446万6,000円ということで試算がされているところでございます。

あくまでもこれは見込みになりますけれども、今の現時点での申請の状況でございますが、このような状況となっているところでございます。

○橋之口富雄議員

分かりました。

そのうち、町内業者が何人いて、町外が何人だったか、そこらへんが分かりますか。

○太田 竜也産業・定住支援室長

この制度開始以降これまでに、先ほどありましたとおり16件181戸の事業承認を行っておりますけれども、このうち1件の新築、2件のリフォームにつきましては、町内事業者が施行されておりまして、残りの13件につきましては、町外事業者となっているところでございます。

○橋之口富雄議員

決算特別委員会のほうでも町長総括で言いましたけど、地元企業が入っていないのです。下請業者も何も、そこら辺をまた要請して、もし事業があれば、地元の企業を入れていただきたいと要請しておきます。

これにつきまして、さつま町の既存のアパートの戸数入居率がある程度分かれば、教えていただければと思います。

○太田 竜也産業・定住支援室長

本事業で新築された物件を除いた上で、既存物件の空き室状況を調査しましたところ、過去

3年間の入居状況につきましてですが、令和5年3月末の入居率が78%、令和6年3月末現在の入居率が80%、本年3月末の入居率が77%と、大体7割から8割程度の入居を維持しております。さらに直近の本年9月末現在の入居率におきましても79%という結果になっております。

また町内の不動産事業者にも直接確認をしておりますけれども、既存物件の入居状況も、制度開始前と比較しましても、大きな変化は見られないということで確認はしているところでございます。

○橋之口富雄議員

現在、既存のアパートへの影響はあまりないということで、よろしいですね。

町長にお伺いしますが、先ほど言いました費用対効果が、これだけお金を2億2,000万円ですか、これだけして費用対効果があったと思われませんか。

○上野 俊市町長

費用対効果の件でございますけれども、まだ途中経過ではございますけれども、入居者数、入居率を見ましても、この町外からの転入者が多いという状況下にあるところでございます。

ここだけの数字を見ましても、この効果というのは出ているものと私は理解しているところであります。

また建設に伴います固定資産税等の話も今後、出てくるかと思っておりますけれども、そういうのも含め、また人が増えることよっての経済効果というのも当然ながら見込めると思っておりますので、効果というのは出てきているものと思っております。

○橋之口富雄議員

分かりました。

来年3月にこの事業が終わるわけですが、次の議会で、またお聞きしたいと思うんですが、この状況がもし分かれば、今後の報告をお願いしたいと思います。

次に、既存の民間住宅のリフォーム補助事業に向けて検討に入っているということでございますが、内容の分かる範囲で、よければ教えていただきたいと思っております。

○太田 竜也産業・定住支援室長

町長からもありましたとおり、既に内容の検討に入っているところでございます。

現在、その改修に特化した制度設計を進めている段階でございますが、基本方針としましては、次の3点で今進めているところでございます。

まず1点目は、建築後10年以上を経過した既存民間賃貸住宅の改修工事を対象とすること。

2点目ですが、補助対象事業費の最低額を引下げた上で、申請回数を2回までできるとすること。現在が1戸当たり100万円以上というところを、今の段階では50万円以上ということで引き下げる方向で検討しているところでございます。

最後に3点目ですが、町内施工業者への受注機会の拡大を図る目的で、施工業者が町内または町外かによって、補助率に差を設ける方式を検討しているところでございます。

○橋之口富雄議員

分かりました。

この既存のアパートですが、空き家のところはリフォームができるのですが、現在入っているところはなかなか、屋根塗装とか外壁はできると思うのですが、内部につきましては、例えば、トイレとか、風呂場とか流し台とかいうのは、空き家のところできると思うのですが、なかなか入居が入っているところはできないような気もいたします。

それでは、次に入りますが、ちょっと話は変わりますが、さつま町で昔からもう何十年とか

なりますが、ビジネスホテルが宿泊所ないということで、昔ながらの長い懸案でありますビジネスホテルに特化した補助を設ける考えはないものか、ちょっとお聞かせください。

○新改 秀作議長

橋之口議員に申し上げます。今の質問に関しては、通告外になりますのでお控えください。

○橋之口富雄議員

分かりました。

これに併せて、これも通告外になるのかな。

今現在さつま町で空き家が結構多いんですが、このリフォームについてもこれも通行外になるのですかね。

○太田 竜也産業・定住支援室長

ただいまありました空き家リフォームの関係につきましては、移住定住促進補助金の中で、既にメニュー化をされているところまでございまして、こちらも今年度までの時限事業として、今取り組んでいるところまでございます。

近年におけます物価高や資材高騰、併せまして、借入れ利率の上昇などによりまして、空き家を購入されて、リフォームされる方が今増えてきているというような状況でございます。

この民間賃貸住宅の補助制度と併せまして、また、ただいまありました空き家リフォーム関係につきましても、今後、改めて議員の皆様への御説明をさせていただく機会を設けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○橋之口富雄議員

私は、この資料の中で、新築から中古へということで、朝日新聞に載っておりました空き家対策の記事が載っていましたので、ここに載せておりますので、また御覧いただければと思ひます。

それでは、次の2番目に入ります。

地域活性化振興について。

504号のトンネルの現状については、今、町長の説明で分かりましたが、この道の駅は、もう私もずっと言ってきたのですが、この前、文教経済常任委員会の行政視察研修で、群馬県の川場村に行っていました。その前は福岡県の糸島の道の駅も見させていただきましたが、人口は川場村というところは人口が3,300人しかいないところなんです。それが日本一の道の駅を作っているのですが、資料にも載せておりましたがイメージとして、北薩公園の芝生のグラウンドがありますが、ああいうところに棟の1棟だけじゃなくて、例えば、ビール工房・レストラン・パン工房・そば処・ピザ、それからフレッシュジュースとか、いろんな作り方のそれも非常に参考になりました。

もし今後、道の駅なんかを阿久根市と出水市が作るということですが、もしそういうのがあれば、参考にと一応ここに出しております。

日本一の道の駅ということで、来場者数が年間で290万人、年間の売上高が18億円だそうです。

それでは続いて、あと3番目でございますが、旧遊技場「パチパチ」の購入後の構想や進捗状況はどうなっているのかということでお聞きいたしました。もうちょっと詳しく分かれば教えてください。

○大平 誠総合政策課長

町長からも答弁がございましたけれども、現在の中心市街地でございます「パチパチ」跡の活用につきましては、3月に購入させていただきました。5月の末には管理職の会議で、どういったものをつくったらいいのかというようなことで、提案とかアイデアをいただきましょうという

取組をさせていただきました。

また先月、この総合振興計画をつくる中では、係長級、補佐級の職員に対して、例えば、あそこの中心市街地を整備するとすれば、どのようなものがあるかというようなことで、御意見・提案をいただいたところでございます。

今後につきましては、補助事業という形で、国の有利なものがないかということで探しておりましたが、今現在、第2世代の交付金というものがございまして、ソフト事業、話し合い活動の事業に使える、それからプラス拠点整備という形で施設整備もできる。そして、インフラ整備ということで、3点をセットにした事業展開ができる第2世代交付金を活用していったらどうかというようなことで、こちらとしては考えているところでございまして、来年の1月ぐらいに交付申請が始まる、受付が始まるということでございますので、その間には、先進地研修を行いまして、取組につきまして勉強したものを、さつま町の中心市街地の活性化に向け、あるいは拠点整備に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○橋之口富雄議員

今、説明ございましたが、さつま町の一番中心地でございますし、そういうふうにいるんな住民の方の意見を聞いて、複合施設の立派なものを、賑わいのある一番、そこら辺もまた運転も大変でしょうけど、できるだけ良いやつを皆さんの意見を聞いて、これだけ商工会のほうも疲弊しておりますので、立派なやつを考えて構想してつくっていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

△散 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時31分

令和7年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

令和7年12月3日

令和7年第4回定例会一般質問
令和7年12月3日(第3日)

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
6	(11) 有川美子	<p>1 ひとり親家庭等医療費助成について 令和7年4月から子ども医療費が現物給付方式となった。一方、本町では、ひとり親家庭等医療費助成は償還払いのままである。町民より、医療助成費の払い戻し手続きの簡素化を要望する声が届いている。</p> <p>(1) 本町のひとり親家庭等医療費助成対象者数は。</p> <p>(2) 県内自治体では、子は子ども医療費助成制度を優先しての現物給付、その親は自動償還払いや、償還払いであってもLINEを活用した申請ができるなどの負担軽減が図られている。本町でも、医療費の払い戻し手続きの簡素化を実施できないか。</p> <p>2 新卒者・中途転入者の就労支援について 本町では転入者・新卒者を対象とした就労支援奨励金制度がある。交付要件等の見直しを求めて質問する。</p> <p>(1) 就労支援奨励金制度の実績及び採用した事業所等からの評価は。</p> <p>(2) 交付要件の企業に2年以上の正規雇用とあるが、雇用期間を2年以上にした理由は。 また、6か月や1年などへ見直しができないか。</p> <p>3 保育士の働きやすさの実現について 保育士の手当は地域間格差がある。保育施設が独自で手当を上げることは、経営圧迫につながり難しいのが現状である。そこで町独自の支援を求めて質問する。</p> <p>(1) 県内他自治体では、保育士の働きやすさを実現するための様々な施策を行っている。本町でも子育て支援の一環として、保育士への給与上乘せ補助や潜在保育士等就職奨励などを実施できないか。</p> <p>4 公務員の兼業解禁について 公務員の兼業は本年6月に地方公務員法に基づく新たな指針が示され、条件付きで正式に「解禁」された。これにより、任命権者の</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		許可があれば、営利活動を含む兼業が可能になったが、本町において兼業を解禁する考えは。

令和7年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和7年12月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
川崎里志	ほけん福祉課長	内村千鶴	ほけん総括監
久保田春彦	こども課長	太田竜也	産業・定住支援室長
藤園育美	教育総務課長	井手口勉	学校教育課長

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

1 1番、有川美子議員に発言を許します。

[有川 美子議員登壇]

○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。

それでは12月議会、最後の私、有川の一般質問をいたします。

今回、大項目を四つ通告しております。これには全てにおいて、「人口減少問題」と「さつま町から人がよそに移っていかないように」、そのようなことが一つのテーマとなりまして、四つの大項目を準備しております。

それでは、大項目1、ひとり親家庭等医療費助成について。

令和7年4月から子ども医療費が現物給付方式となりました。一方、本町では、ひとり親家庭等医療費助成は償還払のままです。町民より医療費助成等の払戻し手続の簡素化を要望する声が届いていますので、以下2点質問いたします。

(1) 本町のひとり親家庭等医療費助成対象者数は。

(2) 県内自治体では、子ども医療費助成制度を優先しての現物給付、その親は自動償還払いや償還払いであっても、LINEを活用した申請が可能など、働く親が役場に来なくても申請ができるなどの負担軽減が図られています。本町でも、医療費の払戻し手続の簡素化を実施できないでしょうか。

大項目2、新卒者・中途転入者への就労支援について。

本町では、転入者・新卒者を対象とした就労支援奨励金制度があります。交付要件等の見直しを求めて2点質問いたします。

(1) 就労支援奨励金制度の実績及び採用した事業所等からの評価は。

(2) 交付要件の企業に2年以上の正規雇用とありますが、雇用期間を2年以上にした理由は、また6か月や1年などへ見直しができないでしょうか。

大項目3、保育士の働きやすさの実現について。

保育士の手当は地域間格差があります。保育施設が独自で手当を上げることは、経営圧迫につながり、難しいのが現状です。そこで、町独自の支援を求めて質問をいたします。

県内他自治体では、保育士の働きやすさを実現するための様々な施策を行っています。本町でも子育て支援の一環として、保育士への給与上乗せ補助や潜在保育士等就職奨励などを実施できないでしょうか。

大項目4、公務員の兼業解禁について。

公務員の兼業は、本年6月に地方公務員法に基づく新たな指針が示されました。条件付で正式に解禁されたと理解しております。これにより任命権者の許可があれば、営利活動を含む兼業が可能になりましたが、本町において公務員の兼業を解禁する考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、有川美子議員からの御質問にお答えをいたします。

1点目のひとり親家庭等医療費助成についてでございます。

まず、本町のひとり親家庭等医療費助成対象者の数につきましては、本年10月末時点で、親が168人、児童が262人となっているところでございます。

この助成対象者数は常に変動しておりますけれども、近年の推移を見ても、減少傾向にあると理解しているところであります。

次に、県内の自治体では、子は、子ども医療費助成制度を優先してのこの現物給付を行っている自治体もあるということでございますけれども、議員御指摘のとおり、本町におきましては、重度心身障害者医療費助成事業やひとり親家庭等医療費助成事業など、資格要件に基づく制度を優先的に利用した上で、それ以外の対象者について、子ども医療給付事業での給付を行っているということでございます。

このため、今年度から子ども医療費給付が、窓口支払いのない現物給付方式に移行した一方で、ひとり親家庭医療費助成につきましては、従来の償還払い方式を採用しており、受給者の方々にとりましては、医療機関で一旦、自己負担をいただいた後、町へ申請していただく必要があるため、手続きが煩雑であるとの御意見もいただいているところでございます。

こうした課題を解消し、より利用しやすい制度とするために、本町におきましては、電子申請の導入に向け、準備を今進めているところでございます。

具体的には、セキュリティや、個人情報保護の観点を踏まえまして、LINEなどの身近なツールを活用し、スマートフォンから簡単に申請できる仕組みを整えることで、申請者の負担軽減と事務の効率化を図っていきたいと考えているところであります。

2点目の就労支援奨励金制度に関する御質問でございます。

本制度につきましては、企業の人材確保と地元就労の促進を支援し、本町の産業振興及び人口減少対策を図ることを目的としまして、平成30年度から制度化しており、現行制度としましては、令和8年度までの時限事業として実施しているところでございます。

転入者または新卒者のいずれも町内に居住し、企業に2年以上継続して正規雇用されている方を対象として、また、町内勤務者には20万円、町外勤務者には10万円を交付しながら、関係要綱に基づいて運用しているところであります。

これまでの実績としましては、転入者就労支援では累計242名が対象となり、そのうち197名が町内の企業に就職しているところであります。

また新卒者の就労支援につきましても、累計で102名が対象となり、そのうち65名が町内企業に就職しており、一定の地元定着効果が見られるものと認識しているところであります。

制度当初におきましては、就労者本人への奨励金に加えて、雇用された町内企業についても、1人当たり10万円の補助を行ってございましたけれども、より多くの転入者または新卒者への直接的な支援を重視する観点から、令和6年度より町内企業への補助金は廃止いたしまして、個人

への支援に集約を図ったところでございます。

企業からは、本制度があることで一定程度、この従業員の早期離職を防ぐ効果があるとの声もいただいている一方で、最近では、短期間で転職されるケースも増えてきていることを確認いたしているところであります。

このようなことから、公募要件の2年以上の継続雇用につきましては、定住施策としての効果と、一定期間その事業所に就労していただく観点からも、必要な期間であると考えているところであります。

この雇用期間の要件を短縮することにつきましては、制度利用のハードルを下げ、より多くの方に支援を届けられる一方で、本来の目的であります定住促進の効果が薄れるとともに、短期転職への促進、それから財政負担の大幅な増加も想定されるところでございます。

今後におきましても、制度の効果検証をはじめ、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、効果的な運用を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の保育士の働きやすさの実現についてでございます。

まず、保育士の処遇改善につきましては、国の制度に基づく処遇改善等加算が設けられておりますけれども、依然として地域間において格差が存在していること、また、子どもの数が減少する中で、町内の保育施設が単独で手当を引き上げることは、経営の圧迫にもつながり、安定的な保育の提供に支障をきたすおそれがあることを認識いたしているところでございます。

さつま町におきましては、現在、保育士に特化した給与上乘せ補助や、潜在保育士の就職奨励制度は設けていないところであります。

しかし、町内企業に正規雇用された新卒者に対し、新卒者就労支援奨励金を支給しており、町内勤務者には20万円、町外勤務者10万円を交付しています。

この制度は、保育士も含む幅広い職種に適用可能であります。

さらにこの若者定住、家賃補助金や住宅取得補助など、まちに定住しやすい環境を整える施策を展開しているところであります。

例えば、若者や新婚世帯が町内に転入し、正規雇用される場合、最大月額2万円の家賃補助を最長2年間受けられます。

これにより、保育士を含む、若年層の定住を後押ししているところであります。

また、潜在保育士の再就職奨励につきましては、国や県の制度、これは修学資金貸付け、再就職支援事業、宿舍借り上げ支援など、存在しておりますけれども、町としましても、これらの活用を周知・支援していくことが重要と考えているところであります。

保育士の働きやすさの実現につきましては、就労等に対する支援策も重要な課題であり、今後も検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、併せまして、まずはこの労働環境の整備に重点を置き、業務効率化を図るICTの導入や、新たに夏場の猛暑対策としての空調設備等の改善、それから庭園環境の整備など、幅広い施策を検討していきたいと考えているところであります。

このような政策を通じまして、保育士が安心して職務に専念できる環境を整え、保育の質の維持、それから向上につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、4点目の公務員の兼業解禁についてでございます。

令和7年6月に総務省から地方公務員の兼業に関する技術的助言が通知され、営利企業等への従事等につきましても、任命権者の許可を前提に柔軟に認める方向性が示されたところでございます。

本町におきましても、職員の自律的なキャリア形成や地域貢献の機会を広げる観点から、兼

業の在り方について、検討を進める必要があると認識しているところでございます。

ただし、兼業につきましては全面的に自由化されたものではなく、職務専念義務や公務の公正性の確保、それから職員の健康保持など、基本的な原則を満たすことが前提とされているところであります。

このため、本町としましては、現時点では兼業一律に解禁するという考えではなく、総務省の技術的助言や分科会報告書を参考にしながら、許可基準や運用方法を整理し、検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

具体的には、職務遂行に支障がないこと、利益相反が生じないこと、職員の品位を損なわないことといったこの基本的な原則を踏まえ、職員のニーズや地域の実情に応じて、職員と十分にコミュニケーションを図りつつ、ワークライフバランスに配慮しながら制度整備を進めていきたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○有川 美子議員

町長の1回目の答弁を受けまして、2回目の質問をさせていただきます。

まず、ひとり親家庭等医療費助成についてなんですが、こちらについては正直申し上げます。私の動きが遅くなりまして、実は町民の方からは、去年にもお声をいただいておりますが、私のほうで、すいません、子ども医療費が現物給付になるというところが決まりましたので、ひとり親家庭も償還払い、自動償還払いとかになっていくだろうと、ちょっと考えておりました。大変、私に声を届けてくださっていた保護者の皆様には申し訳なく思っておりますが、まだ間に合いますので、それでは2回目の質問をさせていただきますけれども、すみません、資料を今回お渡しています。その中で、こども課のほうから提供いただいた資料を御覧いただきたいと思います。

各医療費助成制度の概要を令和7年4月現在というのを、大変分かりやすくまとめていただいております。

こういったものであります。

子どもたちの医療費助成というのは3種類ございます。まず、さつま町が優先しているのが、「重度心身障害者医療費助成事業」、そして、その次に「ひとり親家庭等医療助成事業」、そして、「子ども医療費給付事業」とあります。対象は、それぞれ0歳であります。私が今回質問しています「ひとり親家庭」というのは、子どもだけでなく、その親が入るということを皆様に確認をさせていただいて、「重度心身障害者」は自動償還払いになっています。そして、「子ども医療費給付事業」は、現物給付。「ひとり親家庭」だけが償還払いが残っているということを情報で共有をいたしておきます。

役場へ病院に行ったあと、領収書などを「何月にどこに行った」、「何月にどこに行った」というのを仕分をして、役場に来て申請をしなければならない。これが大変煩雑であるというのが、まず私のところに来た保護者の方からの率直な意見でございます。

先ほど回答でございました電子申請というところで、実は曾於市のほうがLINEでの申請の受付を既にされております。これについての資料も、今回は、お出ししております。

お伺いいたします。

曾於市でのLINEというのは、パターン1、パターン2とあって、大変分かりやすいんですが、今検討していただいている電子申請というのは、このような似たような、分かりやすい形になるのでしょうか。分かっている範囲でお答えください。

○久保田春彦こども課長

ただいまの御質問でございますが、役場に行かなくても申請ができる仕組みなのか、また実施

する時期はいつ頃かという御質問でございます。

まず申請の仕組みにつきましては、町長から申しあげましたように、スマートフォンや、その他、タブレット・パソコンなどのコミュニケーションツールのアプリでありますLINEを活用しての申請の手続を計画しているところでございます。

今回、他の自治体の例等もお示しいただいておりますけれども、本町におきましても、LINE上で個人を特定する受給資格者番号や、申請に必要な項目等を入力いただき、添付書類として、必要な領収書については写真画像等を添付して送信していただくことで、申請要件を満たすことができると考えております。

したがいまして、役場窓口においていただいていた申請は不要となると考えております。

また実施の時期につきましては、現在システムの構築や、運用体制の整備等を行っているところであり、対象者への周知など、準備期間を考慮しまして、令和8年4月からの開始を予定しているところでございます。

○有川 美子議員

こども課長のほうに、お答えいただきました。

時期についてもお答えいただきまして、令和8年4月から、来年度からということで、役場に来なくて済むというのは大変大きな進歩であると思えます。

ひとり親家庭の保護者の方、私に訴えてこられた方は、お仕事をしながら、どうしても役場に行く日に仕事を何時間かでも休んでいかなければならない、どうにかできないかということと、あと医療機関で違う親子と会ったときに、子ども医療費のほうで現物給付で受けて行く子たちは、会計が早くどんどん帰っていくそうなんです。自分は自分の子どものことだけど、仕事も休み、1人で子どもを育てながら来ているときに、「何で、私はすんなりと帰れないんだろうかって、そんなことを思うんだ」っておっしゃっていました。

これが解消していただければ、医療機関では無理ですけれども、まずは申請が役場に来なくて済むというところですね。仕事を休まなくても大丈夫。ここのところをしっかりと、令和8年4月から導入できるように要請をいたします。

そして、私がこれ最終的に町長のほうに要請したいことは、今、申請の手続っていうのは、これからよくなるっていうのは分かりましたけれども、やはり、子ども医療費給付事業を最優先に、子どものほうにはしていただきたいんですね。

御存じのとおり、南さつま市ですとか、ほかのところたくさんところが、北薩の中でも、もう既に子どもっていうのはもう既に現物給付だというふうになっている。もう4月からとか始まっていますので、ここを求めてまいりたいと思いますが、先ほども御覧いただいた、こども課からの資料「各医療費助成制度の概要」というところを御覧いただきながら、お聞きください。

これを見ますと、この3つのところで、まず非課税世帯と子ども医療費助成は、課税世帯で、町と県で、県の事業がありますので非課税世帯には2分の1は、県のほうが持ってください。そして、課税世帯のところでも、未就学児については、県から自己負担分を超える部分の2分の1というのが事業がございます。簡単に申し上げれば、町の税金から出る金額が、この分は県が持ってくださいっているところなんです、いかがなんでしょうか。実際に、この制度を私が最終的に求める子ども医療費、子どもは全部、現物給付としたときに、財政的に何名ぐらいで、幾らぐらいの予算を確保しなければならないか、分かればお示しください。

○久保田春彦こども課長

ひとり親家庭と重度心身障害者医療の対象者が子ども医療で賄った場合ということでございますが、今現在ちょっとまだ試算をしているところでありまして、正式な数値等については、また

今後、お示ししたいと考えております。

○有川 美子議員

そうですね、制度を町長も含め、役場全体が「子どもは、もう現物給付でいきましょう」と決めていただいてからの試算になるかもしれませんが、決してさつま町の財政は、厳しいとは言っても、この子ども医療費できないような財政ではないと私は考えておりますので、どうでしょうか、町長、子どもの医療費、現物給付、ひとり親のお母さんとか、いろんな方が医療機関で「自分のところだけは、まだ手続があるんだなあ」って、何かちょっとした悲しい気持ちがないように、子ども医療費給付事業を優先というふうにはしていただけませんか。町長にお伺いします。

○上野 俊市町長

この件につきましては、県議会の中でも議論されているようでございまして、なかなか県のほうも、この財政的なものを踏まえまして、これはもう国のほうで責任において、全国一律の医療費助成制度という形で確立してほしいというような回答もされているようでございます。

本町におきましても、今ありましたように、まだ正確な試算をいたしておりませんが、やはりこれが単年度でやっぱり終わるわけではございませんので、1回これを全て現物給付となりますと、これはずっと続いていくこととなりますので、それなりの財政負担というのは当然ながら生じてくるものと思っております。

ここあたりのしっかりとした試算を踏まえまして、また全体的なこの制度の在り方も踏まえながら、これはまた検討していきたいと思っております。

できれば、先ほど申しましたように、もう国が全国一律とした取扱いにするのが、「この町はこう」、「この市はどう」という話ではないと私は思っておりますので、ここあたりは国へもまた町村会等でも、働きかけをしていきたいと思っております。

○有川 美子議員

町長に御回答いただいたとおりで、県議会でも議論がありますし、私も、国が正直一括で、もう全自治体にしていれば、それがこども家庭庁もございまして、いいというふうには思っておりますけれども、やはり、私のところに来るひとり親の方からの相談では、一つ、もうはっきり言いますね「薩摩川内市のほうが手続きも楽だし、いろんなことがあるし、まちも大きいから、薩摩川内市においでよ」って誘われているんだそうです。これは1人ではないんですね。働く場所は、正直町内だけでなく、町外にもあるので、いろんなこのあとの項目でもありますけれども、転入してきても、「もっと楽になるよ」っていうような誘い文句があるんだそうです。

私は、1人でも、いえ、そこには子どもさんがいらっしゃいますから、一つの世帯が、さつま町に本当は住みたいけれど、いろんなことで出ていくってことを防ぎたいと思っております。

どうぞ、町長善処していただきまして、御検討、そして、実現の要請をいたします。

それでは1番目の質問を終わらせて、大項目2に移ってまいります。

新卒者と中途転入者の就労支援について質問をいたしておりますが、まず、先ほど町長から累計について、御回答いただきました。すみません、ちょっと細かいんですが、令和6年度の実績を聞いてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○太田 竜也産業・定住支援室長

令和6年度の実績でございますけれども、令和6年につきましては56名の転入という形になっているところでございます。対象者が56名で、うち転入者が56名ということでございます。新卒者の就労支援のほうにつきましては、対象者が6名で、転入者についてはゼロという形にな

っております。

○有川 美子議員

ちょっと細かく、昨年度の実績をお伺いいたしました。

転入者のほうは56名ですね。対象者分そのまま、新卒のほうは6名なんだけれども、転入者、さつま町じゃなくて町外に住んでいて、さつま町で新卒で来ているっていう方がいないということでもありますね。

これまで新卒者とか中途の転入者とか、あと先ほども答弁であったように、企業への補助金を出していた、いろんな担当課が、制度の改善についてしてきたことは私も理解はしているんですが、やはり、はっきり申し上げまして、もう本当に一人一人、人口を増やすということが大変厳しい今の時代に、北薩のさつま町の近隣の自治体っていうのは、やはりここにも力を入れていらっしゃる。足りないというふうなことは、金額のことは今回、申し上げませんが、期間というところで求めてまいりますのが、(2)の小項目ですが、例えば薩摩川内市の場合、新卒者の方へ企業に勤めて6か月、あちらは地域の「つんペイ」ってありますね。「つんペイ」をお持ちでいらっしゃるの、6か月经つと新卒者の方にも「つんペイ」で、10万円でしたかね。もう交付が補助が行くんです。もう結局、地域経済を回す、その地域の通貨の「つんペイ」と、新卒者が、もうはっきり言って6か月ぐらいついて、4月に入社するとよく言われる5月になると少し落ち込み、半年ぐらいついて辞める人は辞めていく、転職する人は転職する。その間をどうにかつなぐというような意味も含んでいるのではないかと、私の社会人経験から思うことでもあります。

ですので、ちょっと2年以上というのは、実績に基づいての補助金の交付だと思いますが、少し長いと私は考えております。

定住のための補助金なんですけど、定住っていうところの定義っていうのがどうしても調べても分からない。その自治体ごとの定義があるのかと思うんですが、さつま町では定住というのは、定義はどのようにお考えでしょうか。

○太田 竜也産業・定住支援室長

定住の定義ということでございますが、一般的なこの行政実務におけます定住というのは住民登録を行い、また生活の本拠として継続的に居住される状態を指すものということで、理解をしているところでございます。

御質問の現在の本制度につきましてですが、定義につきましては2点あるところでございます。

まず1点目につきましては、交付要件におきまして、企業に引き続き2年以上雇用すること。

また2点目としまして、この申請日において、転入者または新卒就労者となった日から、引き続き町内に居住し、本町に住民登録をしていることということ、この2点が、この制度における定住の実質的な要件ということで理解したところでございます。

○有川 美子議員

何年というところを自治体で制度上では、やっぱり企業2年以上というところなんですけど、私は前職介護福祉士であります。先ほど、保育士のお話をしたんですが、保育士とか介護福祉士の置かれている立場って似ていてですね、国のほうが処遇改善で給与を上げるっていうのをしていたんですけども、やはり仕事のしんどさ、キツさに関して、なかなか厳しい手当であるというところなんですけど、もう一つ似ていることは、働く場所が辞めてもたくさんあるっていうところなんです。どこも、すいません、ほかの業種のことは、今回はおきます。保育業界も介護業界も、ほかの業種もなんですけど、全て人材が不足しているっていうところで、働く場所は資格があるので、もうはっきり言ってどこでもあるっていうのが、この現状があるんです。

その中で、2年っていうのは、先ほど申し上げた6か月もしくは1年でもなんですが、途中で、迷うんですよ。やっぱり働く場所があれば、少しここはキツイから変わろうかなと思ったときに、もちろん企業・事業所の皆様の努力はあるけれども、町ができることとして、そこに今、例えば、ある新卒者20万円でも、半分でもいいので、2年のところを半分にして1年でも、ここまで頑張れば町がこんなふうに応援してくれるっていう、そういう補助があるんだっていうのは、引き止める一つの材料になるかと思えます。

あと、事業所の皆様には大変申し訳ないんですが、今、新卒の方、そして中途の方もですが、大体、新卒は全国的に3割の方は、3年以内に転職しています。職を変えています。会社を変えています。そういう現状の中で、少しでも引き止める材料ということで、町は企業にも引きとどまってほしいけれども、町内にも引きとどめたいと私は考えるんですね。

なので、半年もしくは1年というところの期限というところですね、町が決して、退職をしていくということを、早期の退職を推奨するようなそんな形ではなくて、引きとめたいという形で、御検討をいただけないかと思えます。この交付要件の緩和については、最終的に御検討いただけるかどうか、町長にお伺いします。

○上野 俊市町長

この問題につきましては、やはり先ほど議員からもありましたように、資格取得をされている方、非常にこれはもうやはり先ほどありますように、どんな職場でも行けるというような状況下にありますが、一方、事業者側の立場に立ちますと、もうせっかくこの1年雇用し、2年雇用し、やっとこれから次、入ってこられる方々の指導もしていただける、そういうような立場になった方々が、やっぱり辞めていくというのは、非常に事業者にとりましては、大きな損失になるんじゃないかなということ、やっぱりそういう話も我々も聞いているところであります。

そのようなことから現在2年という、この線引きはさせていただいておりますけれども、やっぱり昨今、目まぐるしく変わる情勢、人口減少等によりまして、労働者が減っていく、このような状況の中では、また、これはその状況等に合わせた見直しというのは当然していかねばならないと考えているところでございます。

○有川 美子議員

町長のおっしゃるとおりであると、私も理解をいたします。

ですが、おっしゃったとおり、社会的なこの流れというのが、大変変わっていくのが早くなっております。3年とかですね、大体制度を新しくつくったときに、3年というふうな形でしておりますが、もちろん見直しをされていますけれども、これについてはしっかりと見直しをまた要請をいたします。

企業の皆様にも、前は補助金があったのがなくなったっていうのも、私としては残念かなと思っておりますので、その点についても、もう一度、再考を要請いたします。

この2番目の質問を終えて、3番目の大項目のほうに移ってまいります。

保育士の皆様の働きやすさの実現について、今回これも資料を出しております。

こちらは、鹿児島市のホームページの資料を簡単にまとめたものを1枚お出しいたしました。

私、先ほど申し上げました1番目で、県内のほかの自治体では、働きやすさを実現するいろいろな施策をしていると。その1例で、自治体としての規模は違いますけれども、大変すばらしいものなので、お願い申し上げます。

鹿児島市は「3つの保育愛」って書いて「オモイ」というふうにホームページに出ております。

「保育士の働きやすさの実現」、「保育士が子どもと向き合う時間を増やす」、そして「潜在保育士や現役保育士をサポートする」ということで、いろんな支援をしている中で、今回、私が

注目して質問しているのは、給与の上乗せになります。

こちらのほうは、お給与のほうに常勤の保育士等、月に2万円、非常勤の保育士等にもございます。月上限1万円ということで、このような財政的には大変な負担だと思えますけれども、実際に、保育士個人に対して町内で働いていただくためのそういった思い切った施策をしてあります。

そしてもう一つ、すみません、出水市の資料を出しております。

出水市のほうも、「出水市人材確保育成支援事業の紹介」ということで、1枚で分かりやすくしてある中に、有資格者の現場復帰促進というところで、保育所のほう、6か月以上現場を離れた有資格者の現場復帰の奨励というところで、こちらは常勤月額1万円、最大2年間、非常勤、月額1,000円の月額の上限1万円というふうにしてあります。このような中に、給与の上乗せというのは大変ほかの自治体でも、私いろんなところで聞いたんですが、なかなか踏み切ることが難しい財政上というところなんです、さつま町の近隣の自治体が、やはり出水市もやっていらっしゃいます。大変言い方あれなんです、人材が簡単に流れていってしまう今だからこそ、こういう上乗せっていうのも必要かと思うんですが、すみません、鹿児島市・出水市が給与の上乗せをしているってことは御存じであったでしょうか。

○久保田春彦こども課長

保育士等に関する支援策につきましては、先ほど議員のほうからありましたように、鹿児島市の政策が非常に大きいところもございますけれども、保育士の毎月の給与に対する上乗せ支援というのは、なかなかほかの自治体ではやっていなくて、就職したときに一時金としての補助制度があるというところで、出水市を始めとして、いちき串木野市、あるいは薩摩川内市もありますが、霧島市などが実施して、これらを私どもも参考にしながら、今後どうしていくかということについては考えているところでございます。

○有川 美子議員

こども課長にお答えいただきました。

今回こういう質問するに当たり、私としては、補助金を先にいろんなことと言うというのは、なかなか控えていたタイプなんですけれども、やはりほかの自治体っていうのが、財政負担が大きくとも人材確保というところに動いていらっしゃる。この現状の中で、さつま町が先日、議会と保育園の先生方と意見交換があったときも、とても現状は厳しいと、財政だけでなく、もちろん子ども的人数も減っているっていうのもあるんですが、保育士の先生の年代ですね。あるところは、「20代はいなくなりました」と。「一番若い先生が30代であります」、「いや、30代でも後半なんです」とかですね。「40代・50代というふうになっています」と、こそとおっしゃった方がいらっしゃるんですが、私も50代なんですけど、結婚して子どもがいたら、もしかしたら、孫が生まれているかもしれない年代になってきているんですね。

保育士の先生たちベテランの先生は大変、長年子どもたちと関わっているので、とても素晴らしい先生方が多いんですけれども、やはり保護者の皆様は20代とか、もちろん10代もいらっしゃるかも10代・20代・30代と、やはり同じぐらいの年代の保育士の先生からも話を聞いたりとか、いろんなコミュニケーション取りたいという気持ちがあるんですね。ですので、保育士の皆様の働きやすさをよくしながらも、環境って先ほどおっしゃったけれども、環境ICTとか、猛暑対策はもちろんしていきたいんですけど、個人へのお給与のちょっとした気持ちの余裕っていうんですかね。そちらを町のほうでしていただきたいと思っております。

こちらのほうは、財政的なこともあると思いますので、最終的に、何年度からと本当は気持ちは、令和8年度からですけれども、まずは財政と、そして担当課のほうと、町長、検討をしてい

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上野 俊市町長

保育士の取り巻く状況と現況等については、十分そういう厳しい状況だというのは捉えておりますけれども、もうこの関係等については、保育士だけじゃなくて、町内全体のやっぱり人材確保というのが大きなやっぱり問題となっているところでございます。

保育士の方だけをということに関しては、なかなか難しい部分があるかと思っております。これはもう全体的な人材確保という観点から、先ほど申しましたこの就労奨励金等もございまして、またそういういろんなのを組合せながら、幅広く適用できるような制度というのを構築していく必要があるかと思っております。

議員がおっしゃるように、保育士の現状というのは十分理解はしておりますけれども、やはりこれはもう保育士の問題だけではなくて、全体的な人材確保という中で、検討していくということで御理解いただければありがたいと思っております。

○有川 美子議員

町長がおっしゃったとおり、保育業界だけではない。もちろんそのとおりです。ですので出水市の資料をお出しいたしました。出水市のほうは、現場復帰促進のところではありますが、障害者福祉施設・介護保険事業所・保育所等、そして医療機関・建設業、こういう人材確保が資格があるところですね。そういうところに、やはり就職奨励金支給事業というところで、しっかりと給与の上乗せという形で人材確保をしております。

人材確保企業を助ける、もちろん地域経済の発展というのも大変重要でありますので、こちらのほうは、研究そして検討を前向きにさせていただくことを要請いたしまして、4番目の最後の質問へと移ってまいります。

公務員の皆様の兼業解禁。もうこちら、実は私、昨年度から考えていたことが一つございます。

公務員の皆様の退職に向けての私は兼業、第2の人生を考えたときに、自営をする自営業の皆様もあれば、スタートアップ企業を起こそうとか、いろんなことを考えられると思うんですね。ただし今、少し退職の年齢がだんだんと引き上がるころではありますが、公務員という本当に町と町民の皆様のために働いてくださったことを生かして、培った経験を生かして、今度は違う世界でっていうのを考えていただくために、兼業っていうのが私は考えていただけないかなと思っていたところに、本年6月総務省の通知というところで、通知がございました。

任命権者の許可があればということなんですけど、まずは今現在、前の現行制度の中で兼業というのを、許可をもらっている職員の方がいらっしゃればお示してください。

○富満 悦郎総務課長

今御質問にありました兼業といいたいでしょうか、営利企業の従事許可申請といいますけれども、その許可をもらっている職員ですが、この令和7年度で26名の常勤職員、件数でいえば34件でありますけれども、許可申請を行っております。

業務の内訳としては、主に消防団員あるいは公民会の役員、あとは農業などの自営業が、多いところになっているところでございます。

○有川 美子議員

公務員の皆様が地域の中でも御活躍いただいているっていうことだと思います。消防団員であったりとか、公民館の役員ですね。大変なり手不足のところにお力をいただいているということが分かるんですが、解禁を受けまして、いろんな自治体の知っている議員と意見交換したんですが、新聞のほうにも日置市が「農業解禁です」とかっていうのは、掲載されたりもありましたが、ほかの自治体でも農業が第一次産業で、基幹産業というところはもう既に、それはもう同じよう

な形で、営利事業の従事という形で許可しているということなのですが、この総務省が通知をしていて、大きく解禁となった事情には、地域の中における人材不足に公務員の皆様が力を貸してほしいというような気持ちが入っているんだと考えております。

そういう中で、先ほどおっしゃってました「地域の実情に応じて、利益相反がないように、品位を保つ公務員」の仕事がメイン。公務員の皆様が公務員としての仕事がメインですから、それに支障がないようにということはありませんけれども、私は新卒の方が、例えば、さつま町を公務員を選んでいただく方が減ってきていますけれども、公務員を選んでどこに行こうかとしたときに、さつま町って、こういう新しい制度にも素早く対応していて、将来、兼業というところも可能性があるんだなっていうふうに感じていただけると、注目される、選んでいただける選択肢が増えるのではないかと考えております。

そういった中で、こちらメリットというのはちょっと言い方が悪いんですが、デメリット今考えられる、私が考える上でのデメリットっていうと、やっぱり町民の皆様からの御理解かなと思います。

公務員の皆さんが自営業だとか、いろんなことをしたときに、民業圧迫じゃないかとか、何で公務員がそんな2つも仕事をしないといけないのかと。公務員は恵まれているじゃないかと、そういう御意見もあるかと思うんですが、私は、ライドシェアであるとか、地域経済で足りないところ、もちろん農業もですが、そういったところでの御活躍につながると考えています。

今、すみません、私がこの質問をしたことによって、本年度6月総務省の通知に基づいて、制度を大幅に解禁、私は全事業と思いますが、大幅に解禁するに置いて考えられるデメリットといえますか、仕組みをやっていないといけないこと、例えば、人事労務の関連など、その辺を教えてくださいませんか。

○富満 悦郎総務課長

今ありましたとおり、やはりこのメリットとしては、この地域に大きく貢献するものというふうにとらえているところでもありますけれども、やはり気をつけなければならないところというところで、やはり職務の公務員としての専念義務、それから、信用失墜行為とか、守秘義務、こういったものがありまして、公務員にはやはり重い服務規律が課せられているということでありますので、ここをしっかりと守っていくということ。

あとは、営利企業などに従事する場合には、やはり利害関係のある企業との兼業、それから、長く労働時間がなりますので、主にはやはり過重労働、時間が長くないようにするところ、やはり考えていく必要がある部分になるところでございます。

○有川 美子議員

そうですね。過重労働というところ、簡潔に言えば、職員の皆様兼業という形をされるということで、人事労務のマネジメントっていう部分で、いろいろと今までにないことが想定されるのではないかと考えております。

なぜかと言うと、営利企業に例えば雇用していただいた場合に、今、公務員の皆様は、自分の担当課の中に自分の例えばいらっしゃる上司、課長がいらっしゃいますが、ここの部分と、もし違うところで兼業すると、そこにもやはり上司であるとか、仕事仲間とかいろいろ出てくるといことで、こちらの兼業の企業の中でも、いろんなもちろん守秘義務とか、いろいろ出てくると思うんですが、正直、公務員の皆様は、公務員としての服務規程のほうが、もちろんこれが最優先でありますので、きっと、全ての業種を解禁となっていくと、この営利企業に勤めたいんだっていうときの許可を出すときに、この営利企業さんに対しても、例えば公務員の皆様が、災害が私たちの町で起こったときには、ごめんなさい、兼業をしてもらっては困りますよね。そう

ではなくて、とにかくそのときには公務員の仕事に専任して、町の災害の対応をするんだ、こういったいろんな機会があるときに、御協力くださいね。というような、お願いといたしますか、そういったことも必要になってくるのかなあと、ちょっと考えております。

一方、すみません、労働時間というところで、ちょっとお示しいただきたいんですが、公務員の皆様が、労働時間というところで、兼業できる時間のところ、もう一つの会社で、もし働いたときって、もう既に労基法の時間を超えてしまうので、給与的に25%アップとかって、そういったことが出てくるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○富満 悦郎総務課長

勤務時間の関係ですけれども、私ども1日単位で申し上げますと、7時間45分が勤務時間となります。8時間までが、超過勤務外の時間になりますので、その1日単位で考えれば、15分までということで、それ以上、ほかの兼業先で働いてしまうと、その部分がもう超過勤務というような扱いになるというところでございます。

○有川 美子議員

1時間15分、週の中であるというふうに、週5日ということだと思うんですが、こちらのほうも十分に働きたいというような職員の方がいらっしゃる時には、この点についても、きちっと御理解いただく、町側から超過勤務のほうをお支払いするってことはちょっとできないので、これはもう絶対できないと私は思いますので、企業さんのほうに恐れ入りますが、こちらのほうはというふうなお願いといたしますか、御理解をいただく必要もあるかというふうに考えております。このように、ハードルがちょっと高いなという感じの質問すると、あれなんです。

やはり地域経済を回していく中で、私たち一人一人の人口が減ることってというのは大変苦しいことであります。1人の方が働ける労働生産性を上げていくしかないと思うんですね。地域経済をこのまま衰退させるわけにはいかない、さつま町は、今から、まだまだ、さつま町として発展していくっていうのを私たちは諦めるわけにはいきませんので、この労働生産性というところを上げるというところで、公務員の皆様にも、すみませんが御協力といたしますか、したい方ができるように、兼業してみたいと思った方ができるように制度というところで、本年の6月に通知をされてからですので、まだまだいろんな決まり事、規定などはできてないところが多いと思います。この辺は、職員の皆様の中で、すみません、どのような機会があるか分かりませんが、しっかりと、どうやったら服務規程も守りながら、地域経済の発展に資することができるかという視点で、御検討・議論していただくってことを要請したいと思います。

ただ一つ、ただ一つ、農業とか、あと茶畑でも一時的に被せる者とか、あぁいったものを、一時的なちょっとした時間だけの手が欲しいとか、そういったところには、お役に立てるのではないかと考えていますので、前向きにしていきたいと思いますんですが、新卒の方に限って、私はすみません、勝手ながら、新卒の方の選択肢の一つになればさつま町がいいんですが、1年とか2年とかは、兼業はちょっと待っておこうねっていうのは必要かなと思います。

やはり公務員の仕事のほうをしっかりとさせていただいた上で、余裕が出てきたところでしていただくっていうのがいいのかなっていうふうに思います。

その点はまた考慮いただければと思っておりますので、この公務員の兼業解禁というところについては、これからの今、お働きになっている公務員の皆様、そして、これから入ってきていただく、公務員になっていただく皆様ですね。仕事仲間とのライフプランニングの中に入ってくるということで、御議論を要請いたします。

では、最後まとめます。

私は今回は、人材の減少を食い止める、もしくは人材を確保という点で全てにおいて、大項目

四つ人材というところで質問をさせていただきました。

1番目のひとり親家庭等の医療費助成のところは、電子申請というところはしていただけるということですが、最終的に子どもは、子ども医療費等給付事業を優先、ここを御検討といえますか、実施を、実現を要請したいと思います。

そして、2番目の中途・新卒者のところもですね、ほかの隣接自治体がいろんなことをしております。どうぞ研究していただいて、さらにさつま町に人が来ていただき、残っていただけるように、企業の皆様のお考えとのバランスも考えていただきながら、研究と検討を前向きにお願い申し上げます。

そして、同じく保育士の働きやすさについても、まず保育施設への先ほどのICTとか、猛暑対策は大変結構なことです。進めていただき、ただ保育士個人に、出水市とか鹿児島市などがしているような給与上乘せ、こういったところを、ぜひ御検討をお願いいたします。

財政的にいろいろな制約といえますか、財政を極端に圧迫するということはできないけれども、まださつま町の財政というのは、いろんなことができる余地があると私は考えておりますので、私が申しあげました四つの大項目、前向きに検討していただくことを強く要請をいたしまして、有川美子、一般質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

△散 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時29分

令和7年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

令和7年12月4日

令和7年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和7年12月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
川崎里志	ほけん福祉課長	久保田春彦	こども課長
山口良浩	農林課長	上谷川征和	森づくり推進監
永江寿好	担い手支援室長	山口泰徳	さつまPR課長
太田竜也	産業・定住支援室長	原田健二	建設課長
木場哲志	消防長	藤園育美	教育総務課長
中村英美	社会教育課長		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第 4 議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について
- 第 5 議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 6 議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について
- 第 7 議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について
- 第 8 議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について
- 第 9 議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について
- 第10 議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について
- 第11 議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について
- 第12 議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について
- 第13 議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について
- 第14 議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について
- 第15 議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について
- 第16 議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について
- 第17 議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第18 議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第19 議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について
- 第20 議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第21 議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第22 議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第23 議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第24 議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第27 議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
- 第28 議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第29 議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第30 議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第31 議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	6 1	さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	6 2	さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について
	6 3	さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
	6 5	さつま町火災予防条例の一部改正について
	6 9	さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について
	7 6	さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について
	7 7	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
	7 8	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
	9 1	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 7 款 財産収入（関係分） 1 9 款 繰入金 2 1 款 雑入（関係分） 2 2 款 町債 歳出 4 9 2 款 総務費（関係分） 5 0 3 款 民生費 5 1 4 款 衛生費 1 2 款 公債費 人件費全部 第2条 繰越明許費の補正 第3条 債務負担行為の補正 第4条 地方債の補正
	6 4	さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について
	6 6	さつま町コミュニティセンター条例の廃止について
	6 7	さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について
	6 8	さつま町交流館条例の廃止について
	7 0	さつま町農村広場条例の廃止について
7 1	さつま町きらら公園条例の廃止について	
7 2	さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について	
7 3	さつま町ふるさと創生館条例の廃止について	
文教経済 (第2委員会室)	6 4	さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について
	6 6	さつま町コミュニティセンター条例の廃止について
	6 7	さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について
	6 8	さつま町交流館条例の廃止について
	7 0	さつま町農村広場条例の廃止について
	7 1	さつま町きらら公園条例の廃止について
	7 2	さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について
	7 3	さつま町ふるさと創生館条例の廃止について

委員会	議案番号	件名
	74	さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について
	75	さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について
	79	さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について
	80	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
	81	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
	82	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
	83	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
	84	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
	85	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
	86	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
	87	さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
	88	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
	89	北薩広域公園の指定管理者の指定について
	90	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
	91	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 17款 財産収入（関係分） 18款 寄附金 21款 雑入（関係分） 歳出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、11月28日に提案がありました議案第61号から議案第91号までの議案31件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

○新改 秀作議長

まず、日程第1「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第2「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、日程第4「議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について」、日程第5「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」

○新改 秀作議長

次は、日程第2「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」から、日程第5「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

1件だけ。一般的なことになりましたが、旅費に関する条例、これの一部改正についての関係です。

ちょっと中身がよく分かりませんのでお尋ねいたしますが、今回改正された案件については、準則、例の定めというのがほとんどではないかなと思うんですが、この中で、町のほうで単独で

規定の改正をしようというものがあれば、そこの部分をお知らせいただきたいと思います。

○垣内 浩隆財政課長

今回の国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正にならって改正をするところでございますけれども、国・県の改正につきましては、日当について廃止となっておりますが、こちらにつきましては、国・県におきましては、宿泊を伴う場合のみ、宿泊手当一晩当たり2,400円の支給をするといった形になっております。

本町としましては、この2,400円の形ではなくて、これまでどおり現行の日当支給2,000円、宿泊をした場合4,000円といった形での支給を考えているところでございます。ほかの分につきましては、同じような形での改正となっております。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」、日程第7「議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について」、日程第8「議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について」、日程第9「議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について」、日程第10「議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について」、日程第11「議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について」、日程第12「議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について」、日程第13「議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について」、日程第14「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」、日程第15「議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について」、日程第16「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」

○新改 秀作議長

次は、日程第6「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」から日程第16「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」までの議案11件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案11件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案11件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第17「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第18「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第19「議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について」、日程第20「議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第21「議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第22「議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第23「議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第24「議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第25「議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第26「議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第27「議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、日程第28「議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第29「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」

○新改 秀作議長

次は、日程第17「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から日程第29「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」までの議案13件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案13件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案13件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第30「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」

○新改 秀作議長

次は、日程第30「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」

て」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、上別府ユキ議員の退場を求めます。

〔上別府 ユキ議員退場〕

○新改 秀作議長

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号については、配布してあります議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

上別府ユキ議員の入場を求めます。

〔上別府 ユキ議員入場〕

△日程第31「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第31「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

財政課長にお尋ねをいたします。

今回の指定管理者に対する指定管理料については、債務負担行為も提出されているわけですが、公募をやられて、指定管理を希望される方々が、それぞれ指定管理料を含めた形での応募をされたかと思うんですけれども、これらを含めずに当初予算のほうで多分もう額は決定されるかと思うんですけれども協定を結んで、本当は、この指定管理者の希望を出された時点で、指定管理料もあわせて提案をされるかと思うんですが、こら辺の当初予算との関連といいますか、今回、何でその文章表現となったのか、そこら辺についての説明を求めたいと思います。

○垣内 浩隆財政課長

ただいまの御質問でございます。

基本的には、債務負担行為の限度額を数値化して記載をするものが原則ということでございますが、先般の提案のときに説明しましたとおり、地方自治法第4条に基づく、予算の調製様式で、こういった限度額について「金額表示が困難な場合は文言で表示してよい」という形になっております。

この指定管理料につきましては、申請を10月までに公募・非公募、合わせまして申請のほうをいただいております。

この金額と財政課のほうで試算しました指定管理料、こちらと比較しながらという形で、先般の全員協議会のほうで指定管理の予定額ということで示させていただきましたけれども、その額をもって協議をしていきたいということでございます。

この金額については、令和8年度の当初予算におきまして、計上したいということで考えているところでございます。

今回の文言で表示をさせていただいた理由につきましては、令和8年度からの指定管理期間において、賃金スライド・物価スライド、こういったものを導入しながら、2年度目以降の指定管理料について、柔軟に対応していきたいということで考えております。

こちらにつきましては、現段階でこの上昇率が見込めないということでございまして、ここににつきまして、現段階での上昇率、繰り返しになりますけれども、ここが見込めないということで、今回は現段階で不確定であるということから、文言で表示をさせていただいたところでございます。

○宮之脇尚美議員

ある程度、理解をいたします。

非常に現在、物価高も進行いたしておりますし、人件費等もまた変動するのかなというふうに感じるわけですが、指定管理者が、経営がある程度、収益もあるかと思うんですけれども、そこら辺の調整も含めてですね、当初までに十分な検討をされて、本人が申請された指定管理料が適当かどうかという部分については、再度精査をされて、当初予算に計上されるべきかというのは思いますので、これらについては要請をいたしておきたいと思います。

○新改 秀作議長

ほかに質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

1件だけお願いいたします。

12ページの予算書の関係ですが、予防接種事業の関係で、扶助費を計上してございます。

1名、被害者救済が生じたということですが、これについては、これまであまりコロナの関係の健康被害というのは、今までテレビ等でもよく聞いておりましたけれども、本町では、ここに出てきたということでございますけれども、これについての対応というのは、どういった形でされてきているのかなというふうに思いますので、そこらについて説明をお願いします。

○川崎 里志ほけん福祉課長

ただいまの御質問に関してですが、現在、町内で、この救済制度を利用している救済が5件ということになっております。

詳細につきましては、個人情報等もございまして、お話することができませんが、いずれにしても御本人さん方が病院等を受診されまして、症状の改善というのにつなげていただいております。

こちらで救済する部分につきましては、医療費、あと医療手当というものが別途、支給をさせていただく形で対応しているということになっております。いずれにしても、国の部分ということになっております。

○中村 慎一議員

ありがとうございます。

ただ、もう5件あるというような話であります。これについて被害者の方は、国に対してという話なんでしょうけれども、理解をされて、納得されていらっしゃるのか、そこらはどういう状況なんしょうか。非常に反感があつて、訴訟に至るとかいったような、そういうことには至っていないのか、そこはちょっと説明をいただければ、よろしく申し上げます。

○川崎 里志ほけん福祉課長

町内の5名の方に関しましては、理解を示されているというふうに理解しております。

○新改 秀作議長

ほかに質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号については、付託してあります議案付託表のとおり、分割して、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から12月8日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月18日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時46分

令和7年第4回さつま町議会定例会

第 5 日

令和7年12月18日

令和7年第4回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和7年12月18日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸良光	廣議員	2番	上別府ユキ	議員
3番	堅山秀樹	議員	4番	徳留和樹	議員
5番	橋之口富雄	議員	6番	古田昌也	議員
7番	桑波田大	議員	8番	武さとみ	議員
9番	宮之脇尚美	議員	10番	柏木幸平	議員
11番	有川美子	議員	12番	川口憲男	議員
13番	中村慎一	議員	14番	新改秀作	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早崎行宏	事務局長	神園大士	事務局長補佐兼議事係長
奥平一樹	議事係主任		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上野俊市	町長	角茂樹	副町長
中山春年	教育長	富満悦郎	総務課長
大平誠	総合政策課長	垣内浩隆	財政課長
川崎里志	ほけん福祉課長	久保田春彦	こども課長
山口良浩	農林課長	上谷川征和	森づくり推進監
永江寿好	担い手支援室長	山口泰徳	さつまPR課長
太田竜也	産業・定住支援室長	原田健二	建設課長
木場哲志	消防長	井手口勉	学校教育課長
中村英美	社会教育課長		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第 4 議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について
- 第 5 議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 6 議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について
- 第 7 議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について
- 第 8 議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について
- 第 9 議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について
- 第10 議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について
- 第11 議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について
- 第12 議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について
- 第13 議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について
- 第14 議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について
- 第15 議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について
- 第16 議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について
- 第17 議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第18 議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第19 議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について
- 第20 議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第21 議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第22 議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第23 議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第24 議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第27 議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
- 第28 議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第29 議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第30 議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第31 議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第32 議案第92号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第33 所管事務調査報告の件
- 第34 議員派遣の件
- 第35 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第4回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、日程第2「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、日程第4「議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について」、日程第5「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第6「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」、日程第7「議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について」、日程第8「議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について」、日程第9「議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について」、日程第10「議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について」、日程第11「議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について」、日程第12「議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について」、日程第13「議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について」、日程第14「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」、日程第15「議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について」、日程第16「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」、日程第17「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第18「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第19「議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について」、日程第20「議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第21「議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第22「議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第

23「議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第24「議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第25「議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第26「議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第27「議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、日程第28「議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第29「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」、日程第30「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」

○新改 秀作議長

日程第1「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から、日程第30「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」までの議案30件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長登壇〕

○柏木 幸平総務厚生常任委員長

おはようございます。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」、「議案第63号 さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、「議案第69号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘条例の廃止について」、「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」及び「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分、以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、指定管理者の指定に係る「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」及び「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」以上の議案2件についても、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その主な概要を申し上げます。

まず、議案第63号であります。

今回の改正は、上位法の改正に伴い、関係する3件の条例を一括して改正しようとするもので、主な改正内容は児童虐待防止に関する規定の改定と健康診断に関する規定の改正であります。

質疑の中で、児童虐待等に対する対応について、町だけでなく児童相談所等の関係機関がお互いに連携を図りながら対応していくことが必要であるが、どのように考えているのかただしましたところ、地域の民生委員や「さつまくらし・しごとサポートセンター」等と連携を図り、包括

的な支援をそれぞれの専門的な立場から行っていくことが重要であると考えている。また、こども家庭センターの設置も現在検討しているとのことでもあります。

この回答を受けて、部署ごとの対応ではなく、包括的に各機関と連携を図りながら対応していくことが重要であるため、さらなる連携体制の充実について要請したところでもあります。

次は、議案第65号であります。

今回の改正は、消防庁次長通知により条例準則の一部改正が行われることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。改正の主な内容は、火災予防条例上の火災警報の明確化や、林野火災警報を発令した時は、火の使用制限となる区域を指定できることとし、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明記し、消防長又は消防署長が届出の対象となる期間及び区域を指定できることとするものであります。

質疑の中で、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について、届出の対象となる期間及び区域の指定に対し、どのような指定を考えているのかただしましたところ、期間は通年とし、区域については、気象台等から発表される気象概況が町全体を一つの区域として扱っていることと、火入れ許可の対象区域が、森林又は森林の周囲1キロの範囲で指定されるが、本町の場合は、町全域が該当していることなどから、一部の区域ではなく町全域を指定することとあります。

次は、議案第69号であります。

これは、さつま町公共施設等総合管理計画に基づき、さつま町老人福祉センターいぬまき荘を廃止することに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

質疑の中で、施設の廃止の要因について、施設の補修や一部の改修は検討しなかったのかただしましたところ、これまで改修等も検討してきたが、耐震性が不十分であること、立地場所が土砂災害警戒区域内であることが最終的な廃止の要因であるとのこととあります。また、これまでいぬまき荘で行ってきた健康教室等の老人福祉施設としての機能は、鶴田保健センターに移行することとあります。

次は、議案第76号であります。

今回の改正は、神子地区コミュニティセンターほか12施設が本年度末をもって用途廃止になることに伴い、さつま町公の施設使用料徴収条例及びさつま町宮之城ひまわり館条例ほか3件の関係する条例を改正しようとするものであります。

質疑の中で、施設が廃止になり普通財産になることについて、廃止後の管理についてはどのように考えているのかただしましたところ、活用方法を検討しながら、将来的に解体する施設についても、維持管理や防犯等については安全を期す必要があると考えている。普通財産についても、引き続き必要最低限の管理を行っていくとのこととあります。

次は、議案第77号であります。

指定管理期間を5年間とし、明廣建設株式会社を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、経営状況についてただしましたところ、ホテル舟等のイベントがなくなったことや温泉プールの休止等の影響により現在の経営状況も厳しい状況であることから、新たな事業の展開や経営形態の見直し等を検討されているとのこととあります。

この回答を受けて、今後は健康ふれあいセンターの収支状況も踏まえて、指定管理料について検討するよう要請したところでもあります。

次は、議案第91号の関係分であります。

歳出の2款1項16目、諸費には、公民館施設整備事業に係る経費として84万円が計上さ

れております。これは、改修困難となった公民館の解体撤去に対する補助金であります。

次に、3款1項3目、障害者福祉費には、補装具給付費として267万6,000円が計上されております。これは、身体障がい者等の機能を補完し、又は代替するための補装具の購入費用等に対し給付を行うものであります。

質疑の中で、座位保持装置について70万円が計上されており、高額であることについてただしましたところ、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者用の装置であり、オーダーメイドになることから高額になっているとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

○橋之口富雄文教経済常任委員長

おはようございます。

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第64号 さつま町特産品等販売施設条例の一部改正について」、「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」、「議案第67号 さつま町柏原地区集会施設条例の廃止について」、「議案第68号 さつま町交流館条例の廃止について」、「議案第70号 さつま町農村広場条例の廃止について」、「議案第71号 さつま町きらら公園条例の廃止について」、「議案第72号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の廃止について」、「議案第73号 さつま町ふるさと創生館条例の廃止について」、「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」、「議案第75号 さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について」及び「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」（関係分）、以上の議案11件については、いずれも原案可決すべきものと決定し、指定管理者の指定に係る「議案第79号 さつま町平川生産物直売所の指定管理者の指定について」、「議案第80号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、「議案第81号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、「議案第82号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、「議案第83号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、「議案第84号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第85号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、「議案第86号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、「議案第87号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、「議案第88号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」及び「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」、以上の議案11件については、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その主な概要を申し上げます。

まず、議案第75号であります。

さつま町紫尾森林総合利用施設(神の湯キャンプ場)について、町の公共施設等総合管理計画に基づき廃止することから、本条例を廃止するものであります。

質疑の中で、施設の収支状況についてただしましたところ、令和6年度実績で収入は約445万円(指定管理料345万7,000円、事業収入約99万円)、支出は447万2,000円、単年度収支2万4,000円の赤字であるが、指定管理料を除くと約348万円の赤字であるとのことであります。

さらに、今後の施設の管理についてただしましたところ、指定管理は令和8年3月末で終了するが、すぐに解体するものではない。4月以降は貸付または公募による民間活用を検討しており、紫尾区、神の湯温泉施設、民間業者等と協議中である。また、バンガロー、キャンプ場は存続し、ふるさと創生館(体育館)については、将来的に撤去する方針である。農村広場についてはオートキャンプ場への転換も検討しているとのことであります。

現地調査において、執行部の説明と地元の認識に大きな食い違いがあるとの意見があったため、中村委員から「紫尾区館長及び施設管理人を参考人として委員会に招致する」動議が提出されましたが、採決の結果、不成立となりました。

次は、議案第80号であります。

さつま町宮之城ちくりん館について、指定管理期間を5年間とし、引き続き、北さつま農業協同組合を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、アイスクリーム・パンコーナーが操業停止中であることについてただしましたところ、営業再開については、費用対効果を考慮し、北さつま農業協同組合との間で十分協議しながら進めたいとのことであります。

次は、議案第85号であります。

さつま町宮之城伝統工芸センターについて、指定管理期間を5年間とし、引き続き、協同組合特産品フレッシュ宮之城を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、入館者数及び収支状況についてただしましたところ、入館者数は令和4年度4,624人、令和5年度5,226人、令和6年度4,843人で推移し、令和6年度の収支は64万3,000円の赤字であるとのことであります。

この回答を受けて、近年、赤字傾向が続いていることから、町から指定管理者に対し、経営指導を徹底するよう要請したところであります。

次は、議案第88号であります。

さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館について、指定管理期間を5年間とし、引き続き、特定非営利活動法人ひっ翔べ！奥さつま探険隊を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、大鶴ゆうゆう館の現在の利用状況についてただしましたところ、令和4年度以降、食事の利用客、食事以外の利用客ともに年々増加傾向にあり、ダム管理所職員をはじめダム工事関係者、さらに町内企業の方などの幅広い利用があるとのことであります。

次は、議案第91号の関係分であります。

まず、歳出の7款1項4目、ふるさとさつま応援寄附金事務費には、ふるさと納税寄附金の受入額増加に伴う経費1,774万8,000円が計上されております。

質疑の中で、寄附額の現状についてただしましたところ、令和7年度の受入額は令和7年11月末時点で、前年の総額2億3,500万円を上回っている。今後12月までは駆け込みの寄附金受入が、相当数見込まれるとのことであります。

次に、10款3項1目、中学校管理費には、宮之城中学校分教室開設準備のための備品購入費

683万3,000円が計上されております。

質疑の中で、パーテーション2室の費用について、505万7,000円で計上されているが、高額ではないかたまたましたところ、今回、整備するパーテーションは可動式ではなく、床に固定する方式を採用し移設することもできるフレキシブルな仕様である。また、教室の向きを変えられるようパーテーションの一部にホワイトボードシートを貼れる仕様とするため、この金額となったとのことであります。

次に、10款5項8目、文化センター管理運営費には、文化施設建設基金積立金355万1,000円が計上されております。これは、基金の積立での利子について、当初予算時に見込んでいた利率から大きく増加したことに伴い、増額分を計上するものであります。なお、今回の補正により、文化施設建設基金の総額は24億9,520万5,576円となる見込みであります。

質疑の中で、宮之城文化センター建設の結論についてたまたましたところ、令和7年6月定例会において、町長が年内に結論を出す所信表明で述べており、現在、準備を進めているところである。地質調査や物価高騰などを踏まえ、年内には報告するとのことであります。

最後に、「紫尾区関連4件の廃止条例について」特に町長の出席を求め、見解をたまたしたところであります。

議案第75号「さつま町紫尾森林総合利用施設条例の廃止について」を含む、紫尾区関連4施設の廃止条例について、地元指定管理者が納得されない中で進められていることについて、町長の見解をたまたしたところ、「合併から20年が経過し、公共施設等総合管理計画に基づき利用が少ない施設や収益が見込めない施設の整理に取り組んでいる。施設の老朽化が進めば、さらに経費が増加することから、行政財産から普通財産に変更することに御理解をいただきたい。本施設の指定管理の終了に伴い、これまで指定管理者と協議を進めてきたが、今後の施設の在り方については、紫尾区の温泉とキャンプ場を組み合わせた使い方を検討したいという話もあることから、地元には丁寧に説明しながら協議を進めていく」とのことです。

この回答を受けて、紫尾区の方々が施設の開設以来、30年近く管理してきた経緯を踏まえ、地元の方々に敬意を表し、4月以降の協議についても、しっかりと進めていただきたいと要請したところでもあります。

なお、議案第75号の採決については、起立採決で諮った結果、賛成5人、反対1人の賛成多数により原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の概要等を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても、慎重に審査した次第であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第61号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 さつま町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第62号から議案第65号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」から「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案4件について、一括して採決します。

議案第62号から議案第65号までの議案4件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第62号 さつま町職員等の旅費に関する条例及びさつま町出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部改正について」から「議案第65号 さつま町火災予防条例の一部改正について」までの議案4件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第66号から議案第74号までの議案9件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」から「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」までの議案9件について、一括して採決します。

議案第66号から議案第74号までの議案9件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第66号 さつま町コミュニティセンター条例の廃止について」から「議案第74号 さつま町郷土文化保存伝習館及びふれあい広場条例の廃止について」までの議案9件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第75号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 12人〕

○新改 秀作議長

起立多数です。したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第76号 さつま町公の施設使用料徴収条例等の一部改正について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第77号から議案第89号までの議案13件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」までの議案13件について、一括して採決します。

議案第77号から議案第89号までの議案13件に対する各委員長の報告は、可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第77号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から「議案第89号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」までの議案13件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第91号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第31「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」

○新改 秀作議長

次は、日程第31「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、上別府ユキ議員の退場を求めます。

〔上別府ユキ議員退場〕

○新改 秀作議長

それでは、本案に対する文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

○橋之口富雄文教経済常任委員長

文教経済常任委員会の付託議案の審査結果を報告します。

「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」につきましては、慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

ただいまの文教経済常任委員長の報告について、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、本案に対する討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

上別府ユキ議員の入場を許します。

〔上別府ユキ議員入場〕

△日程第32「議案第92号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第32「議案第92号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題

とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは「議案第92号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてでございます。

これは、保健体育施設費及びその他、所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,900万9,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第92号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

1点だけ、確認をさせていただきます。

補正予算書の8ページのところに温泉管理費のところ、佐志ニュータウンのところの補償補填のほうがありますが、こちらのほうは、温泉を引き込んでいる住宅のほうで、ボイラーの故障で、それをついていうことの補償だと思うんですが、ちょっとここの説明のほうと、またボイラーの故障によって、温泉を引き込んでいる住宅の方は、台所を含む全てがお湯を使えない状態なのかどうか、そこの説明を求めます。

○太田 竜也産業・定住支援室長

今回のこのポンプの故障によりまして、佐志ニュータウン団地における温泉を供給されている世帯が6戸でございます。

そのうち3戸が定期的に使用されている状況でございますが、ただいまありました温泉を利用されている方のうち、そのうち2戸については、もともと給湯設備を有されていないために、現在もまだ水で生活をされている状況でございます。大変、御不便をおかけしているところでございます。

○有川 美子議員

もう端的に言えば、2つの御家庭は、今も全く台所とか、いろんなところのお湯も全くお湯も含めて出ないと、この寒いときに、もう全て水しか出ないということで、よろしいでしょうか。

○太田 竜也産業・定住支援室長

現在、給湯施設がない関係で、そのような状況でございます。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」という呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第92号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第92号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって、「議案第92号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第33「所管事務調査報告の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第33「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員会が調査中でありました事項について、報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長長の報告を求めます。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長登壇〕

○柏木 幸平総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員会の所管事務調査の概要について、御報告を申し上げます。

令和7年11月13日から14日にかけて、佐賀県多久市と、みやき町で、それぞれ調査を行いました。

まず、多久市であります。佐賀県のほぼ中央部に位置し、四方を山に囲まれた盆地で、人口が1万7,000人余り、行政面積が96.5平方キロメートルの市であります。

同市は、儒学の層と言われる孔子の功績を称える国の重要文化財、多久聖廟が有名な町でもあります。

多久市では、「ドローン物流を活用したまちづくり」について調査を行ったところでございます。

同市の一般社団法人ソラトチの代表理事の呼びかけにより、まちづくり協議会が中心となり、行政が先行して導入していたドローンを、まちづくりに活用してはどうかとの協議会での声があったため、行政との交渉を重ね令和3年に過疎地域持続的発展支援交付金事業の認定を受けて、100%の国庫補助で、まちづくり協議会へのドローンの導入が実現したとのことであります。

同協議会では、これまで地方創生加速化交付金によるシェアリングシティの認定を受けたほか、総務省の地域におけるIoT学び推進事業、地方創生推進交付金やテレワーク交付金の活用などにより、中心市街地の活性化や賑わいづくり、街並みづくり事業、修学旅行生の受入れ、ドローン活用によるイベントや講習会の開催のほか、ドローン制作関連会社2社の誘致を実現され

ております。

なお、協議会でドローンの一層の活用促進を図るため、住民を対象としたワークショップを開催されたようですが、定期的に運行を希望するような意見はなかったようです。

現在、物流については、試験飛行を行っているほか、今後、災害予報等がある場合は、関係住民への上空からの避難の呼びかけ、行政へのリアルタイムの映像提供のほか、災害発生時は、赤外線カメラを使った捜索などにも活用したいとのことであります。なお、消防団でもドローンを保有し、災害等で運用しているとのことであります。また、ドローン運行に必要な二等無人航空機操縦士資格者は数名いるが、将来、大型のドローン導入に備え、一等資格者の確保が課題となるようであります。

法人の代表理事の説明では、近い将来、高齢化の進展や遠隔診療の拡大に伴う薬剤配送、人口減少に伴う買い物支援など、山間地域集落には欠かせないツールであるとの信念のもとに、ドローン運行の充実を図っていききたいとのことであります。

次に、みやき町であります。佐賀県の東部に位置しており、久留米市と筑後川を隔ててほぼ対岸に位置しており、人口2万5,000人余り、行政面積が51.9平方キロメートルの町であります。

久留米市の中心部までは車で20分程度と利便性の高いところで、郊外型の大型ショッピングセンターや新築の戸建住宅が建ち並んでおり、今後も発展する要素が高いと思われる町でもあります。

みやき町では、「MAGOボタンを活用した高齢者の見守り及び防災サービス」について調査を行ったところであります。

MAGOボタン、(あとにマゴコロボタンに名称変更)は、直径10数センチの大きな円形で青色のボタンがついており、高齢者の生活をサポートすることを目的に開発されたもので、コンセントに挿すだけで使用でき、Wi-Fiなどは不要で、日付や天気、災害情報、薬の服用時間、ごみ出し日などを音声で通知することが可能であります。体調異変などの緊急時は、ボタンの押し方によってコールセンターを呼出し、コールセンターから内容確認の電話連絡があるため、困り事の相談ができるほか、家族への安否確認も録音して送信できるなど、シンプルで多機能なデバイスであります。

初期導入は、平成31年度に100台ほどを導入し、令和3年以降は300台ほどが貸し出されております。なお、新規の希望者に備えて、100台は町で保有されているほか、5年間のリース代が、100台当たり500万円ほどで、年間の維持管理費が50万円から100万円程度必要であり、すべて町で負担されております。

実物を使用して説明がありましたが、通知を受信すると、ボタン周りのLEDで、発信元が色分けして表示されるため、どこからの通知か確認できるほか、音声通知を直接ボタンからき聞けるため、携帯電話やパソコンよりも高齢者にとっては便利な機能が備わっているようであります。なお、実物の音声を直接聞いたところ、少し音声小さく聴力が弱い高齢者が使用するには厳しいと予想されること、停電の場合、バックアップ機能がないため使用できないこと、音声は単方向であることから、電話のように双方向での会話ができないことなど、課題もあるように思われたところであります。

以上、今回の所管事務調査について概要を申し上げましたが、多久市のドローンについては、全国の各自治体でも災害用を除き、あまり普及していないことから、本町での利活用の在り方については、議論の余地があると考えますが、高齢化の進行や人口減少、山間地に点在する集落、広い行政面積を有する本町の実情等を踏まえ、中・長期的な視点から執行部でも十分検討する価

値があるものと考えます。

また、みやき町のMAGOボタンであります。音量や停電時のバックアップ、双方向の会話などが可能となれば操作が極めて簡単なことから、高齢者や障害者にとっては確実な通信手段として、現在の防災無線よりも遥かに利便性の向上が図られ、災害時での安否確認等でも容易に可能となると考えます。

したがって、今後、執行部をはじめ、福祉関連団体等との意見交換等を踏まえた検証が行われるよう、要請しておきます。

以上、調査の概要を申し上げ、報告いたします。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、ただいまの総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

○橋之口富雄文教経済常任委員長

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

令和7年11月11日から13日にかけて、茨城県つくば市においては、スマート農業の取組について、群馬県川場村においては、道の駅と交流事業の取組について、東京都千代田区においては、移住定住の取組について調査を実施しました。

まず、茨城県つくば市の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）においては、高齢化や担い手不足という農業の構造的課題に対応するスマート農業の最前線について、調査を実施いたしました。

スマート農業とは、ロボット技術やAI、IoTなどの先端技術を活用した次世代型農業であり、労働力不足の解消、作業の省力化、収量・品質の向上を実現する切り札として、全国的に注目を集めております。

令和元年度から開始された実証プロジェクトは、令和5年度時点で全国217か所に展開され、鹿児島県は北海道と並び、約20か所と導入事例の多い地域となっております。

水田作における具体的な技術として、自動運転トラクター、GPS搭載田植機、スマート水管理システム、農薬散布ドローン、収量計測コンバイン、IoT乾燥機などが実用化段階に入っております。

実証データによれば、田植機の苗箱使用量が10アール当たり18枚から8枚へと半減し、コスト5割削減、作業時間も40%短縮を実現しております。特に水管理システムでは、作業時間を60%削減、ドローン散布では従来の動噴散布と比較して平均62%の時間削減が可能であるとのことであります。

衛星データとAI解析を組合せた栽培管理支援システムは、作物の生育状況、病害虫の発生予測、雑草の分布状況などをリアルタイムで把握し、ドローンによる生育計測により、ほ場ごとの追肥判定を支援するなど、農業のデジタル化を象徴するものであります。収量計測コンバインでは、ほ場ごとの収量とタンパク質含有量を自動記録し、次期作の施肥設計に活用できるだけでなく、低タンパク米の選別により高付加価値販売も可能であるとのことであります。

一方、フル装備でのスマート農業導入には3,500万円から5,000万円という多額の初期投資が必要であり、投資回収には相応の経営規模が必要となるとのことであります。また省力化技術として、直播栽培の概要について説明がありました。

乾田直播では、育苗と田植え作業が不要となり、ジャンボタニシ対策にもなる利点がある反面、専有機械の購入費用、収量の2割程度の減少、雑草管理も難しさといった課題があるとのことであります。

本町のような中山間地域では、大区画化されたほ場を前提とする技術の導入は容易ではなく、基盤整備が必要なことから本格的な導入は難しいものの、一部の技術については導入の可能性があると感じたところであります。

次に、群馬県北部に位置する川場村は、人口約2,900人、高齢化率40%という典型的な中山間地域でありながら、全国屈指の成功事例として知られる道の駅を核とした地域振興モデルを確立しております。明治以来、一度も合併することなく、独自の道を歩んできた川場村は、観光農園やスキー場を有する地域であります。道の駅「川場田園プラザ」は、全国道の駅ランキングで何度も第1位を獲得し、年間290万人という驚異的な集客を実現しております。

施設の特徴は、大型建築物に頼らず、自然の地形を活かした公園型レイアウトにあります。池、芝生広場、遊具施設、レストラン、農産物直売所、体験工房がうまく配置され、広大な駐車場と余裕のあるオープンスペースが訪問客に快適な滞在環境を提供しております。また同施設は、国土交通省が指定する広域的な災害拠点「防災道の駅」に選定されており、大規模災害時には救援物資の供給拠点や広域的な活動拠点として機能する役割を担っております。平時における交流拠点としての機能と災害時における防災拠点としての機能を併せ持つ点は、今後の道の駅整備において、重要な視点であると感じました。

この成功の背景には、昭和50年度から続く、東京都世田谷区との縁組協定に基づく都市農村交流事業があります。「世田谷区民のふるさとをつくる」というコンセプトのもと、昭和61年に第3セクター「株式会社世田谷川場ふるさと公社」を設立、小学校5年生を対象とした2泊3日の山村留学プログラムを核として交流を深めてきました。令和6年までの累計参加者は46万7,000人に達しております。

世田谷区が川場村を選定した理由として、「観光地化されておらず、豊かな自然と田園景観が残る地域であったため」との説明がありました。

道の駅は平成4年から本格的な計画策定を開始し、6万平方メートルの敷地に総事業費31億4,000万円、国・県補助30%、過疎債64%、一般財源6%を投じて、平成10年に開業しました。以降、時代のニーズに応じた増設とリニューアルを重ねているということでもあります。

運営は、第3セクターへの指定管理方式を採用。令和6年の売上高は18億円、来場者数290万人を記録しました。

開業当初は赤字経営が続き、存続が危ぶまれる状況にありましたが、転機となったのが民間企業経営者への運営委託でありました。村長自ら依頼に赴き、「行政は一切口を出さない」という条件のもとで、経営も変えたことが今日の成功につながっております。民間の機動性と創意工夫、行政の安定性と信用力を組み合わせた運営モデルは、農家所得の向上、販売収入に加え、加工・飲食による付加価値創出、高齢者の生きがいづくり、若者の雇用創出を実現し、「何もない村」から「川場田園プラザがある村」という誇りと地元愛につながっているとのことであります。

最後に、東京都有楽町に拠点を構える「ふるさと回帰支援センター」は、都市から地方への移住促進と都市農村交流を推進する中核的組織であります。

東京と大阪に相談窓口を設置し、全国1,700自治体のうち700自治体が参加する日本最

大級の移住支援プラットフォームとして、移住希望者が「まずを訪れる場所」となっており、年間5万件以上という膨大な相談に対応しております。

移住希望者アンケートの分析によれば、人気の移譲先は地方都市が最も多く、次いで農村、山村、漁村の順となっており、重視される条件として、就労機会の存在、良好な自然環境、住居の確保、交通利便性が挙げられます。

移住希望地ランキングでは、長野県・山梨県・静岡県・群馬県・栃木県などの首都圏近郊の自然豊かな地域が上位を占めております。鹿児島県は10年前の12位から13位という高順位から、近年は20位前後で落ち着いているようであります。

移住定住の実態として地域おこし協力隊として地方に入り、任期終了時に適した就業機会があるかどうかで、定住が決まるケースが一般的とのことであります。また、移住者が抱える不安として、地域コミュニティとの関係性、子育て環境、主体的な人間関係構築などが挙げられました。移住者がその地域でどのような役割を担い、どう関わるかが定住の鍵となるとのことであります。重要なことは移住者数という量的目標ではなく、地域の仲間として受け入れられる質的な関係性であり、「まず1人、1家族から始めて、そこから仲間の輪を広げていく」という地道なアプローチが成功の秘訣のことであります。

センター内には、全国各地の移住情報コーナーやブースが設置されており、移住相談者は無料で相談を受けることができます。移住促進の成果は、自治体による積極的な働きかけやセミナー開催の頻度が大きく影響するとのことであります。また、ふるさと回帰支援センターの鹿児島県担当者から、本町の産業・定住支援室及び青寄直樹地域プロジェクトマネジャー（元地域おこし協力隊）の活動について高い評価をいただきました。特に青寄氏は東京での交流イベント等を積極的に企画、開催するなど、本町と都市部をつなぐ架け橋としての中心的役割を担っており、加えて県内の市町村の地域おこし協力隊とも積極的にコミュニケーションをとり、ネットワークの構築や情報交換を通じて、県全体の移住定住施策の推進に貢献しているとのことであります。このような広域的な視野と実践力を持つ人材の存在が、本町の移住定住施策を推進する上での大きな強みであると感じたところであります。

今回の調査を通じて、農研機構においては、スマート農業は担い手不足、高齢化への重要な対策であり、中山間地域である本町においても、リモートセンシングや自動水管理システム、ドローンを活用した農薬散布など導入可能な技術から検討していく必要があると感じました。

川場村においては、「何もないから選ばれた」という原点が印象的であり、地域が持つ本来の魅力を最大限に生かし、道の駅「川場田園プラザ」という一つの成功事例から複数の事業へと展開した点は、本町における地域振興を考える上で大きな参考になるものと考えます。

ふるさと回帰支援センターでは、移住者の支援体制や地域材の受け入れ体制が移住定住の要であることを再認識しました。本町においても「住んでよかった」と感じてもらえる環境づくりに加え、町の魅力を的確に伝える情報発信が必要であり、地元住民の理解と協力は不可欠だと感じたところであります。

以上、調査の概要を申し上げ、所管事務調査の報告といたします。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、ただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。

これで、所管事務調査報告を終わります。

△日程第34「議員派遣の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第34「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第35「閉会中の継続調査の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第35「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 新 改 秀 作

さつま町議会議員 桑波田 大

さつま町議会議員 武 さとみ